

世田谷区第 2 期文化・芸術振興計画
(案)

1 月 14 日現在

世田谷区

区長挨拶

委員長挨拶

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 文化・芸術振興の意義（文化・芸術振興の基本的な考え方）	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
第2章 文化・芸術振興の背景	4
1 文化・芸術を取り巻く動向	4
2 世田谷区の文化・芸術の特色と歩み	6
3 世田谷区における文化・芸術に関わる現状と今後重点的に取り組む課題	9
第3章 計画の基本的考え方	11
1 将来像（目指すべき姿）	11
2 計画の視点	12
3 計画の体系	14
第4章 文化・芸術施策の展開（施策目標）	16
施策目標について	16
“世田谷の文化・芸術振興のサイクル”について	16
施策目標1 生涯を通じて誰もが文化・芸術に親しむ	18
施策の方向1 ライフステージやその人の状況に応じた文化・芸術の取り組み	
施策の方向2 暮らしの中で文化にふれ、感じることができるまちづくり	
施策目標2 文化・芸術活動をつなぎ、育てる	25
施策の方向1 区民の自主的な文化・芸術活動の支援	
施策の方向2 交流・連携機会の充実と文化・芸術活動をつなぐ担い手の育成	
施策目標3 世田谷の文化・芸術を継承し、創造する	31
施策の方向1 世田谷の歴史・伝統文化の継承と活用	
施策の方向2 文化・芸術の創造とそれを担う人材の育成	
施策目標4 子どもや青少年の創造性を育む	39
施策の方向1 子どもや青少年が文化・芸術にふれる機会の提供	
施策の方向2 子どもや青少年の文化・芸術活動の支援	
施策目標5 文化・芸術をコミュニティに活かし、広げる	44
施策の方向1 文化・芸術の波及力を地域コミュニティに活かす取り組み	
施策の方向2 文化・芸術に関する情報発信	
第5章 重点取り組み	50
重点取り組み1 文化・芸術に関する情報の集約と発信	50
重点取り組み2 文化・芸術の力を生活や地域に活かす	52
重点取り組み3 次代を担う世代の文化・芸術振興	53
重点取り組み4 文化・芸術を身近に感じられる環境づくり	55

第6章 計画推進の体制 57

- 1 庁内連携による推進 57
- 2 区と公益財団法人せたがや文化財団との協働による推進 57
- 3 大学をはじめとした多様な機関や団体との連携・協働 58

資料編 59

- 1 世田谷区第2期文化・芸術振興計画検討委員会設置要綱 60
- 2 世田谷区第2期文化・芸術振興計画検討委員会委員名簿 61
- 3 世田谷区第2期文化・芸術振興計画検討委員会開催日程及び概要 61
- 4 世田谷区第2期文化・芸術振興計画（素案）に関する区民意見募集概要及び結果 62
- 5 世田谷区民意識調査（平成24年5月実施）「文化活動について」 63
- 6 区内文化・芸術活動団体に関する実態調査 74
- 7 文化・芸術活動施設（区内民間施設）に関する実態調査 79
- 8 公共施設実態調査 84
- 9 文化・芸術活動施設（区内大学）に関する実態調査 86
- 10 文化芸術振興基本法 87
- 11 世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例 92
- 12 これまでの世田谷区における文化・芸術振興に関わる歩み 94
- 13 主な文化施設における展覧会等の開催状況 99

第1章 計画策定にあたって

1 文化・芸術振興の意義（文化・芸術振興の基本的な考え方）

文化・芸術は、創造性の源として社会的価値を生み出し、人々の心に潤いや安らぎをもたらし、豊かな人間性を育むなど、人々の生活の質を向上させる力を持っています。

また、文化・芸術に親しむことは、想像力を培い、人を慈しむ心を芽生えさせます。さらに、様々な人の文化的背景等を理解することにより、お互いが尊重しあい、人々がともに平和に暮らす社会の実現につながっていくという視点でとらえると、その意義は次のように整理できます。

幼少の頃から文化・芸術にふれることは、想像力と創造性を育み、多様な価値観を受け入れる心を養い、人と人との絆を結ぶ社会の基盤を形成していくことが期待されます。また、文化・芸術は、人々の消費行動に影響を与え、高い付加価値を生み出すとともに、文化施設があることで人が集まり、周辺の商業施設の利用などにより経済効果をもたらす、経済活動の発展につながります。さらに、福祉及び医療の分野において癒しや治療にも役立てられているなど、様々な分野で文化・芸術の持つ力が活かされています。このことから、文化・芸術振興は、心豊かな人間形成とともに、現代社会における生活の課題等の解決の糸口や、様々な文化的背景を持つ人とのつながり等、文化の多様性を維持し、世界平和につながるものです。

そのため、高度に情報通信化されたグローバル社会にあって、人々の価値観や生き方の多様化が進む中、今こそ、こうした文化・芸術の持つ力や果たす役割を改めて見つめ直し、その振興を図っていくことが大切です。

世田谷では、個人や団体による文化・芸術に関する自主的かつ積極的な活動や、文化施設を支えるボランティアによる活動等が多く行われており、区民の文化・芸術に対する関心は高くなっています。また、世田谷は、文学、映画等の作品の舞台としても数多く登場しており、区民にとって文化・芸術が身近に感じられる、きっかけがあるとも言えます。

これらのことは、世田谷の魅力であり、区民にとってかけがえのない財産です。これらの財産を活かし、様々なコミュニティの構成員である区民一人ひとりが、誇りやアイデンティティをもとに、安らぎを感じることができる区民生活と地域社会を実現するため、区や民間団体等との連携・協働により文化・芸術の振興に取り組んでいくことを意義深く捉えています。

2 計画の位置付け

(1) 区民を主役として、区民と協働していくための計画

世田谷区では、区民の文化・芸術への関心が高く、個人や団体による文化・芸術活動が活発に行われています。これまで区が取り組んできた先進的で多彩な事業は、区民の文化・芸術に関わりたいという欲求によるものと言っても過言ではありません。区だけで行うのではなく、区民、団体、民間等との連携・協働をこれまで以上に密にするとともに、区民が主体となって活動していくことができる環境を整え、さらなる文化・芸術の振興を図っていくための計画です。

(2) 世田谷区の条例に基づく計画

「文化芸術振興基本法」第4条に、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されています。これを踏まえて制定した、「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」第3条で、「区は、前条に規定する基本理念に基づき、文化及び芸術の振興を図るための計画を策定し、及び振興施策を推進するものとする。」と規定しています。本計画は、「文化芸術振興基本法」、「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」に基づく計画です。

(3) 条例の理念を前提とするプラン

この条例には、3つの基本理念が示されています。これは、本計画においても、一貫して前提となる考え方です。

文化及び芸術に関する活動における自主性及び創造性は、尊重されなければならない。

文化及び芸術を鑑賞し、その活動に参加し、及び創造することのできる環境の整備が図られなければならない。

文化及び芸術の振興に当たっては、区、区民、民間団体、その他自治体等の相互の連携が図られなければならない。

(4) 世田谷区文化・芸術振興計画が想定する文化・芸術

この計画で想定する文化・芸術とは、美術、デザイン、文学、音楽、演劇、舞踊、映画やマンガ、アニメなどのメディア芸術、能・狂言といった伝統芸能、落語・講談といった芸能等の文化芸術、茶道・華道・書道等の生活文化、囲碁・将棋等の国民娯楽、文化財、史跡や歴史的遺産、伝統工芸、民俗芸能や年中行事等の地域の伝統的文化、さらには、景観や風景・街並み等の文化的な環境、生活様式等、人間の生活とその精神活動に関わることを総体を想定しています。

第2章 文化・芸術振興の背景

1 文化・芸術を取り巻く動向

(1) 文化芸術を取り巻く情勢の変化

近年、長引く不況や東日本大震災等の影響により、社会経済情勢は急速に変化し、文化・芸術を取り巻く情勢や環境等も大きく変わっています。

行政の役割の見直し等により、民間の活用が促進され、民間による文化施設への指定管理者制度の導入や、民間と行政との連携・協働による取組み、企業のメセナ活動等、文化・芸術分野における民間の役割がますます高まっています。

また、少子高齢化が進む中、文化・芸術活動の担い手不足や地域コミュニティの衰退等、憂慮すべき状況が広がりつつあります。そのため、地域における活動の担い手を育成し、次世代へ継承していくとともに、文化・芸術の持つ力を発揮させることにより、地域コミュニティの活性化や教育、福祉、観光、産業等、幅広い分野への波及効果が期待されているところです。

さらに、インターネットやスマートフォン、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等の急速な普及により、区内外、国内外を問わず交流を深めることや、文化・芸術に関わる様々な情報を短時間かつ広範囲に享受することが、今まで以上に可能となっています。こうした情報技術を活用した文化・芸術の広がりも期待されるところです。

(2) 国の動向

国では、文化芸術の振興に対する国民の要望の高まり等を背景に、平成13年12月に「文化芸術振興基本法」が制定されました。同法に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、平成14年12月に「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(基本方針)、平成19年2月に「第2次基本方針」、平成23年2月には「第3次基本方針」が策定されました。

また、平成24年6月に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定され、劇場、音楽堂等の役割や国・地方公共団体の取り組むべき事項が明確化されるとともに、同法に基づき、平成25年3月に「劇場、音楽堂等の活性化のための取組に関する指針」が告示され、文化芸術の振興が図られています。

さらに、平成26年 月に「文化芸術立国中期プラン」を策定し、この中で、2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックを、五輪開催の年とするだけでなく、これを契機として、「新しい日本」を創造するための年にする事、また、2020年までに日本各地の文化力の基盤を計画的に強化し、文化大国として世界の文化芸術の交流のハブとなることをめざすとしています。そのため、2016年以降、東京を始め日本全国で、日本の伝統や地域の文化芸術活動の特性を活かした文化プログラムを提供することを計画しています。

(3) 都の動向

東京都では、昭和 58 年 10 月に「東京都文化振興条例」が制定されました。

その後、平成 13 年 12 月の「文化芸術振興基本法」の制定や平成 15 年 9 月の「地方自治法」の一部改正(公の施設への指定管理者制度の導入)等を受け、平成 18 年 5 月に「東京都文化振興指針」が策定されました。本指針の策定の目的である「創造的な文化を生み出す都市・東京」の実現を目指して、様々な文化振興施策が展開されています。

今後は、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けての動きが中心となります。五輪憲章には大会期間中の芸術展示が定められていることから、東京都では、都市自体を大きな劇場と見立て、大会期間中の劇場や美術館の開放を始めとして、公園や通り、公共施設等の都市の隅々で、訪れた人々が日本の文化の多様性を体験できることをめざしています。2016 年のリオ・デジャネイロ五輪終了後から、様々な文化イベントを実施することで、文化五輪としての機運を高められるよう、現在、文化プログラムの策定に向けて準備が進められています。

(4) 世田谷区の動向

世田谷区では、平成 18 年 3 月に「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」を制定し、同条例第 3 条に基づき、世田谷区の文化・芸術振興における総合的な指針となる「世田谷区文化・芸術振興計画」(平成 19～21 年度) を策定し、文化・芸術施策を進めてきました。平成 21 年度には、計画の確実な成果を挙げていくため、同計画を 2 か年延長し、5 か年の連続性ある計画として改訂し、「世田谷区文化・芸術振興計画 調整計画(「新せたがやアートプラン」)」を策定しました。

平成 24 年 3 月には、世田谷区基本構想(平成 6 年策定) と世田谷区基本計画(平成 17 年策定) が、ともに、平成 26 年度に向けて改訂をする方針が示され、新たな基本構想及び基本計画と整合性ある計画とするため、2 か年を計画期間とする「世田谷区文化・芸術振興計画 第 2 次調整計画」を策定しました。

計画期間満了に伴い、平成 24 年に実施した区民意識調査や文化・芸術活動に関する施設や団体への実態調査の結果を踏まえ、世田谷区における文化・芸術に関する現状と課題を把握するとともに、新たな基本構想、並びに基本計画との整合を図りながら「世田谷区第 2 期文化・芸術振興計画」を策定し、「文化都市せたがや」として、文化・芸術振興施策を進めていくものです。

2020 年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けては、今後、国・東京都の策定する予算も含めた文化プログラムの動向を踏まえ、世田谷区においても、事業プログラムの検討を行い、本区の豊かな文化・芸術資源を活かした様々な取組みを進めていきます。

2 世田谷区の文化・芸術の特色と歩み

(1) 文化施設等を核とした文化・芸術事業の展開

昭和 50 年代前半、地域の文化・芸術に触れる機会や場を求める区民の声の高まりを受け、区は文化の拠点として美術館建設の検討に入り、昭和 61 年 3 月に、東京都立砧公園の一角に「世田谷美術館」を開館し、運営組織として財団法人世田谷区美術振興財団を設立しました。その後、世田谷ゆかりの作家やその遺族からの寄贈を受け、「向井潤吉アトリエ館」(平成 5 年 7 月開館)、「清川泰次記念ギャラリー」(平成 15 年 11 月開館)、「宮本三郎記念美術館」(平成 16 年 4 月開館)を世田谷美術館の分館として開館しました。現在では、アンリ・ルソーや北大路魯山人、世田谷ゆかりの作家の作品など約 1 万 5 千点の作品を収蔵し、恵まれた自然環境を活かした“芸術とは何か”というテーマのもと、芸術との出会いの場として提供するとともに、展覧会の開催をはじめ、教育普及活動、区民の文化活動の発表の場として活用されています。

昭和 61 年には、“世田谷文化会議”において、区は文学館建設の提言を受けるとともに、明治期以来数多くの文学者が世田谷に住み、世田谷に縁の深い文学者が残した文化遺産が多い背景と相まって、文学館建設に向けた検討が重ねられました。その結果、平成 7 年 4 月に、東京 23 区では初の地域総合文学館として、「世田谷固有の文学風土を保存・継承し、まちづくりの活性化に寄与することをめざす文学館」、「区民の文化交流の場と機会をつくりだし、新たな地域文化創造の拠点をめざす文学館」を基本理念とする「世田谷文学館」を開館し、財団法人世田谷区美術振興財団において運営を行ってきました。現在では、世田谷にゆかりのある徳富蘆花、萩原朔太郎、横溝正史等の作家の原稿や資料など、約 9 万点を収蔵し、世田谷の文化遺産を次代に承継するとともに、身近な文学者や世田谷の風土を学び、知る場として、映画、音楽、演劇、朗読、創作講座など、ジャンルを超えた、幅広い活動を行う「生き生きと活動する文学館」を目指して事業を推進し、展覧会の開催のほか、様々な教育普及活動を展開しています。

また、昭和 57 年 3 月には、世田谷美術館、世田谷文学館等に収蔵する美術品、文学資料等の取得を円滑かつ効率的に行うため、「世田谷区美術品、文学資料等取得基金条例」を制定し、世田谷区美術品、文学資料等取得基金を設置しました。さらに、平成 6 年 3 月には、区民の文化活動及び文化的環境の向上を目的とする事業を推進するため、「世田谷区文化振興基金条例」を制定し、世田谷区文化振興基金を設置しました。

平成 9 年 4 月に、区は、さらに区民の文化・芸術活動を支援するため、「世田谷文化生活情報センター」を、三軒茶屋に建設された再開発ビル「キャロットタワー」内に

設置しました。世田谷文化生活情報センターは、「暮らしをデザインする」をコンセプトに新しいライフスタイルを提案する「生活工房」と、現代演劇とダンスを中心とする公演のほか、自由な創作や参加体験活動を身近に体験できる「世田谷パブリックシアター」、「シアタートラム」の2つの劇場で構成され、その運営組織として、平成8年11月に、財団法人世田谷区コミュニティ振興交流財団を設立しました。現在では、新しい視点からの21世紀の暮らしを提案する事業や、区民に国内外の質の高い演劇にふれる機会の提供など、様々な活動を展開しています。

平成15年4月には、財団法人世田谷区美術振興財団と財団法人世田谷区コミュニティ振興交流財団を解消し、世田谷区における質の高い文化・芸術の展開と区民の自主的な文化創造活動を支援するため、財団法人せたがや文化財団を設立しました。設立当初は、管理委託として世田谷美術館、世田谷文学館、世田谷文化生活情報センターの運営を行い、平成18年4月からは、指定管理者として運営を行ってきています。また、それぞれの施設で発足した、「世田谷美術館 友の会」、「世田谷文学館 友の会」、「世田谷パブリックシアター 友の会」と連携し、区内外の人とともに活動を行っています。

平成19年4月には、区民をはじめとする多くの人に身近な地域で音楽に親しんでいただく環境づくりを目指して、せたがや文化財団内に「音楽事業部」を発足させ、平成22年4月からは、世田谷文化生活情報センターの一部門となりました。現在では、世田谷ゆかりの演奏家や世田谷の特色を活かしたコンサートや教育普及活動等を行っています。

平成23年4月には、せたがや文化財団は公益財団法人となり、文化・芸術に関する活動の幅を広げています。

平成18年3月、区は、文化・芸術活動の自主性・創造性を尊重し、その活動の環境整備とともに、区、区民、民間団体、他の自治体等の相互の連携による文化・芸術振興を図るため、「文化及び芸術の振興に関する条例」を制定しました。この条例を広く周知するため、プレ・アートフェスティバルなどの条例制定記念事業を実施するとともに、この条例に基づき、幅広い分野を対象とした総合的な文化政策を展開するため、平成19年3月に「世田谷区文化・芸術振興計画」を策定し、その後、2度の調整計画を策定しました。

このように、区は、これらの文化施設等を核とした文化・芸術事業を展開するとともに、区民が身近な場で気軽に文化・芸術にふれる機会を充実するための「世田谷芸術百華」(平成19年度～)や、若手アーティストの創作活動の奨励・支援のための「世田谷区芸術アワード“飛翔”」(平成20年度～)の実施等、せたがや文化財団と連携・協働しながら、計画的に世田谷区の文化・芸術施策を展開しています。

(2) 歴史・文化財等の伝統文化の継承と普及事業の展開

世田谷区制 30 周年事業として昭和 39 年 9 月に「郷土資料館」を開館し、区に関する区内外の歴史・民俗資料等の収集・保存、展示、調査・研究を行ってきています。

これまで「新修世田谷区史」、「世田谷区史料」、「世田谷近・現代史」において、世田谷の歴史がまとめられてきましたが、郷土資料館では、その他の事業として世田谷の各地域に点在していた古民家を昭和 50 年から 51 年の 2 年間で調査を行い、「世田谷の古民家」を発行しました。

その後、世田谷の文化財保護にあたって、昭和 52 年 4 月に、「文化財保護条例」を施行するとともに、様々な調査を行い、重要な建造物、古文書、絵画、考古資料、民俗芸能、史跡などについて、世田谷区指定文化財として指定しました。一方、指定されていない文化財についても、昭和 53 年から昭和 59 年の社寺建築、美術品調査や昭和 55 年から平成 8 年の民俗調査、昭和 57 年から昭和 63 年かけての近代建築調査等の調査を積極的に行い、成果として「世田谷の民家」、「世田谷の近代建築」、「文化財調査報告集」等の報告書や刊行物を発行しています。

さらに、昭和 55 年までに、旧長崎家住宅や旧浦野家土蔵、旧横尾家椀木門等を移築・復元し、岡本公園民家園を開園、昭和 62 年に区立郷土資料館の収蔵資料の増加により新館を増築、昭和 63 年には、世田谷の農村風景とその習俗、江戸時代初期に開削された六郷用水の情景を残すため次大夫堀公園民家園を開園、平成元年から平成 4 年にかけて、野毛大塚古墳の発掘調査を実施し、平成 9 年には、世田谷の代表農家である旧加藤家、半商半農の旧城田家、名主家の安藤家各屋敷や付属施設、旧秋山家の土蔵等を計画的に移築・復元するなど、文化財の保護、公開、活用等を行いつつ、区民との連携・協働により、地域の文化財保護を行っています。

また、平成 8 年 10 月施行の「文化財保護法」の一部改正法により、文化財の保護と従来の指定制度を補完するものとして文化財登録制度が設けられ、世田谷区においては、平成 20 年に登録制度を導入し、文化財の保護を進めています。

< 区内にある文化財の件数（世田谷区調査） >

種別		件数
国	国宝	15 件
	重要文化財	167 件
	史跡	3 件
	登録文化財	18 件
都	指定文化財	26 件
区	指定文化財	78 件
	登録文化財	7 件

(平成 26 年 1 月末現在)

国宝・重要文化財は、個人所有を除く。

3 世田谷区における文化・芸術に関わる現状と今後重点的に取り組む課題

これまでの文化・芸術施策を踏まえるとともに、平成 24 年度に実施した区民意識調査や文化・芸術に関する各種実態調査等から、区における文化・芸術に関する現状と課題を整理します。

(1) 情報の集約及び情報提供の充実

区民が文化・芸術活動に参加しづらい理由の一つとして、文化・芸術に関する情報が偏っていることがあげられます。区内には、公共施設、民間施設及び大学博物館等で、様々な催しが多数開催されていますが、偏在しているため、発信力が弱く、区民にはこうした催しが広く知られていないことが考えられます。

また、区内の文化・芸術に関わる活動団体や民間施設へのアンケート調査において、団体や施設の多くが区への情報の登録・発信を希望しています。今後、これらの情報を集約・整理し、区の独自性と魅力のある情報を区内外に発信していく仕組みづくりと運営面での体制づくりが重要です。

(2) ライフステージに応じた文化施策の展開

年代、ライフステージによって、区民の文化・芸術活動への関わり方は様々です。文化・芸術に関心を持ってもらうことは、長期的な視点では、文化・芸術に関わる人材を育成し、文化・芸術振興につながっていくことが考えられます。様々な年代の区民が、生涯を通じて、文化・芸術に関われるよう、ライフステージに応じた文化・芸術施策の展開を工夫していく必要があります。

また、急速に高齢化が進む中で、生きがいを持って暮らしていくための高齢者向けの施策も求められています。これまで文化・芸術に関わる機会の少なかった人や団塊の世代など、今まで培ってきた知識や経験等を活かし、気軽に文化・芸術にふれ、活動に参加できるよう、機会の少なかった人への活動機会の充実を図っていくことが大切です。

さらに、引き続き、子どもの自主性を育む文化・芸術活動の機会の充実を図ることも大切です。

(3) 区民生活、地域コミュニティへの文化・芸術の力の発揮

文化・芸術の力は、区民の暮らしや地域コミュニティ等、様々な分野に波及しています。区では、これまでも文化・芸術の力を活かした取り組みを実施していますが、今後も文化・芸術の力を、教育・福祉・医療・産業（商店街、観光等）などに発揮させるプロジェクトやネットワーク形成を総合的に推進し、区民の暮らしや地域の活性化に活かしていくことが必要です。

(4) 日常生活で文化を感じることでできる環境の創造、継承

世田谷には、文化財や史跡等の歴史的資産や自然、世田谷らしい風景や景色、近代建築など、数多くの良好な文化資源が残っています。

生活に根ざした文化・芸術に結びつく文化的環境を大切にする意識を醸成するとともに、これらの環境を世田谷の文化資源として活かし、まちをデザインしていくなど、長期的な視点で、文化・芸術の香り高いまちの整備を図っていくことが重要です。

(5) 文化創造の活動場所の充実

文化・芸術活動団体が活動を行う上での課題として、継続的に活動できる場所や発表場所の確保があがっています。特に、音楽分野については、従来から、音楽ホールの整備を求める声があることや、区民団体の音楽に関する活動場所の不足や音楽設備が整っていないことなどが課題としてあり、既存施設の「音」に関連する環境整備の充実が求められています。

また、区内の民間文化・芸術施設へのアンケート調査において、民間施設の多くは、地域等と連携していない状況となっていますが、一方で、文化・芸術活動への場の提供やイベントの開催に力を入れていきたいと考えている民間施設が多いことから、公共施設だけでなく、民間施設との連携・協力を視野に入れ、活動場所の充実を図っていくことが重要です。さらに、大学施設を借用しての事業実施についても、連携のあり方を検討していくことが必要です。

(6) 区民や地域の文化・芸術活動と交流の支援、推進

今後、地域等と連携について必要と思う文化・芸術活動団体や民間施設は多いものの、他団体や他施設の情報取得しづらいう状況であることが考えられます。そのため、団体や施設等の情報を集約し、発信するなどの仕組みづくりを構築していくこと、さらに他団体との交流の機会を設けるなど、連携に向けたきっかけづくりやネットワークの構築支援を行っていくことが大切です。そのためには、運営面での体制も整備する必要があります。

また、区内外や海外における文化的な交流を通じて、相互の尊重と理解を深めるため、区民が様々な文化的背景を持つ人や多様な文化に出会う機会を支援することが重要です。

(7) 文化・芸術を担い、支える人材の育成、発掘等

区の文化施策として力を入れるべきことの1つとして、区内に多く在住する芸術家等の文化・芸術活動の支援があげられます。連携した事業の実施による活動の支援や、これからの文化・芸術を担う若い芸術家の発掘、支援を行い、未来の世田谷への投資を行う必要があります。

また、定年退職を迎えた人生経験豊かな高齢者人口の増加が見込まれることや、文化的素養の高い区民も多いことから、文化・芸術活動に関わるボランティアスタッフを募り、今後、世田谷の文化・芸術活動を支える人材として育成することも考えられます。

第3章 計画の基本的考え方

1 将来像（目指すべき姿）

世田谷には、等々力溪谷や国分寺崖線など緑豊かな自然、古墳、伝統的建築物など多くの歴史的文化財が残されています。また、世田谷美術館、世田谷文学館、世田谷文化生活情報センター、民間の美術館等の文化施設も数多く存在し、区民が身近に文化・芸術にふれることのできる環境があります。さらに、区の取組み以外にも、区民による様々な文化・芸術活動や民間による取組み等が活発に行われています。

こうした世田谷の多彩な文化・芸術資産や文化的環境を活かしながら、世田谷ならではの文化・芸術を創造・発信するとともに、区民が愛着と誇りを持てる、文化・芸術の薫り高い、心豊かに暮らせるまちを目指します。

文化・芸術を創造・発信 ～心豊かに暮らせるまち世田谷

世田谷区基本構想における文化・芸術の位置づけ（九つのビジョン）

一、文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する

区内から多くの人材を輩出している文化・芸術・スポーツの分野では、区民の日常的な活動をさらにサポートし、より多くの人に親しむ機会を提供します。

区民が生涯を通じて学び合い、文化やスポーツを楽しみ、世代を超えて交流できる地域の拠点をつくります。そこで生まれた文化や芸術を国内外に発信していきます。また、いまでも残る世田谷の伝統行事や昔ながらの生活文化も将来の世代に引き継ぎます。

2 計画の視点

世田谷には独自の風景や景観・文化財等の環境（環境文化）があり、区民の日常の暮らしに根付き、結びついている行事等（生活文化）があります。さらに、個人や団体においても活発な文化・芸術に関わる活動（芸術文化）が行われています。これらの「環境文化」、「生活文化」、「芸術文化」は、相互に浸透し、連携し合っています。

将来像を実現させるためには、「環境文化」、「生活文化」、「芸術文化」を総合的に推進することが重要であることから、この3つを計画の視点とし、文化・芸術の振興を図っていきます。

計画の視点1 環境文化の保全と創造

世田谷には、23区内唯一の渓谷である等々力渓谷、国分寺崖線など、緑豊かな自然に恵まれるとともに、野毛大塚古墳などの古墳や史跡、古民家や近代の建築物など数多くの歴史的文化財があります。こうした歴史的資産を含めた風景や景観といった文化的環境は、世田谷の特徴でもあります。このような環境を活かしたまちづくりを進めることが、生活の中に文化を感じ、世田谷ならではの魅力を発信していくことにつながります。これまでの世田谷らしい環境文化を保ち、大切に作る意識を醸成していくとともに、長期的視野に立った、新たな環境文化を創造していきます。

計画の視点2 生活文化の継承と発展

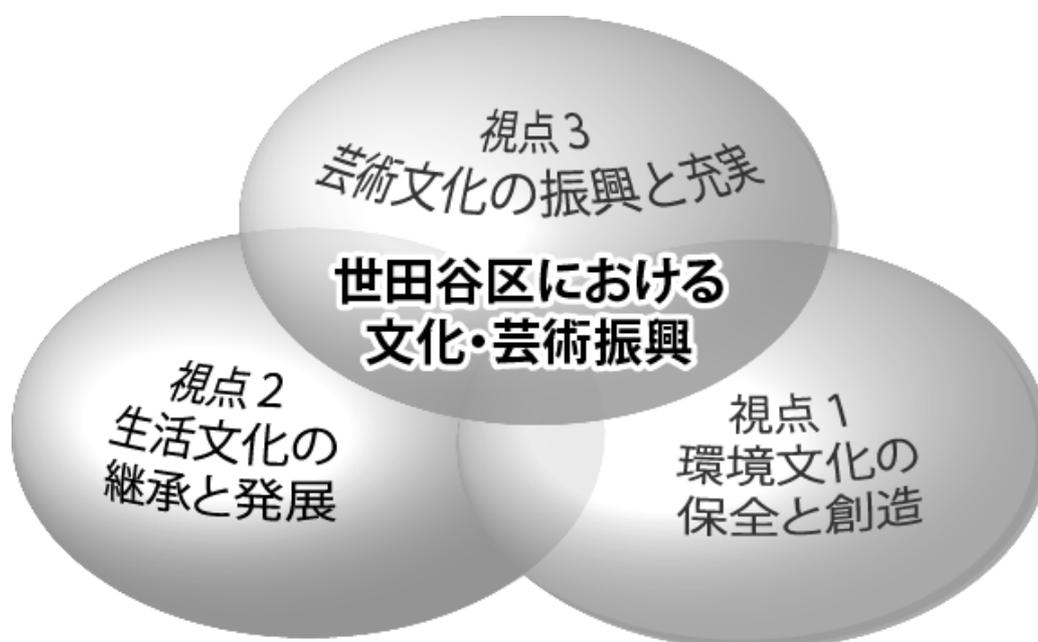
世田谷には、「世田谷のボロ市」や「浄真寺の二十五菩薩練供養（お面かぶり）」をはじめとした、地域に支えられ、人々の生活と深く結びついてきた、季節感のある伝統文化が残されています。こうした伝統行事や伝統芸能などは、生活様式に溶け込む文化・芸術として、人々の暮らしに、豊かな彩りを添えてきました。

世田谷らしい生活文化を次代に継承していくとともに、これからの生活の中から新たに生まれる現代的な文化や文化・芸術の持つ力を日常の暮らしに活かし、生活文化の発展を図っていきます。

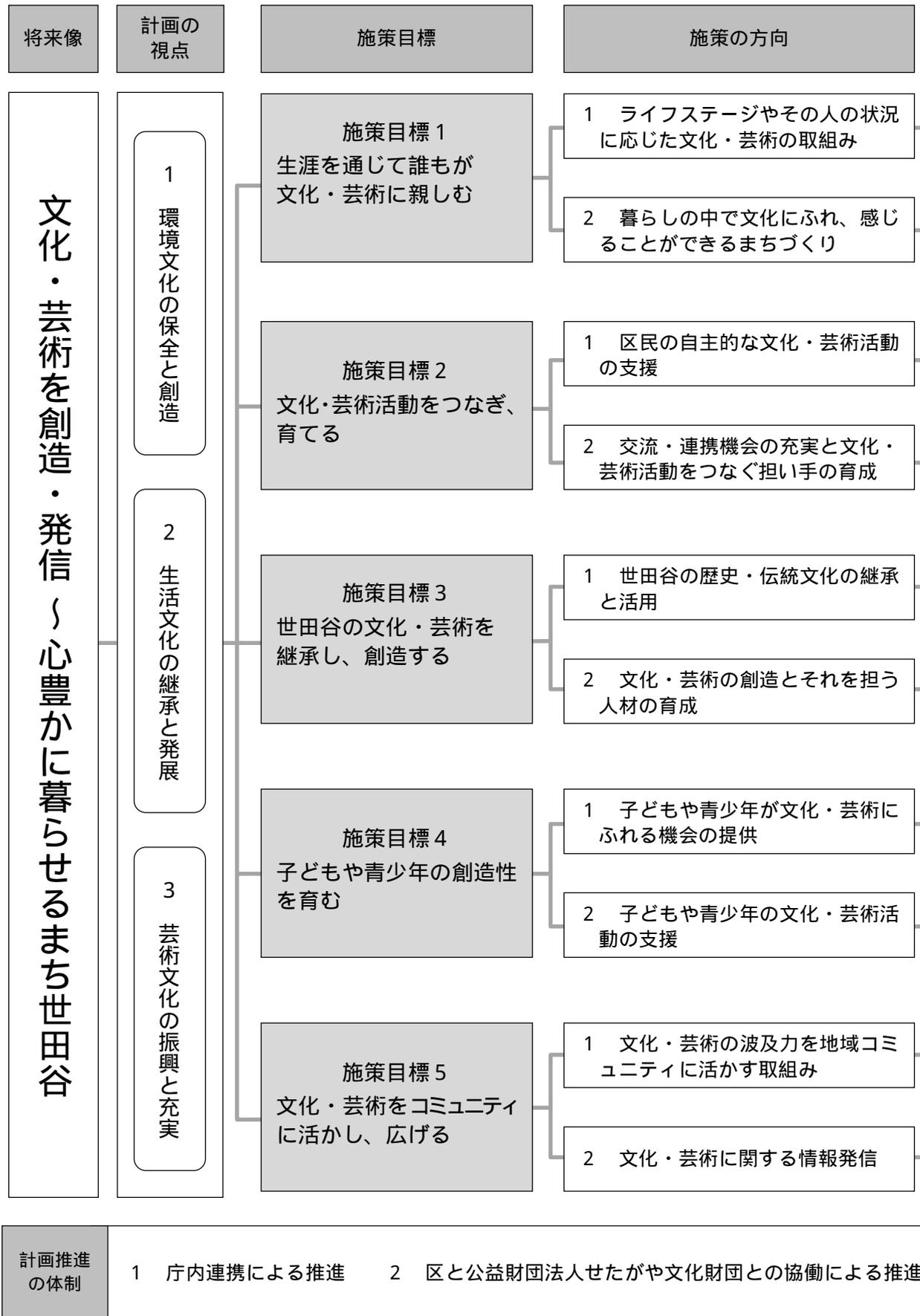
計画の視点3 芸術文化の振興と充実

世田谷には、公共と民間の文化施設が数多く存在します。これからも、区は、文化施設などを拠点として、誰もが親しみやすい事業から専門性の高い事業まで、幅広い文化事業を展開していきます。また、区内には、多くの文化・芸術活動を行っている個人や団体があり、こうした活動を支援し、充実を図っていきます。さらに、文化・芸術を担う人材の発掘や支援などによる人材育成を行い、より一層の文化・芸術の振興、発展と、まちの活性化を図っていきます。

図 計画の視点と世田谷区における文化・芸術振興のイメージ



3 計画の体系



具体的取組み

- (1)芸術性の高い文化・芸術を鑑賞する機会の充実
- (2)文化・芸術を体験・活動する機会の充実
- (3)誰もが文化・芸術に親しむことができる取組みの充実

- (1)世田谷らしい景観や風景を活かす取組み

- (1)区民の文化・芸術活動に関する支援
- (2)区民の文化に関する生涯学習活動の支援
- (3)発表の機会や活動場所の充実

- (1)交流・連携機会の充実
- (2)文化・芸術活動をつなぐ担い手の育成

- (1)歴史的文化財、伝統文化の継承と発展のための支援
- (2)地域の歴史・伝統文化にふれる機会の充実

- (1)文化・芸術を創造する人材の発掘、育成
- (2)文化・芸術創造活動を支える人材の育成
- (3)世田谷ならではの、新たな文化・芸術の創造

- (1)文化・芸術を鑑賞・体験する機会の提供

- (1)子どもや青少年の創造性を育み、高める取組みの充実
- (2)地域における子どもや青少年の文化・芸術の表現機会の充実

- (1)文化・芸術の力を活用した地域コミュニティの活性化
- (2)多文化共生と国内・国際交流の推進

- (1)区内の文化・芸術情報の収集・発信
- (2)各種メディアとの連携、協力

重点取組み

重点
取組み
1

文化・芸術に関する情報の集約と発信

重点
取組み
3

次代を担う世代の文化・芸術振興

重点
取組み
2

文化・芸術の力を生活や地域に活かす

重点
取組み
4

文化・芸術を身近に感じられる環境づくり

3 大学をはじめとした多様な機関との連携・協働

第4章 文化・芸術施策の展開（施策目標）

施策目標について

将来像「文化・芸術を創造・発信 ～心豊かに暮らせるまち世田谷」を実現するため、計画の視点や世田谷区における文化・芸術に関する現状と課題を勘案し、下記に示す“世田谷の文化・芸術振興のサイクル”を踏まえ、施策目標を定めます。

また、この施策目標は、区の基本構想の9つのビジョンの1つ「文化・芸術・スポーツの活動をサポートする」に基づくとともに、区の文化・芸術振興施策の基本となるものです。

“世田谷の文化・芸術振興のサイクル”について

すべての区民が、世田谷の文化・芸術に関心を持ち、活動することによって、人と人、地域等とのつながりが広がり、まちの活力につながっていくことが考えられます。また、これまで培われてきた世田谷の文化・芸術を次代につなぐとともに、幼少のころから、文化・芸術にふれ、創造性を高める取組みを行い、世田谷の文化・芸術を育むことが重要です。こうして育まれてきた世田谷の文化・芸術を区民の暮らしに活かし、さらに、より多くの区民が文化・芸術の素晴らしさを知ること、文化・芸術活動のきっかけや活動への参加機会の増加につながっていくという、「知る・活動する」「つなぐ」「育む」「活かす」「発信する」「知る・活動する」・・・の“世田谷の文化・芸術振興のサイクル”の考え方にに基づき、文化・芸術振興施策を展開していきます。

【知る・活動する】

世田谷には、独自の歴史や風土の中で、先人から受け継がれてきた個性ある地域文化があります。日頃の暮らしの中で行われている行事等の生活文化、景観や風景・街並み等の環境文化など、世田谷特有の文化を知り、関心を持つことは、文化・芸術活動へのきっかけになり、活動の機会につながっていきます。

【つなぐ】

世田谷に多く存在する、文化・芸術に関わる区民や団体、公共施設や民間施設等がつながり、協働すること、また、長い時間をかけて世田谷に根づいてきた歴史・伝統文化や、これまで培われてきた文化・芸術を次代へつなぐことにより、文化・芸術の活動の輪が広がっていきます。

【育む】

これからの文化・芸術の創造を担い、その創造活動を支える人材を発掘・育成することで、新たに創造される文化・芸術を育むとともに、子どもの頃から、生涯を通じて文化・芸術にふれる機会を充実し、創造性を育むことにより、文化・芸術活動が活性化していきます。

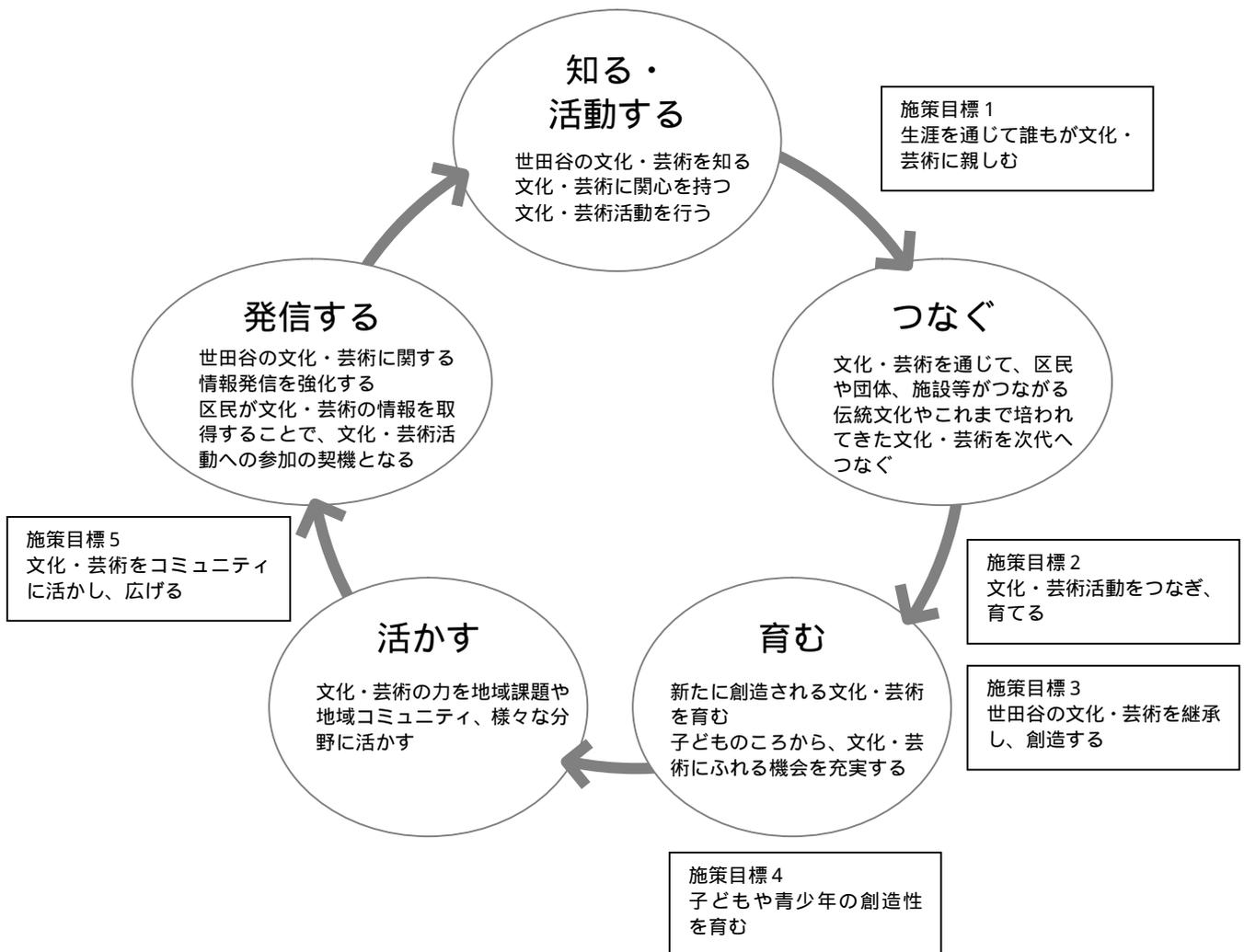
【活かす】

文化・芸術の力は、心に潤いをもたらし、豊かな人間性を育み、生活の質を高めることができます。また、福祉や医療における癒しや治療、さらに、地域の活性化等にも発揮していくことができます。そのため、文化・芸術の力を地域課題などの日ごろの暮らしや、地域コミュニティに活かしていきます。

【発信する】

暮らしや地域コミュニティに活かされた文化・芸術の力や世田谷ならではの文化・芸術を再認識するためにも、また、文化・芸術活動をしている区民や団体等がさらに活発な活動を行っていくためにも、文化・芸術に関する情報を発信することは重要です。文化・芸術の発信力を強化することは、区民の“知る”機会が増え、“活動する”きっかけにつながっていきます。

図 “世田谷の文化・芸術振興のサイクル”のイメージ



施策目標 1 生涯を通じて誰もが文化・芸術に親しむ

基本構想において、「より多くの人に親しむ機会を提供する」、「生涯を通じて学び合い、文化やスポーツを楽しむ」と示しています。そのため、すべての区民が、日常生活の中で、また、生涯を通じて文化・芸術に親しむことができるよう取組みを進めていきます。

施策の方向 1 ライフステージやその人の状況に応じた文化・芸術の取組み

世代や生活スタイル、健康状態や障害の有無等一人ひとりの状況によって、個人の文化・芸術活動への関わり方は様々です。そのため、誰もが、生涯を通じて、文化・芸術に親しみ、生（ライブ）でも、ふれる機会がもてるよう、ライフステージやその人の状況に応じた施策を展開していきます。

【具体的取組み】

(1) 芸術性の高い文化・芸術を鑑賞する機会の充実

既存の文化・芸術のジャンルを超えた創造的事業の展開

これまでの美術、音楽、文学、演劇、生活デザインなどのジャンルや概念にとらわれずに、それぞれの分野がクロスオーバーする事業を展開することによって、新たな文化の可能性を探り、文化・芸術の魅力をさらに拡げていきます。

< 世田谷文化生活情報センター（生活工房、世田谷パブリックシアター、音楽事業部）、世田谷美術館、世田谷文学館 >

企画展示事業

- ・ 「生活と美術 暮らしの見直し」、「近代の見直し 近代美術の研究と連動」、「世田谷ゆかり 世田谷ゆかりの作家の紹介」、「建築、都市計画、デザイン」、「美術の社会性 企業と美術」、「現代美術と実験的な世界への調査研究」の6つを基本的な柱とし、心に潤いと刺激を与え、区民の生活や文化の向上に資する魅力ある展覧会を開催していきます。

< 世田谷美術館 >

- ・ 「世田谷ゆかりの作家や作品の顕彰を目的とする展覧会」、「文学と美術・映像・音楽・演劇などのジャンルを横断する企画展」、「幅広い層から支持を受け、文学への関心を促進できる企画展」、「子どもや家族で楽しめる絵本や児童文学をテーマとする企画展」、「文学の幅を広げる新しい切り口、手法にチャレンジする企画展」など多彩な企画展をバランスよく配置しながら、企画していきます。

また、「せたがや子ども文学館」事業との連動をはかり、「ミュージアムスタート」として子ども向けワークショップやイベント、ジュニア世代向けの展示等を実施していきます。

< 世田谷文学館 >

収蔵品展示事業

- ・ 1万点を超えるコレクションを基礎に、魅力ある収蔵品展（世田谷美術館の他、3つの分館「向井潤吉アトリエ館」、「清川泰次記念ギャラリー」、「宮本三郎記念美術館」においても）を開催しています。子どもからシニア世代まで、また、一般市民から専門家まで、誰もが楽しめる質の高い展覧会を目指していきます。

< 世田谷美術館 >

- ・ 約10万点に及ぶ収蔵資料を基礎に、世田谷ゆかりの文学者と世田谷を舞台にした文学作品の関連資料を展示していきます。企画展のテーマとも関連づけながら、定期的に展示替えを行い、幅広く紹介をしていきます。

< 世田谷文学館 >

国内演劇創作事業

「芸術監督企画公演」、「レパートリーの創造シリーズ」、「同時代演劇の創造シリーズ」を柱に、公共劇場として未来に向けて文化的・芸術的財産として再演を繰り返すことができる高品質な舞台作品を制作していきます。今後も、単独制作だけではなく、日本の拠点的な役割を担う劇場として国内の主要劇場との共同制作、連携公演、海外公演などに取り組んでいきます。

また、次世代の演出家等を育成するため、若手の劇作家と戯曲の生成を探る「劇作家の作業場」、オリジナル新作戯曲や未紹介の海外戯曲などを、ワークショップ、リーディング形式で行っていきます。読み聞かせという形式で上演する「お話の森」については、ツアー公演を行っていきます。さらに、「芸術監督トーク企画」として実演やシンポジウムを開催していきます。

< 世田谷文化生活情報センター（世田谷パブリックシアター） >

創作事業等の国内劇場巡回

国内他劇場との共同制作や自主制作作品の連携・巡回公演を行うなど、舞台芸術中核拠点として、世田谷パブリックシアターが推進役となり、交流につなげていきます。

また、親子でも楽しめるプログラムやワークショップなど、関連企画を充実させ、受け入れ態勢の強化を図っていきます。

< 世田谷文化生活情報センター（世田谷パブリックシアター） >

同時代性ある舞台芸術制作事業

これまで、大人と子どもが一緒に見て楽しめる舞台芸術を提供する「こどもの劇場」、落語、漫才、講談等の演芸を提供する「伝統芸能企画」、国内外で注目を集める振付家や若手カンパニーの現代舞踊を紹介する「ダンス公演」、長期ワークショップを経て力をつけた区内中学生と一流ミュージシャンのジョイント公演や邦楽をはじめ、多彩な音楽公演を実現する「音楽企画」、高齢者施設等で上演する「@ホーム公演」など、より質が高くかつ魅力的な、幅の広い舞台芸術公演を実現してきています。

また、優れた実績のある劇団等との提携によって実現する「提携公演」については、実演団体との交流や連携を強化し、最先端かつ上質の現代演劇・舞踊を上演する劇場として、制作、技術面での知見を提供しながら、バリエーションに富んだ公演の鑑賞機会創出に寄与していきます。特に経済的基盤がぜい弱な若手団体に対しては、発展的な支援となるような提携体制を今後も継続して検討していきます。

これからも、舞台芸術と劇場という場が持つ力を幅広い区民に届けるととも

に、「伝統と現代の融合」により、今日の舞台芸術を未来に向けて発展・蓄積していくことができる場となることを目指していきます。

< 世田谷文化生活情報センター（世田谷パブリックシアター） >

海外招へい・国際共同制作・事業

気鋭の演劇・舞踊公演の鑑賞機会を他の劇場に先立ち提供していきます。今後はアジア圏発の国際的作品の招聘や、演劇の共同制作なども進め、ネットワークの更なる強化を目指していきます。また、これまで劇場が蓄積してきたノウハウを活かした海外公演の支援なども視野に入れ、日本演劇界全体の発展に寄与していきます。

< 世田谷文化生活情報センター（世田谷パブリックシアター） >

世田谷ならではの演奏会

音楽以外の領域からゲストを招き、音楽監督とのトークや映像を交えながら、テーマにまつわる音楽の生演奏を身近な施設で楽しんでもらうなど、世田谷でなければ聴くことのできない演奏会を、実現していきます。

こうした機会を通じて、区内の若手演奏家を区民に紹介するとともに、今後は、区内の演奏家を柔軟に起用していきます。

< 世田谷文化生活情報センター（音楽事業部） >

多様なジャンルの演奏会

クラシック以外の多様な音楽ジャンルの演奏会を世田谷独自の企画・構成により実現していきます。幅広い世代に身近な場で、音楽を楽しんでもらえるようにしていきます。

< 世田谷文化生活情報センター（音楽事業部） >

(2)文化・芸術を体験・活動する機会の充実

ワークショップ

- ・ 人間と社会と自然の関わりを切り口に、どのように生きるのかという根源的な問いをテーマにした「知の航海セミナー」、人間の経験・技能・知識を伝統技術、先端技術にみる「デザインの極意」をシリーズとして行っていきます。

また、デザインを体験する「モノづくり体験」、言葉を表現する朗読体験講座やデジタル機器を活用した作品作り講座など「体験から表現へ」といった講座を民間事業者等との連携を図りながら、実施していきます。

< 世田谷文化生活情報センター（生活工房） >

- ・ 音楽のもつ魅力を発見し、さらに、音楽をとおして、想像力を育み、自ら創造することの楽しさを体験するワークショップを開催していきます。

< 世田谷文化生活情報センター（音楽事業部） >

- ・ 企画展ごとに関連したワークショップや講座を開催していきます。また、ボランティアも参画して内容を考え、何か創作品を持ち帰ることができる100円ワークショップなど、幼児から成人まで、様々な年齢層を対象に多彩なプログラムを行っています。

< 世田谷美術館 >

講座

- ・ 創作室を活用して年間を通じた講義と実技を行う「美術大学」を開催していきます。さらに、修了生を対象とした「ステップアップ講座」、夏休みには「子ども美術大学」も開催していきます。

また、展覧会に関連した講演会やシンポジウムなどセミナー事業も随時開催していきます。手話通訳者を配置するなど、あらゆる人が講座を受講しやすい環境を整備していきます。

宮本三郎記念美術館では、「地域の会」と連携し、講座室を活用して、講演会、創作教室、作品鑑賞会、音楽会などを開催していきます。また、近隣の商店街、地域コミュニティなどと連携した事業も開催していきます。

< 世田谷美術館 >

- ・ 時代の要請に合った特定のテーマ、作家に焦点を絞った連続講演会、対談などの「文学サロン」を開催していきます。海外の優れた文学・文化を紹介するプログラムなども実施していきます。

また、企画展や常設展と連動しながら、講演会、上映会、朗読会、コンサートなどの催事を開催し、普段は文学館になじみのない区民も気軽に参加できるプログラムを検討しながら、文学と文化・芸術に親しめる機会を提供していきます。

< 世田谷文学館 >

パフォーマンス・プロムナードコンサート

開館当初から、展覧会や作品を多角的にとらえる視点で、美術にとどまらず、音楽、ダンス、演劇等の隣接する領域にも活動を広げてきました。

展示室だけではなく、施設の内外をも活用して行われるこれらの複合的な取り組みは、高い評価をいただいております。今後も推進していきます。

< 世田谷美術館 >

読書活動の推進の取り組み

読書習慣を広げていく「子ども読書の日記念講演会」、「子ども読書活動推進フォーラム」のほか、読み聞かせボランティアを育成する「学校おはなしボランティア養成講座」を教育委員会と連携して開催していきます。

< 世田谷文学館 >

コミュニティプログラム

- ・ 舞台芸術に親しむすそ野を広げるだけではなく、舞台芸術の持つ力を区民生活に活かしていくための取り組みをコミュニティプログラムとして実施していきます。

また、参加者が、まちで取材してきたことを素材に演劇づくりをしながら、地域について考え、その成果を舞台作品として発表する「地域の物語」など、演劇で自分たちの暮らす地域のことや生活を考えるプログラムを行っていきます。

さらに、身体を使った表現の楽しみを体験する「ダンスワークショップ」や参加者間のコミュニケーションや体を動かす楽しみを知る「演劇ワークショップ」、劇場の裏側を知る「劇場体験ツアー」など、区民が舞台芸術そのものだけでなく、舞台芸術の持つ力を感じていただくプログラムを多彩に展開していきます。

< 世田谷文化生活情報センター（世田谷パブリックシアター） >

- ・ 演奏会以外の形式で、音楽への知的好奇心に応える講座や主催演奏会に関連した体験事業、ワークショップなどを幅広い年代を対象として実施していきます。

< 世田谷文化生活情報センター（音楽事業部） >

(3) 誰もが文化・芸術に親しむことができる取組みの充実

障害者サポート

世田谷美術館では、企画展に関連して開催される講演会すべてに手話通訳をつけていきます。また、視覚障害のある方が美術館を鑑賞される場合に、必要に応じ、ボランティアの「鑑賞リーダー」が口頭で解説し、好きな絵の前で会話するなど、作品の世界と一緒に楽しむ鑑賞サポートを行っていきます。また、車椅子の常備のみならず、建物のユニバーサルデザイン化を推進し、様々な不自由を抱えた方々も安心して施設を利用していただけるようにしていきます。

世田谷パブリックシアターでは、視覚障害のある方に事前に舞台装置や美術、演出などを説明する「舞台説明会」やイヤホンガイド、聴覚障害のある方にヒアリングサポートとして「台本貸し出し」や「字幕付き公演」など様々なサポートを行っていきます。また、車いすを利用する方に対しては、当日来場する車いす利用者に対する十分なケアと説明を行っていきます。

引き続き、より望ましいサポートのあり方を検討し、実施していきます。

< 世田谷文化生活情報センター（世田谷パブリックシアター）、世田谷美術館、世田谷文学館 >

ひととき保育、託児サービス

幼児の一時託児サービスの提供やベビーカーの貸出、授乳に利用できる部屋の設置等により、育児期にあっても文化とのふれあいを大切にいただけるようにしていきます。また、親子で楽しめるプログラムの拡充を検討していきます。

< 世田谷文化生活情報センター（世田谷パブリックシアター）、世田谷美術館、世田谷文学館 >

若年層割引制度

オンラインチケットシステムを活用して、U24（アンダー・トゥエンティ・フォー）高校生以下割引などのチケット販売制度を取り入れており、今後も、若い人たちに舞台芸術の鑑賞機会を増やしていきます。

団体での鑑賞後は、感想文などを提出してもらい、未来の来場者ニーズに柔軟に対応できるようにしていきます。

< 世田谷文化生活情報センター（世田谷パブリックシアター）、世田谷文学館 >

気軽に楽しめる演奏会

普段あまりクラシックを聴く機会のない方々にも楽しんでいただけるように、親子で楽しめるファミリー向けのコンサート、童謡などのテーマ性をもった親しみやすいコンサート、区民管弦楽団・合唱団・吹奏楽団等によるコンサートなど多彩な演奏会を開催していきます。

< 世田谷文化生活情報センター（音楽事業部） >

障害者施設の美術展

世田谷区地域福祉文化推進事業の一環として、障害者施設に通う障害のある人たちが創作した作品（絵画、書道、手芸など）を区民の方々に鑑賞していただく機会を設けていきます。世田谷美術館区民ギャラリーで開催する「世田谷区障害者施設アート展」、アトリエ・アウトス展、玉川高島屋SCで開催する「オムニバス展」を開催していきます。

< 保健福祉部 >

高齢者文化活動支援

初心者からの本科、修了者を対象とする研究科などのある「陶芸教室」、果樹・造園・野菜・花・樹木などのコースが設定され、世代間及び地域の交流を図る行事などもある「土と農の交流園講座」や、伝統工芸の紙漉き、木彫、七宝焼等が体験できる「シルバー工芸教室」などを開催していきます。

< 地域福祉部 >

世田谷区手をつなぐ親の会 子どもたちの作品展

世田谷区内在住の特別支援学級、区立小・中学校、特別支援学校に通う障害のある子どもたちの絵画、工作、手芸等の作品展を区役所第2庁舎1階ロビーで開催していきます。

< 保健福祉部 >

文化施設アクセス、文化施設間アクセスの改善の検討

世田谷区は、南北の交通アクセスが不便な環境にあります。世田谷美術館のように最寄駅から離れている施設もあり、大型企画展の際には、バスの本数を増やすなどの対応が必要になっています。また、文化施設間の行き来も不便な面があり、区民が気軽に施設へ足を運んでいただくための方策として、鉄道・バス事業者や関係機関と連携し、アクセス改善の方策について、調査・検討をしていきます。

< 生活文化部 >

施策の方向2 暮らしの中で文化にふれ、感じることができるまちづくり

世田谷には、歴史的資産や自然、近代建築など、多くの文化的資源があります。こうした世田谷らしい風景・景観の中での暮らしにより、世田谷への愛着を深めるとともに、文化を身近に感じることができるまちづくりを行っていきます。

【具体的取組み】

(1) 世田谷らしい景観や風景を活かす取組み

地域特性を活かした資料収集や事業展開

玉川台図書館での「世田谷美術館資料コレクションコーナー」や「美術講演会」など、各図書館の地域特性に応じた資料構成や、各館の所在する立地特性や地域の歴史に応じた資料展示、講演会などの事業を実施することにより、地

域の文化・情報を発信するとともに、地域文化形成を支援していきます。

< 中央図書館、地域図書館 >

地域の歴史や文化を活かした事業展開

地域の文化資源に位置づけた「大山道」や23区唯一の渓谷「等々力溪谷」を活かした事業を展開する玉川総合支所の取組みを始め、東京都無形民俗文化財である「世田谷のボロ市」の開催支援を行う世田谷総合支所の取組み、徳富蘆花の旧跡を活かした「烏山地域蘆花まつり」の支援を行う烏山総合支所の取組みなど、各地域の歴史や文化を活かし、次代に継承する事業を展開していきます。また、地域に密着したテーマや人材を中心にした講座を実施し、区民の方が地域の歴史や伝統文化を学ぶ機会を提供していきます。

< 総合支所（地域振興課） >

風景と風景づくり

区民一人ひとりが愛着と誇りを持てるような魅力あるまちを形成していくために、「世田谷区風景づくり条例」と「風景づくり計画」に基づき、区民・事業者・行政が協働して風景づくりを進めていきます。

また、地域特性に応じた街づくりを進めると共に、地域資源の有効活用を図るなど、世田谷らしい風景の保全と創出に努めていきます。

< 都市整備部 >

地域風景資産

これまで、平成14年に36か所、平成20年には20か所の計66か所の「地域風景資産」を選定してきました。

今後も地域で大切にしたい風景を「地域風景資産」として選定し、区民主体の風景づくり活動を支援していきます。

< 都市整備部 >

骨格となる風景づくりの推進

景観重要建造物及び樹木、景観重要公共施設等の指定を行い、良好な風景の保全・育成・創造を進めます。

< 都市整備部 >

みどりとみずの保全と創出

世田谷には、公園や緑地、住宅地の緑や社寺林、農地、国分寺崖線のまとまりある緑や湧水など、多様で良好な緑や水が多く存在しています。「世田谷区みどりとみずの基本計画」に基づき、区内の約3分の1をみどりにする「世田谷みどり33」に取り組むことで、このような豊かな「みどり」の保全と創出に努めていきます。

< みどりとみず政策担当部 >

施策目標 2 文化・芸術活動をつなぎ、育てる

区民が、文化・芸術に親しみ、活動を行うことは、一人ひとりの創造性を高めることにつながります。また、世田谷の文化・芸術を発展的に広げていくためには、区民一人ひとりや団体の活動を充実していくことが重要です。そのため、文化・芸術に関わる区民や団体の活動を支援していきます。

また、基本構想において、「区民が生涯を通じて学び合い、文化やスポーツを楽しみ、世代を超えて交流できる地域の拠点づくり」と示していることから、文化・芸術活動を通じた交流機会の充実により、文化・芸術活動を支援していきます。さらに、団体へのアンケート調査においても、人材不足が課題となっていることから、文化・芸術活動をつなぎ、地域へ提供できる担い手を育成していきます。

施策の方向 1 区民の自主的な文化・芸術活動の支援

区民一人ひとりや団体等が主体となって行う文化・芸術活動を支援するとともに、公共施設だけではなく、民間施設や大学施設との連携・協力を視野に入れ、様々な発表の機会や活動場所の充実を図っていきます。

【具体的取組み】

(1) 区民の文化・芸術活動に関する支援

地域文化芸術振興事業

区内には、数多くの区民の文化・芸術活動団体があります。区民に身近な場所で文化・芸術に親しむ機会を提供する活動やまちの新たな魅力づくりとなっている活動も増えてきました。こうした区民団体が主体的に取り組んでいる創意工夫のある、公益性の高い文化・芸術活動に対して、事業費の一部を補助し、支援していきます。

< 生活文化部 >

せたがや歌の広場コンサート

作曲家故芥川也寸志氏と詩人の故江間章子氏らの「世田谷に住む多くの文化人が協力し、地域に根ざした活動を展開できないか」という呼びかけに、区内在住の作曲家・詩人らが賛同し、世田谷うたの広場「詩と作曲の会」が昭和63年に発足しました。以来、「利益にとらわれない自由な創作活動で区民に愛される歌をつくり、さらに世田谷を発信地として全国に広めよう」という趣旨で、年に1回新作の発表を中心とした「せたがや歌の広場コンサート」を開催しています。今後も、自由な創作活動により、区民に愛される歌を作り、広めることを目的に、年1回の発表・演奏会を開催していきます。

< 生活文化部 >

区民絵画展、区民写真展

世田谷区と川場村在住、在学、在勤のアマチュアの方々を対象に、「絵画作品」、「写真作品」を募集し、入賞・入選作品を区民ギャラリーで展示していきます。また、写真展における優秀賞以上の作品は会期終了後、姉妹都市バンバリー市（オーストラリア）との交流写真展に出品していきます。

< 世田谷美術館 >

区民ギャラリー等施設の貸出し

自ら美術作品の創作を行っている方々の作品を発表できるように、世田谷美術館「区民ギャラリー」、清川泰次記念ギャラリー「区民ギャラリー」の貸出しを行っています。

< 世田谷美術館 >

区民創作ギャラリー

「ギャラリーカフェくりっく」の壁面を活用して、写真、イラスト、クラフトなど、区民の日頃の活動成果である作品を公募して、展示する機会を提供していきます。

< 世田谷文化生活情報センター（生活工房） >

世田谷アートフリマ 春・秋

世田谷で活動するアーティストやクラフト作家の作品をフリーマーケット形式で展示・販売していきます。また、来場者が参加・体験できる企画など、文化・芸術への様々な出会いの場を提供していきます。

< 世田谷文化生活情報センター（生活工房） >

市民活動支援コーナー・市民活動支援セミナー

区民の情報交換、活動拠点等のために、支援コーナーを設け、打ち合わせスペースや印刷機器などの貸出しを行い、活動の活性化につなげていきます。また、市民活動のために欠かせない実践的なテーマの講座を開催しています。

< 世田谷文化生活情報センター（生活工房） >

陶芸講習会

区民の陶芸へのきっかけづくりを目的として、区内3か所で初心者及び一般を対象とした講習会を開催していきます。

< 教育委員会事務局 >

世田谷区区民音楽団体の支援

一般公募により、区内在住・在勤・在学者（16歳未満を除く）で構成された、世田谷フィルハーモニー管弦楽団（平成元年設立）、世田谷区民合唱団（平成元年設立）、世田谷区民吹奏楽団（平成2年設立）について、練習会場の確保や指導者の派遣など、活動支援を行っています。

< 生活文化部、世田谷文化生活情報センター（音楽事業部） >

(2) 区民の文化に関する生涯学習活動の支援

地域での生涯学習支援事業

- ・ 各総合支所において、地域での生涯学習事業の実施や生涯学習情報の提供を行っていきます。一般対象の「区民講座」、55歳以上を対象とした「生涯学習セミナー」、「昔の遊びを伝える」、「世代間交流」を目的に、昔遊びや玩具づくりなどを行う「おとしよりに学ぶつどい」などを実施しています。

区民の参画の向上に向け創意工夫をして、今後も区民のニーズに応じた事業を実施していきます。

< 総合支所（地域振興課） >

- ・ 各総合支所や各区民会館運営協議会が主催する講座に対して、引き続き学芸員を積極的に派遣していきます。また、これらの団体の展覧会への団体見学にも、引き続き積極的に対応していきます。

< 世田谷文学館 >

社会教育関係団体への講師派遣

社会教育関係団体が、文化・学習活動及び子ども会活動に関して自主的に学習会や講習会を行う場合に、講師料の一部を助成することにより、団体の学習を支援し、区民に広く生涯学習の機会を提供していきます。

< 教育委員会事務局 >

(3) 発表の機会や活動場所の充実

「音楽文化の場」、「創造・創作・練習室」等活動基盤のあり方検討

- ・ 区民が集い、交流する場やその機会ともなるような音楽活動の拠点など、これからの世田谷にふさわしい「音楽文化の場」のあり方について、調査・検討を継続的に行っていきます。
- ・ せたがやジュニアオーケストラの拠点となる場、また、大型の音楽団体や舞台芸術団体が創作、練習活動ができ、多くの区民が日常的な文化・芸術活動を行い、交流の場ともなる「創造・創作・練習室」のあり方について、調査・検討を継続的に行っていきます。

これらの場について、学校統合による学校跡地の活用、区内の民間施設や大学施設との連携・協力など、充実の手法などについても様々な検討をしていきます。

< 生活文化部 >

屋外における活動場所の検討

音楽や大道芸等の中には、屋外で可能な活動があります。活動の場や発表の機会を確保するために、公園や美術館等の公共的な場所を活用した、屋外における活動場所について調査・検討をしていきます。

< 生活文化部 >

学校開放・教室開放

区立小・中学校のミーティングルームや音楽室、和室などをPTAや地域団体の集会、文化活動や学習の場として一般開放していきます。

< スポーツ振興担当部 >

世田谷区民文化祭

幅広い区民の参加による文化団体活動成果発表の場として、区内の芸能、芸術を一同に集める「総合文化祭」とジャンル別の「区民文化祭」を開催していきます。

<教育委員会事務局>

フリーステージ

区内のアマチュア団体の発表の場として、世田谷パブリックシアター、シアターラムを提供していきます。クラシックバレエ、ジャズ・モダンダンス、フラダンス、洋楽など日頃の活動成果の発表機会を提供していきます。

<世田谷文化生活情報センター（世田谷パブリックシアター）>

せたがやアマチュアバンドバトル

音楽を自ら演じて楽しむ区民が参加し、発表し、交流する場を提供するため、区民によるオーディション形式なども取り入れたコンサートを行います。さらに区民音楽団体等の情報を集積し、地域の様々な施設等に出向いて演奏する地域交流事業に協力していただく取組みなども進めていきます。

<世田谷文化生活情報センター（音楽事業部）>

施策の方向2 交流・連携機会の充実と文化・芸術活動をつなぐ担い手の育成

文化・芸術団体や区内の文化関連施設との交流の機会を設けるなど、交流や連携に向けたきっかけづくりやネットワークづくりを支援していきます。

また、文化・芸術活動をつなぐため、団塊の世代等の現役時代に豊富な知識と経験を培った人を活かしながら、コーディネーターなどの担い手の育成支援を通じて、区民の自主的な文化・芸術活動を促進していきます。

【具体的取組み】

(1) 交流・連携機会の充実

アートネットワーク会議

区内で活動する文化・芸術団体、文化施設、アーティストなど、アートに関心のある方々の交流、ネットワークづくりを目的として、交流会を開催してきました。これからも、気軽に交流のできる場を設定していきます。

<生活文化部、世田谷文化生活情報センター（生活工房、世田谷パブリックシアター、音楽事業部）
世田谷美術館、世田谷文学館>

区内大学と連携した取組み

- 区内大学と区が連携して、自宅などからインターネットを通じて、いつでも誰でも利用できる学習講座「せたがやeカレッジ」や、大学生と一緒に区民が受講できる社会人特別聴講制度を実施していきます。

また、区内大学で行われる公開講座の情報を区で取りまとめ、年2回「区内大学・短期大学公開講座情報」(冊子)として情報提供していきます。

さらに、区民が、自らの学習経験や興味・関心に応じ、基礎的内容から発展的内容へと体系的・段階的に学ぶことができるよう、区と大学が連携してコースとレベルを設定する「リカレント学習連携講座」を実施していきます。

<教育委員会事務局>

- ・ 多摩美術大学や昭和女子大学などとのワークショップや講座を実施するなど、今後も連携に取り組んでいきます。

<世田谷美術館>

- ・ 多摩美術大学との共同研究として、リーディングシアターと記念講演を開催するなど、今後も大学と連携した事業を開催していきます。

<世田谷文学館>

生涯大学

還暦後の長い時間を、自らの意思と選択でどのように過ごすかは大切なことであり、この「第3の人生」をより健やかで豊かにすることを目的に、昭和52年に設立しました。講義と健康体育を中心に学習し、その中で自主的な交流や様々なサークル活動等が行われています。

今後も、大学で習得した知識と経験を活用したコミュニティづくりへの主体的な参加につながることを目指していきます。

<地域福祉部>

いきいきせたがや文化祭

高齢者相互、高齢者と地域社会とのふれあいを深めるため、作品展、演芸大会、伝統工芸体験コーナー、世代間交流イベントなど、高齢者の祭典であるいきいき文化祭を開催していきます。

開催にあたっては、一般区民の方、近隣のデイホーム、幼稚園・保育園などにも参加を呼びかけていきます。

<地域福祉部>

世田谷文化施設等連携体制のあり方検討

区内の民間施設や大学を始めとした教育施設等との連携を図ることによって、活動基盤としてより充実した環境を確保するため、このような文化施設等との連携のあり方、可能性について、調査・検討していきます。

また、文化・芸術の力を、教育、福祉や介護、医療や保健に活かし、結び付けていくには、公共文化施設だけでなく、民間文化施設等と連携をしていくことが必要であり、連携の充実を進めていきます。

<生活文化部>

(2)文化・芸術活動をつなぐ担い手の育成

友の会との連携

- ・ 友の会(SePT倶楽部)は、区民を中心とした世田谷パブリックシアター利用者の任意団体であり、会員を対象とした貸切特別公演などの実施や、世田谷パブリックシアターの活動への支援をしていただいています。

<世田谷文化生活情報センター(世田谷パブリックシアター)>

- ・ 区民を中心とした美術館利用者の任意団体で、様々な美術館業務の支援に関する活動を行っており、展覧会・催し物等における来館者の誘導、整理、物品販売、資料の配布等の協力をいただいています。美術の普及の協働者として、今後も連携していきます。また、会員を対象とした美術講座や実技講座、会員作品展や鑑賞会など交流のための多彩な事業を行っていきます。

< 世田谷美術館 >

- ・ 区民を中心とした文学館利用者の任意団体であり、会員を対象とした文学講座や文学散歩などの活動や、世田谷文学館が開催する展覧会、催し物のPR活動などの支援をしていただいています。

< 世田谷文学館 >

美術館ボランティアの育成

鑑賞リーダーとして小・中学生を誘導するボランティアを育成していきます。美術館、大学、地域が連携するなかで、人材育成と世代を超えた交流を促進する仕組みを動かしていきます。そうしたボランティアには、様々な事業に参加していただきます。

< 世田谷美術館 >

読書活動の推進の取組み

読み聞かせボランティアを育成する「学校おはなしボランティア養成講座」を教育委員会と連携して開催していきます。

< 世田谷文学館 >

施策目標 3 世田谷の文化・芸術を継承し、創造する

基本構想において、「伝統行事や昔ながらの生活文化を将来の世代に引き継ぐ」と示しており、世田谷に根ざし、受け継がれてきた地域の歴史や文化財、史跡、伝統行事などの伝統文化を次世代に継承するとともに、活かしていきます。

また、世田谷には、様々な文化・芸術分野の第一線で活躍する人が多くいます。こうした特色の継続を図るとともに、第3次基本方針の重点戦略においても、「文化芸術を創造し、支える人材の充実」とあるため、マンガやアニメ等のメディア芸術を含めた文化・芸術を創造する人材や支える人材の発掘・育成を行い、世田谷の文化・芸術を創造し、将来へつないでいきます。

施策の方向 1 世田谷の歴史・伝統文化の継承と活用

世田谷の地域に根ざし、受け継がれてきた地域の歴史や文化財、史跡、伝統行事などの伝統文化を保存しながら、これらにふれる機会を充実し、次世代に継承するとともに活用していきます。

【具体的取組み】

(1) 歴史的文化財、伝統文化の継承と発展のための支援

文化財の登録・指定、保存助成

「世田谷区文化財保護条例」に基づき、文化財のうち、特に重要なものを世田谷区の文化財として登録・指定をしていきます。区指定文化財の維持管理に対して文化財保護奨励金を交付するとともに、登録・指定文化財の保存・修理について補助金を交付し、文化財の保存を支援していきます。

登録・指定については、文化財保護審議会の審議・答申に基づき行っていきます。

<教育委員会事務局>

伝統的建築物の保存

世田谷区内には、江戸時代以来の民家の姿をそのままに残しているものもあります。また、近代建築として希少な家屋もあります。これらの状況を把握するための調査研究を実施していきます。

解体予定の古民家・近代建築等については、写真撮影等により記録保存を行っていきます。また、区内の文化財的価値を有する建築物について調査を行っていきます。

<教育委員会事務局>

埋蔵文化財の保存

区内には先土器時代から中近世紀にいたる集落跡・古墳・生産跡などの様々な遺跡が約 300 か所あります。これらの遺跡が土木・建築工事等によって破壊が避けられない場合、事前調査を行い、記録として残していきます。

また、発掘調査によって出土した遺物の展示・公開や遺跡見学会、遺跡調査発表会などを通して、区民の埋蔵文化財に対する理解の向上を図っていきます。
<教育委員会事務局>

文化財調査報告書等の刊行

古民家、民俗、古文書、石造物、社寺資料、近代建築等の調査報告書を刊行していきます。機関紙「せたがやの文化財」、「世田谷区文化財調査報告集」、「世田谷区埋蔵文化財調査年報」を定期的に発行していきます。
<教育委員会事務局>

文化財記録映画の製作

世田谷区の歴史・民俗・遺跡等、文化財関連の記録映画を製作し、教育・学習活動用に貸出していきます。
<教育委員会事務局>

地域特性を活かした資料収集や事業展開（施策目標1-施策の方向2 再掲）

玉川台図書館での「世田谷美術館資料コレクションコーナー」や「美術講演会」など、各図書館の地域特性に応じた資料構成や、各館の所在する立地特性や地域の歴史に応じた資料展示、講演会などの事業を実施することにより、地域の文化・情報を発信するとともに、地域文化形成を支援していきます。
<中央図書館、地域図書館>

郷土資料の収集、調査研究、保存、展示・公開

広く区民に郷土の歴史を理解していただくため、区内の歴史資料(考古資料、民俗資料、古文書、絵画など)の収集、調査研究、保存、展示・公開を行っていきます。常設展示では、世田谷の原始・古代から現代にいたるまでの歴史を概観できるようにし、また、「烏山寺町」などテーマを設けた企画展・季節展等を開催していきます。
また、区史料の編纂・調査、刊行なども行っていきます。
<郷土資料館>

世田谷の文化資源・文化資産の収蔵、蓄積、整理の基盤のあり方検討

世田谷区ゆかりの文化・芸術作品や世田谷区に継承される有形・無形の文化財や歴史的遺産などを記録、保管、収蔵し、利活用できるように、整理、蓄積していくための基盤の充実について調査・検討をしていきます。
<生活文化部>

郷土学習室

小学生の移動教室や学習見学の場として利用されてきました。今後も、郷土世田谷に興味と関心を深めることを目的とした事業を実施していきます。一般無料公開も継続実施していきます。
<教育センター>

(2)地域の歴史・伝統文化にふれる機会の充実

郷土の文化財・伝統文化等の学習・体験の場・機会の整備

区内にある指定文化財をはじめとした、様々な文化財や伝統文化等について、デジタル化等による記録保存を行い、情報の活用・公開を進めていきます。

また、文化施設相互の連携強化と有効活用により、子どもたちや区民が歴史や文化財に身近に接することのできる場を拡充していきます。

<教育委員会事務局>

郷土の伝統文化継承、文化財保護等のための体験活動の推進

子どもたちや区民が、郷土の伝統文化や文化財に親しみ、体験する機会を充実し、自分たちの住む地域への理解を深めることにより、歴史・文化の保護・継承につなげます。

特に、子どもたちには、文化財等の巡回展示やゲストティーチャーの派遣などを行うことによって、身近に接する機会と場を整え、世田谷という郷土を理解し、愛着を持ち、大切に思う気持ちを育てるとともに、世田谷の良さを発信していこうとする子どもたちを育成していきます。

<教育委員会事務局>

文化財保護強調週間行事

文化財保護知識や意識啓発のため、毎年、文化財保護強調週間(11月1～7日)を中心に、野毛古墳まつり、写真展、見学会や遺跡調査発表会など、文化財保護に関する啓発事業を行っていきます。

<教育委員会事務局>

せたがや文化創造塾

文化財保護審議会委員有志と教育委員会の連携により、講演会(7コース)と文化財ボランティア養成講座(2コース)を開催していきます。文化財保護の普及・啓発を行うとともに、ボランティアが参画しながら、文化財保護の普及・啓発を進めていく仕組みの整備を図っていきます。

<教育委員会事務局>

区民が文化財に親しめる冊子等の発行

世田谷区内にある国、都、区の登録・指定文化財について、写真と解説を付けて一覧できる冊子「せたがやの文化財」を作成し、頒布していきます。

埋葬文化財・遺跡については、「世田谷の埋蔵文化財 遺跡地図」を作成し、頒布していきます。

また、世田谷の歴史に深く関わる史跡、文化財、社寺、古道などについてまとめた「世田谷区歴史・文化財マップ」を美術館など文化施設を中心とした「アートマップ」と統合し、「歴史とアートに親しむ せたがや文化マップ」として発行していきます。

<教育委員会事務局>

農村の暮らしぶりを学ぶ

区指定有形文化財の古民家を公開している次大夫堀公園民家園、岡本公園民家園は、江戸時代の古民家や土蔵等を移築再現したものであり、主屋内の囲炉裏には、絶えず火が焚かれ、往時の農村風景を知ることができます。引き続き、保存、公開して、世田谷の昔の農村の暮らしを伝えていきます。

特別展として、「世田谷の大工」など、テーマを設けた企画展示を毎年行うと

ともに、民家園教室をボランティアを中心として開催していきます。
さらに、七夕、十五夜、餅つきなど年中行事に合わせた催事などを行っています。

< 民家園 >

歴史講座、野外歴史教室など歴史遺産の普及・啓発の推進

様々なテーマについて一定期間学習する「歴史講座」、区内を学芸員とともに実際に歩きながら学ぶ「野外歴史教室」などを開催していきます。

また、閲覧室やビデオブース等を利用に供するとともに、郷土資料館がボロ市通りに面する大場代官屋敷と隣接していることをとらえ、地域行事である「世田谷のボロ市」、「せたがやホタル祭り」と「サギ草市」の開催協力も行っていきます。

< 郷土資料館 >

ふるさと世田谷を語るの頒布

次第に失われていく世田谷の自然や町の様子、すでに埋もれてしまった風俗・習慣等を、次の世代に伝えていくため、地元生まれ育ち、昔をよく知る地域の高齢者や有識者から聞き取り、記録した冊子です。地域別に全 16 巻を発行しています。

今後も積極的に周知し、この冊子が広く読まれるようにしていきます。

< 生活文化部 >

文化人記録映画の貸し出し

区内在住の著名人の生い立ち、業績等を区がビデオテープに記録したもので、53 人の文化人の記録があります。引き続き、教育センター視聴覚ライブラリーで、区内の登録団体に貸し出していきます。

< 生活文化部、教育センター >

地域の歴史や文化を活かした事業展開（施策目標 1-施策の方向 2 再掲）

地域の文化資源に位置づけた「大山道」や 23 区唯一の渓谷「等々力溪谷」を活かした事業を展開する玉川総合支所の取組みを始め、東京都無形民俗文化財である「世田谷のボロ市」の開催支援を行う世田谷総合支所の取組み、徳富蘆花の旧跡を活かした「烏山地域蘆花まつり」の支援を行う烏山総合支所の取組みなど、各地域の歴史や文化を活かし、次代に継承する事業を展開していきます。また、地域に密着したテーマや人材を中心にした講座を実施し、区民の方が地域の歴史や伝統文化を学ぶ機会を提供していきます。

< 総合支所（地域振興課） >

施策の方向2 文化・芸術の創造とそれを担う人材の育成

世田谷での文化・芸術の創造を今後も図っていくために、これからの文化・芸術の創造を担う若い芸術家の発掘・支援や、その創造活動を支える専門的な人材の育成を行っていくとともに、これまでの世田谷らしい独創的な取組み、文化資源や文化的環境を活かしながら、新たな文化・芸術の創造に取り組んでいきます。

【具体的取組み】

(1)文化・芸術を創造する人材の発掘、育成

世田谷区芸術アワード“飛翔”

平成20年度に創設した芸術アワード“飛翔”は、<生活デザイン>、<舞台芸術>、<音楽>、<美術>、<文学>の5分野で、将来性のある人材の発掘、奨励、支援を行うものです。1年目に企画提案の公募を行い、選定により受賞者を決定し、2年目に企画を具体化し、発表する機会が与えられる、2年単位とした芸術賞です。受賞だけでなく、発表に向けた支援と場の提供が大きな特徴です。

若手アーティストにとって魅力ある賞としていくために、今後も、支援のあり方や発表の場の確保などを工夫していきます。

<生活文化部、世田谷文化生活情報センター（生活工房、世田谷パブリックシアター、音楽事業部）
世田谷美術館、世田谷文学館>

アーティストの発掘と育成

企業メセナと連携して、コンテンポラリーダンスの振付家を発掘する「トヨタ・コレオグラフィー・アワード」は、過去の受賞者が国内外で活躍するようになってきました。

若手の劇団等に上演機会を提供し、有望な劇作家、演出家、劇団の発掘、育成を図る「ネクスト・ジェネレーション」をはじめとして、「演劇団体・アーティスト」「劇場」「観客」三者の出会いを創出するとともに、次世代の担い手を生み出していきます。若手アーティストなどを対象に、「実演家のためのワークショップ」を実施し、国内外の様々な作品創造の手法を学びながら、自らの創作手法を検証し、今後の作品創造に向けてスキルを高めるための場を提供していきます。

<世田谷文化生活情報センター（世田谷パブリックシアター）>

世田谷文学賞

区民から詩・短歌・俳句・川柳・随筆の作品を募集し、優秀な作品を表彰し、冊子「文芸せたがや」に掲載するもので、引き続き、実施していきます。

<世田谷文学館>

(2)文化・芸術創造活動を支える人材の育成

学芸員資格取得実習等の受入れ

- ・ 学芸員資格取得を標ぼうする多くの大学からの要請に応え、博物館実習生を受け入れ、教育普及事業の講義や、鑑賞教室のグループリーダー育成等の現場での体験実習を行っていきます。

< 世田谷美術館、世田谷文学館 >

- ・ 登録博物館として、学芸員の資格取得を目指す実習生を大学からの要請に基づき、受入れ、実習を行っていきます。

< 郷土資料館 >

ミュージアムセッション（美術教育研究）

区内小中学校の教職員及び一般の教育関係者、学生等を対象に、新しい美術教育、美術鑑賞の可能性を探る講座等を開催していきます。また、視覚障害のある人への美術鑑賞をテーマとした講座とワークショップを行うなど、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた事業を展開していきます。

< 世田谷美術館 >

創造へ向けた人材育成調査研究プログラム

日本では、舞台芸術制作に携わる教育課程が大学等にほとんどないため、優れた舞台芸術を生み出していく基盤としての人材育成に関し、講座や研究会などを実施していきます。作品創造の際の原点のアイデアを展開し、作品を創り上げていくまでのプロセスを意識化・分析していくことを目的とし、ワークショップの担い手を育成するための資質を高める「進行役のためのワークショップ」、劇作家・演出家・振付家・俳優が新たな手法を探求する「実演家のためのワークショップ」などを開催していきます。

また、作品創りも行い、一般の方に体験する機会を提供していきます。

< 世田谷文化生活情報センター（世田谷パブリックシアター） >

舞台芸術家のための人材育成プログラム

舞台芸術振興のためには人材が重要な課題であり、これまでも、劇場運営や作品創造を担う専門人材を育成してきました。今後も、劇場運営者、劇作家、演出家、批評家など様々な専門家を招いた講座等を実施していきます。これらの講座等は一般にも公開していきます。

また、舞台芸術を支える舞台、音響、照明、安全技術、美術など舞台技術人材を育むために、実習ワークショップや講座を開催していきます。

各種事業等を通じて、舞台芸術に関心を持つ人を増やしながら、魅力ある公演事業や教育普及事業の創出及び各事業間の連携と充実を図っていきます。

< 世田谷文化生活情報センター（世田谷パブリックシアター） >

学生インターンの受入れ

区内にある多摩美術大学、昭和女子大学などからの学生インターンシップの受入れを通じて、事業の現場や学校、劇場等での人材育成の役割を果たしていきます。美術館は、鑑賞リーダー（ボランティア）の支援を含む、学生インターンによる区内小学校への出張授業など、人材育成と児童・生徒、学生の世代を超える交流を促進する仕組みを動かしていきます。

また、世田谷パブリックシアターは、多摩美術大学が単位取得できるプログラムを設け、学生を受け入れていきます。

<世田谷文化生活情報センター（生活工房、世田谷パブリックシアター）
世田谷美術館、世田谷文学館>

(3)世田谷ならではの、新たな文化・芸術の創造

世田谷らしい独創的な事業の展開

世田谷には、下北沢に代表されるように、ライブハウスでの音楽、小劇団による演劇、小劇場での映画上映など、世田谷で生まれ、多くの人を魅了する、独創性のあるポップカルチャー的な文化・芸術があります。こうした世田谷らしい音楽や演劇等を取り入れた取組みについての支援を検討するとともに、世田谷から生まれる新しい文化・芸術の創造を図っていきます。

<生活文化部、せたがや文化財団>

既存の文化・芸術のジャンルを超えた創造的事業の展開

（施策目標 1 - 施策の方向 1 再掲）

質が高く、新たな文化の可能性を探るため、様々な分野がクロスオーバーする事業を展開していきます。

<世田谷文化生活情報センター（生活工房、世田谷パブリックシアター、音楽事業部）世田谷美術館、世田谷文学館>

企画展示事業（施策目標 1 - 施策の方向 1 再掲）

- ・ 心に潤いと刺激を与え、区民の生活や文化の向上に資する魅力ある展覧会を開催していきます。

<世田谷美術館>

- ・ 多彩な企画展をバランスよく配置しながら、企画していくとともに、「せたがや子ども文学館」事業との連動を図り、子ども向けイベント等を行っていきます。

<世田谷文学館>

国内演劇創作事業（施策目標 1 - 施策の方向 1 再掲）

公共劇場として未来に向けて文化的・芸術的財産として再演を繰り返すことができる高品質な舞台作品を制作するとともに、次世代の演出家等を育成するためのワークショップ等を行っていきます。

<世田谷文化生活情報センター（世田谷パブリックシアター）>

同時代性ある舞台芸術制作事業（施策目標 1 - 施策の方向 1 再掲）

より質の高い、魅力的な舞台芸術公演を実現していくとともに、実演団体との交流や連携の強化により、バリエーションに富んだ公演の鑑賞機会創出に寄与していきます。

< 世田谷文化生活情報センター（世田谷パブリックシアター） >

海外招へい・国際共同制作・事業（施策目標 1 - 施策の方向 1 再掲）

気鋭の演劇・舞踊公演の鑑賞機会を他劇場に先立ち提供し、今後はアジア圏発の国際的作品の招聘や演劇の共同制作なども進め、新たな文化・芸術の創造を行っていきます。

< 世田谷文化生活情報センター（世田谷パブリックシアター） >

世田谷ならではの演奏会（施策目標 1 - 施策の方向 1 再掲）

「音楽監督企画の演奏会」等、世田谷でなければ聴くことのできない演奏会を通じて、区内の若手演奏家を紹介するとともに、新たな人材を柔軟に起用していきます。

< 世田谷文化生活情報センター（音楽事業部） >

多様なジャンルの演奏会（施策目標 1 - 施策の方向 1 再掲）

世田谷独自の企画・構成によるクラシック以外の多様なジャンルの演奏会を実現していきます。

< 世田谷文化生活情報センター（音楽事業部） >

施策目標 4 子どもや青少年の創造性を育む

第3次基本方針において、「子どもや若者を対象とした文化・芸術振興策の充実」と示され、子どもや青少年の創造性を育む取組みは重要です。

区では、これまでも積極的に子どもや青少年に対する文化・芸術施策を展開してきました。子どもの頃から、文化・芸術にふれ、体験することは、想像する力、表現する力、コミュニケーションする力、現代社会の多様性に対応する力をより高めることができることから、引き続き、子どもや青少年の創造性を育む施策を展開していきます。

施策の方向 1 子どもや青少年が文化・芸術にふれる機会の提供

全ての子どもや青少年が、家庭環境によらず、文化・芸術にふれる機会がもてるよう、区立学校での教育プログラムに組み込むことや、体験型の事業を実施するなど、様々な場面で体験の機会を提供していきます。

【具体的取組み】

(1)文化・芸術を鑑賞・体験する機会の提供

遊びと学びの子どもプロジェクト

子ども向けの体験プログラムのうち、夏休みを中心として行われるプログラムを集中的に広報するリーフレット等を作成し、全ての区立小・中学校を通じて全児童・生徒に配布していきます。多くの子どもたちがプログラムに参加し、文化・芸術とのふれあいを得ていけるようにします。

<生活文化部、世田谷文化生活情報センター（生活工房、世田谷パブリックシアター、音楽事業部）、世田谷美術館、世田谷文学館>

子ども文化・芸術サミット

平成20年度に開催した「全国子ども文化・芸術サミット」では、国内、海外の活動事例を紹介しながら、教育プログラムについてその展開の仕方や成功の秘訣について考えるシンポジウムや子どもを対象としたワークショップなど多彩な事業を実施しました。

今後も、子どもの育ちと文化・芸術との関わりの有効性について、様々な立場から実践的な議論の場を設けていこう検討していきます。

<生活文化部、世田谷文化生活情報センター（生活工房、世田谷パブリックシアター、音楽事業部）、世田谷美術館、世田谷文学館>

連合行事、鑑賞教室、学習発表の場等

区立幼稚園園児を対象とした「連合観劇会」、区立小学校児童を対象とした「音楽鑑賞教室」、「美術鑑賞教室」、「古典芸能鑑賞教室」、区立中学校生徒を対象とした「美術鑑賞教室」、「歌舞伎鑑賞教室」等、鑑賞の機会を設けていきます。

また、区立小学校児童の「図画工作作品展」、区立中学校生徒の「音楽発表会」、

「演劇発表会」、「生徒作品展覧会」、特別支援学級の「特別支援学級連合展覧会」など、学習発表の機会を設けていきます。

<教育委員会事務局>

鑑賞教室（上記の「古典芸能鑑賞教室」「美術鑑賞教室」）

- ・ 区立小学校6年生を対象に、古典芸能をより身近なものと感じるよう、狂言の公演とワークショップの「古典芸能鑑賞教室」を実施していきます。
<世田谷文化生活情報センター（世田谷パブリックシアター）>
- ・ 区立小学校の4年生・区立中学校の1年生が、展覧会鑑賞及び美術館施設見学を行う「美術鑑賞教室」を実施していきます。ボランティアである鑑賞リーダーと共に児童・生徒が少人数グループになって鑑賞します。

<世田谷美術館>

子どもと学校プログラム

小学校、中学校、高校を対象として、ワークショップリーダーが学校に出かけて行き、演劇のワークショップを実施する「@スクール事業」などを行っていきます。区内の中学校演劇部の活動に対しては、指導者の派遣や区大会での舞台技術サポートをするなどの支援を行っていきます。

また、小学校、中学校、高校において、「@スクール事業」などを実施しやすくするよう、学校の先生等が気軽に相談できる体制づくりを行っていきます。

<世田谷文化生活情報センター（世田谷パブリックシアター）>

美術鑑賞教室特別プログラム

区立小学校美術鑑賞教室の特別プログラムとして設定し、学芸大学教育学部および大学院の学生で美術館の研修を受けた学生インターンが、展覧会等についての出張授業を学校で行っていきます。出張授業には、鑑賞リーダーも参加し、来館したときには出迎え、ともに鑑賞します。

美術館、学校、大学、学生、ボランティアが一体となって、子どもと美術の出会いを大切に育てていきます。

<世田谷美術館>

音楽鑑賞教室等学校での音楽活動の支援

区立小・中学校及びその授業と連携し、学校が音楽鑑賞教室を企画する場合の支援や仲介などを行っていきます。また、中学校の部活動等への講師派遣等の支援も行っています。

<世田谷文化生活情報センター（音楽事業部）>

せたがや子ども文学館

子どもたちに文学への関心を高め、文学館に気軽に訪れてもらい、子どもの創造性を育むため、「ことのははくぶつかん」、「子ども文学さんぽ」、「移動文学館」など『せたがや子ども文学館』事業を展開していきます。子どもでも利用しやすい文学館を目指し、ワークショップや子ども向けイベントを継続的に開催していきます。

また、文学作品を題材とした写真パネルや展示品などを持って、学校や地域に出かけて行き、文学をより身近に感じる「移動文学館」を行っていきます。

<世田谷文学館>

絵本コーナー

地域に開かれた文学館として、今後も、ロビーに絵本コーナーを常設していくとともに、新たな絵本の選書および配架方法の工夫等により魅力度を高めていきます。また、子どもたちや家族連れが気軽に自由に利用できるスペースとしていきます。

< 世田谷文学館 >

青少年課外講座

小・中学生を対象とした分解、組立て、設計、作込みのプロセスを体験して作品を制作する「子ども体験ワークショップ」、幼児から小学生を対象とした絵本や児童書の世界を様々な手法で提供する「おはなしの会」、中学生を対象に電気自動車の技術を軸としてエネルギーについて学習する「次世代のモビリティ体験」シリーズなどを展開していきます。

< 世田谷文化生活情報センター（生活工房） >

体験学習及び創造的実践活動支援

- ・ 区立小・中学校を対象に、プラネタリウムによる天文学習や郷土学習室を使った郷土学習などを「移動教室」として実施していきます。
- ・ 「せたがや平和資料室」において、戦争の悲惨さを後世に伝えるとともに、区立中学校での巡回展、恒久平和の実現に寄与するための資料収集や展示活動等を行っていきます。

< 教育センター >

施策の方向2 子どもや青少年の文化・芸術活動の支援

子どもや青少年の興味に応じて、自由に文化・芸術活動を行うことができるよう、参加型の事業を実施するなど、様々な場面で文化・芸術活動の支援を充実させていきます。

【具体的取組み】

(1) 子どもや青少年の創造性を育み、高める取組みの充実

せたがやジュニアオーケストラ

せたがやジュニアオーケストラは、青少年が専門的な音楽技術を身に着けるだけでなく、オーケストラを通じた社会性、情操を高めることを目的に平成22年度に設立されました。年1回の定期演奏会だけでなく、全国のジュニアオーケストラとの交流、さらには、教育や福祉の現場に音楽の力を届ける活動など、地域に貢献するオーケストラ活動の展開を目指していきます。

< 世田谷文化生活情報センター（音楽事業部） >

舞台芸術子どもワークショップ

幼児から中学生程度を対象にし、夏休み・冬休み期間などを中心に、子どもたちを対象とした演劇やダンスのワークショップを開催していきます。また、もう一步本格的に取り組む意欲のある中学生・高校生を対象として長期継続的な演劇・ダンスワークショップなど多彩な内容を用意していきます。

夏休み・冬休み以外の期間についてもスムーズに事業を実施できるよう、体制の強化を図っていきます。

< 世田谷文化生活情報センター（世田谷パブリックシアター） >

教科日本語ワークショップ

区立小学校の教員を対象に、「日本語」の授業だけでなく他の授業などでも活用できるような演劇ワークショップの進行方法や指導方法を考えるためのワークショップを実施していきます。

また、「日本語」の授業の実績を活かした研修を実施していきます。

< 世田谷文化生活情報センター（世田谷パブリックシアター） >

ワークショップ

- ・ 楽器に触れることで「せたがやジュニアオーケストラ」への興味や関心を促すワークショップなどを行っていきます。

< 世田谷文化生活情報センター（音楽事業部） >

- ・ 中高生を中心に美術作品から触発されたパフォーマンスを行う「えんげきのえ」シリーズ、未就学児童対象の「えのぐ遊び」シリーズ、夏休みの「子ども美術大学」、分館の宮本三郎記念美術館での親子で楽しむ夏休みオープンワークショップなど、多彩なプログラムを展開していきます。

< 世田谷美術館 >

才能の芽を育てる体験学習

世田谷区教育委員会が主催する、区立小・中学校の児童・生徒を対象とした体験学習です。参加児童・生徒が自らの才能や個性に気づき、将来の夢や目標を発見し、たくましく成長してもらいたいという想いのもと、この体験学習をはじめました。各界の第一線で活躍する方を講師としてお招きし、普段の授業や生活ではできない体験講座を開催しています。

< 教育委員会事務局 >

ドリームジャズバンド・ワークショップ（上記の「才能の芽を育てる体験学習」）

教育委員会の課外講座「才能の芽を育てる体験学習」の一つとして、プロのミュージシャンの長期間の指導による中学生のジャズバンドのワークショップを開催していきます。大変好評なプロとの合同発表公演も企画していきます。

卒業生も多くなってきており、今後も日野皓正氏と、青少年のつながりにより、芸術表現による世田谷区の青少年の夢を育む事業として展開していきます。

< 世田谷文化生活情報センター（世田谷パブリックシアター） >

(2) 地域における子どもや青少年の文化・芸術の表現機会の充実

児童館及び地域文化交流会

児童の健全な育成と福祉の向上を図ることを目的としている児童館で、図書室、工作室、音楽室等を活用し、幼児から中高生まで幅広い層の需要に応じていきます。

また、各地域の児童館を利用する子どもたちが年に一度、一堂に会して文化的なパフォーマンスを発表する地域文化交流会を開催していきます。

<子ども部>

ティーンエイジ・カーニバル

音楽活動やダンス活動、伝統芸能活動をしている中高生グループを対象に、「ティーンエイジ・カーニバル」を開催していきます。開催にあたっては、専門家による選考会を行い、数組が区民まつりの「スピリット・ライブ」に出演できるようにし、中高生自らが実行委員会を組織し、運営していく手法をとっていきます。

<子ども部>

世田谷児童作品展

子どもの豊かな感性や情操を育成することを目的として、「公益財団法人岡田茂吉美術文化財団」との共催により、区内小学生の絵画を募集し、作品展を設けていきます。

<子ども部>

青年文化祭、ダンスフェスティバル S E T A G A Y A

小学生、中学生、高校生など青少年会館で活動している団体が参加し、青少年自らの企画・運営により「青年文化祭」を開催していきます。また、「ダンスフェスティバル S E T A G A Y A」は区内の高校や大学からも参加を募り、ジャンルを問わないオリジナルダンスの発表、交流の機会としていきます。

<池之上青少年会館>

施策目標 5 文化・芸術をコミュニティに活かし、広げる

第3次基本方針において、「文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用」と示されていますが、世田谷においては、これまでも、区や民間により、文化・芸術を地域づくりに活かした取組みが行われています。中でも、世田谷生まれの、世界的に親しまれるキャラクターが存在することは、多世代間の交流や地域づくり、観光などに、これまで以上の活用が期待できます。今後も文化・芸術を通じて、区民の生活の質的向上や、様々な領域への波及効果が期待されていることから、引き続き、文化・芸術の波及力を地域や他分野に広げていきます。

また、グローバル化が進む中、区内にも在住外国人など、様々な文化的背景を持つ人が多く住んでいます。文化的な事業を通じて、こうした異なる文化を持つ人との交流の機会を充実させることで、相互理解と地域の国際化を推進していきます。

さらに、基本構想では「文化や芸術を国内外へ発信する」と示しています。これまでも、文化・芸術に関する情報発信を行っているものの、「情報が単発的で把握しにくい」「他団体や他施設の情報取得しづらい」状況であることが考えられるため、文化・芸術に関する情報発信を強化し、世田谷の文化・芸術を区内外に広げていきます。

施策の方向 1 文化・芸術の波及力を地域コミュニティに活かす取組み

文化・芸術の力を区民生活、地域コミュニティへ波及させていくため、教育・福祉・医療・産業（商店街、観光等）などと連携したプロジェクトやネットワーク形成を総合的に推進し、区民の暮らしや地域の活性化への取組みを進めていきます。

また、文化的な事業での交流機会を通じて、区民が、世界や外国の人を身近に感じ、関心を持つことができ、世田谷が世界とつながるまちになる取組みを図っていきます。

【具体的取組み】

(1)文化・芸術の力を活用した地域コミュニティの活性化

商店街とアート＜音楽編＞（商店街アートプロジェクト）

文化・芸術の力を活かして商店街と地域の活性化を目的に、商店街と若手アーティストの協働により「アートな商店街」を創り出すプロジェクトです。若手アーティストの活動の場を広げることにもつながるものといえます。第1期の計画（平成19年度～25年度）では、ペナント作品制作や商店街のマスコットキャラクターを制作してきました。今計画では、音楽編として、商店街で音楽の特徴を生かした事業の推進を図ります。

これからも、「商店街イベント支援事業」との連携も含め、文化・芸術の力の可能性を発揮していきます。

＜生活文化部、世田谷文化生活情報センター（音楽事業部）＞

世田谷アートタウン 三茶 de 大道芸

三軒茶屋の街や世田谷パブリックシアターを舞台に大道芸のパフォーマンスを繰り広げるこのイベントは、商店街アートプロジェクトの先駆けともいえるものです。三軒茶屋の大道芸は広く知られるようになり、このために広域から三軒茶屋を訪れる方も多い、定番イベントとなっています。

今後も、まちの活性化と地域文化向上を図るために、地元商店街や町会・自治会等との実行委員会方式により実施していきます。

また、一般公募のボランティアスタッフが毎年 100 名以上参加し、会場の飾付や、商店街のサポート、パフォーマーのアテンドスタッフなどを行っており、今後も区民との協働により事業を展開していきます。

< 世田谷文化生活情報センター（世田谷パブリックシアター） >

マンガ・アニメ等を活かした事業の展開

世田谷で育まれた、「サザエさん」や「ウルトラマン」といったマンガ・アニメや特撮は、作品が世界各国でテレビ放映され、2013 年には、ギネスブックに認定されるなど、世界的にも有名で、今なお、多くの人に親しまれています。こうした世田谷ゆかりのキャラクターやマンガ・アニメ等を活かす取組みを検討し、子どもから高齢者まで一緒に楽しめる事業を展開し、多世代間の交流や地域の活性化を図っていきます。

< 生活文化部、せたがや文化財団 >

撮影ロケ地紹介の実施

映画やドラマ、CM等のロケーション撮影地を区の魅力として発信し、世田谷のブランドイメージを高めるため、先進自治体での取組みを参考にしながら、ロケ地紹介を行っていきます。

< 産業政策部 >

地域行事への参加・支援

- ・ 「さくら祭」、「用賀サマーフェスティバル」等の地域の行事に、参加・支援をしていきます。また、宮本三郎記念美術館では「地域の会」と連携して、近隣商店街や奥沢神社と連携した「大蛇」ワークショップシリーズや年中行事に合わせた事業など地域と密接な関係にある事業を行っていき、今後も地域との繋がりを大切にしながら、美術と地域の連携を強化していきます。

< 世田谷美術館 >

- ・ 「烏山下町まつり」「烏山地域蘆花まつり」等の地域の行事に、参加・支援をしていきます。また、世田谷文学館と地域の小学校、区民センター運営協議会の三者が連携しながら、出張プログラムの開発と地域での移動展示（移動文学館）を行っていきます。

< 世田谷文学館 >

コミュニティプログラム（施策目標 1 - 施策の方向 1 再掲）

舞台芸術に親しむすそ野を広げるだけではなく、舞台芸術の持つ力を区民生活に活かしていくための取組みをコミュニティプログラムとして実施していきます。

参加者が、まちで取材したことをもとに演劇づくりをしながら、地域について考え、その成果を舞台作品として発表する「地域の物語」など、演劇で自分たちの暮らす地域のことや生活を考えるプログラムを行っていきます。

< 世田谷文化生活情報センター（世田谷パブリックシアター） >

せたがやまちかど・まちなかコンサート

商店街や各地域団体、民間企業等と連携し、区内各所で小編成アンサンブルによる演奏会を開催し、ホール以外で、気軽に音楽を楽しめる機会を提供していきます。音楽との出会いづくりとともに、地域の活性化につながることを目指していきます。

< 世田谷文化生活情報センター（音楽事業部） >

地域の絆強化や地域コミュニティ醸成

5つの地域ごとに歴史的な背景を持つまつりや催事、新たに区民が取り組んできた文化イベントなどが行われており、地域が主体となり、商店街や各地域団体が実施するまつりや行事を支援していきます。

< 総合支所（地域振興課） >

デザイン・アートの展示

地球環境・エネルギーにかかわる課題や、伝統から先端までの技術の分野をテーマとして、暮らし方（ライフスタイル）にヒントを提供する提案型事業を継続的に展開していきます。

また、日本をはじめ、世界の諸地域の手仕事「クラフト&アート」を紹介する展示を行うとともに、「デザイン」の果たす役割を日常の暮らしの中に見出す展示、デザインミュージアム活動を行っていきます。

< 世田谷文化生活情報センター（生活工房） >

多様な社会の課題に向けて文化・芸術の力を発揮する事業の展開

高齢者施設など福祉現場における出前コンサートなどによるQOL（クオリティ オブ ライフ＝生活の質）の向上や、不登校の子どもや障害のある子どもへの演劇やダンスとの出会いによる教育効果など、文化・芸術の手法によるアプローチが期待されています。これらの取組みの広報・啓発活動を継続して行いながら、福祉、医療、環境といった区民生活に密着した課題等に対する取組みを進めていきます。

また、行政サービスや地域ネットワークと連携し、支援者、応援者を広げていきます。

< 世田谷文化生活情報センター（生活工房、世田谷パブリックシアター、音楽事業部）、世田谷美術館、世田谷文学館 >

世田谷市民大学

区民の高度な学習意欲に応え、現代社会の諸問題に対する確かなものの見方を培うとともに、市民自治の担い手として活動される人材を育成することを目的に、昭和56年に設立しました。講師の指導のもと、自主的に学習を進めるゼミナールを中心に、講義形式の昼間講座など多種多様な講座を実施していきます。

今後も、社会環境の変化に対応し、地域で活動していくための体系的な学習の機会を提供していきます。

< 生活文化部 >

(2) 多文化共生と国内・国際交流の推進

国際姉妹都市交流

カナダのマニトバ州ウィニペグ市、オーストリアのウィーン市ドゥブリング区、オーストラリアの西オーストラリア州バンバリー市との姉妹都市交流を中心に、文化・芸術、教育、スポーツなどの国際交流事業を進めていきます。

<生活文化部>

国際交流・異文化理解の推進

グローバルな視点で文化、国際協力や国際貢献などについて理解を深める「国際文化理解」を進める講座等を実施していきます。

また、区内在住の留学生による研究テーマの発表や各国・地域の文化の紹介など、「異文化交流」の機会を設けていきます。さらに、世田谷区の姉妹都市交流事業に関連した企画などにより姉妹都市交流を促進していきます。

<世田谷文化生活情報センター（生活工房）>

世田谷世界交流プロジェクト

地域の団体が区内で自主的に行う国際交流や国際協力等の国際平和交流活動に対して、事業費の一部を助成し、区内における国際理解や国際交流等の促進を図っていきます。

また、プロジェクトの一環として、団体の活動発表や国際交流に興味のある区民等が交流する「交流ミーティング」を開催していきます。

<生活文化部>

川場村との文化交流

- ・ 区主催の様々な文化事業に川場村の児童や村民が参加する機会を設け、また、区や村の文化活動団体等の支援を行うことにより、文化・芸術を通じた区民、村民の新たな出会いを創出していきます。

<生活文化部>

- ・ 世田谷美術館の鑑賞教室には、川場小学校の児童も対象にしていきます。また、絵画展・写真展についても、川場村の村民も出展の対象としていきます。川場村での区内文化活動団体の活動支援や、郷土芸能祭や手づくり市への村民参加を調整するなど、相互交流の機会の創出に取り組んでいきます。

<世田谷美術館>

- ・ 「世田谷文学賞」の応募資格に、「世田谷区と縁組協定を結ぶ川場村に在住、在勤、在学される方」を加え、川場村との文化交流の機会の創出に取り組んでいきます。

<世田谷文学館>

施策の方向2 文化・芸術に関する情報発信

区民の文化・芸術への関心を高めることによる、文化・芸術活動への積極的な参加促進や、区民、地域、団体、施設が連携して文化・芸術の取組みを円滑に進めることができるよう、世田谷の文化・芸術に関する情報の集約や提供の充実を図っていきます。また、世田谷の文化・芸術を区内だけでなく、広く知ってもらうために、国内外への情報発信を行い、世田谷ブランドを高めていきます。

【具体的取組み】

(1) 区内の文化・芸術情報の収集・発信

「世田谷芸術百華」と「(仮称)世田谷芸術百華 情報版」

9月から11月までの秋の期間に、区、せたがや文化財団、区内文化関係団体や施設、大学、区民ボランティアなどが連携・協働し、区内の様々な場所、地域で、多発的かつ連続的に文化・芸術にかかわる催しを展開する「世田谷芸術百華」を継続して開催していきます。

「世田谷芸術百華」を秋だけの事業の名称ではなく、世田谷の文化環境そのものを示す言葉として、例えば、四季ごとの文化・芸術情報を提供する冊子「(仮称)世田谷芸術百華 情報版」を作成するなど、年間を通じて発信力を持つ新たな形への発展を模索していきます。

<生活文化部、世田谷文化生活情報センター(生活工房、世田谷パブリックシアター、音楽事業部)、世田谷美術館、世田谷文学館>

歴史とアートに親しむ せたがや文化マップ

これまで、NPOとの協働事業による文化・芸術関連施設の文化資源調査の成果をもとに「アートマップ」を作成し、配布してきました。今後は、教育委員会が作成する、世田谷の歴史に深く関わる史跡、文化財、社寺などについてまとめた「世田谷区歴史・文化財マップ」と統合し、「歴史とアートに親しむ せたがや文化マップ」として発行していきます。

区内の文化・芸術資源を幅広く掲載するとともに、豊かな歴史や伝統文化と多彩な現代アートが共存する世田谷のまちの魅力を発信していきます。

<生活文化部>

文化・スポーツ情報ガイドの発行

世田谷文化生活情報センター生活工房・世田谷パブリックシアター・音楽事業部、世田谷美術館、世田谷文学館の事業内容等を広く区民等に周知するために、タブロイド判の情報紙を発行し、折込み配布をしていきます。

また、公演の主演俳優へのインタビューの掲載など、情報告知だけでなく、より読者が興味を抱くコンテンツ作りを工夫していきます。

さらに、年間予定表や、各企画展や収蔵品展などのポスター、チラシ等の広報印刷物、プレスリリースの発送など様々な方法を通じて、広く区民等へ広報活動を行っていきます。

<世田谷文化生活情報センター(生活工房、世田谷パブリックシアター、音楽事業部)、世田谷美術館、世田谷文学館>

施設広報・事業広報

せたがや文化財団ホームページ等により、財団の施設や事業活動内容の紹介をしていきます。せたがや文化財団の特徴的な活動である「教育普及」、「ジャンル横断的な活動」、「国際交流」などの切り口から紹介する「アートルポ」を設置するなど、よりわかりやすく、関心が持ちやすいコンテンツを作成していきます。また、エフエム世田谷を活用した事業PRなども行っていきます。

各施設、事業部においても、それぞれの独自のホームページやパンフレット、ポスター、年間カレンダー、チラシなどの印刷物、マスコミ等への情報提供、さらにメールマガジン、ブログやツイッターなど多様な方法を通じて、広く区

民等へ広報活動を行っていきます。

<世田谷文化生活情報センター（生活工房、世田谷パブリックシアター、音楽事業部）、世田谷美術館、世田谷文学館>

年報等の作成、専門誌等の発刊

施設では、年間の活動を振り返り取りまとめた「年報」・「アニュアルレポート」等を発行しています。また、「美術館だより」や「文学館ニュース」等を定期的に発行していきます。

世田谷美術館では、調査研究成果を取りまとめた「紀要」を発行していきま
す。世田谷文学館では、調査研究成果を「文学館ニュース」『文芸せたがや』に
発表していきます。世田谷パブリックシアターでは舞台芸術に関する専門雑誌
として、劇場雑誌「SPT」を発行していきます。

<世田谷文化生活情報センター（生活工房、世田谷パブリックシアター）、
世田谷美術館、世田谷文学館>

ライブラリーの運営

世田谷美術館アートライブラリー、世田谷文学館ライブラリーにおいて、収
蔵している専門図書、雑誌、収集資料、ビデオテープ等の閲覧・視聴や相談対
応、また、他美術館や文学館等の展覧会情報等の提供を行っていきます。

また、事前申請による自筆資料等の特別閲覧や、企画展関連図書コーナーを
設置するなど、利用者の増加と満足度の向上を図っていきます。

<世田谷美術館、世田谷文学館>

収集、寄贈・寄託作品等の保存・管理

収集方針に基づき、収集された作品等を系統的に整理するとともに、展示な
どの活用に向けて良好な状態で保存・管理を行っていきます。収蔵品について
は、ホームページなどを活用し、目録リストを公開していきます。

<世田谷美術館、世田谷文学館>

視聴覚ライブラリー

学校教育における視聴覚教育のより一層の充実や区民の生涯学習・視聴覚活
動の普及、振興を図るため、映像資料（教育映画、ビデオ等）を幼稚園、小学
校、中学校及び一般区民（団体）に貸し出していきます。

<教育センター>

生涯学習情報の提供

各支所で実施する生涯学習講座を紹介することや、「世田谷区全域サークル案
内」を窓口で閲覧するなど、活動団体情報等の紹介を行っていきます。

<総合支所（地域振興課）>

(2) 各種メディアとの連携、協力

世田谷の文化・芸術活動の魅力を区内外に発信するため、テレビやラジオ（エ
フエム世田谷など）、新聞・雑誌等に情報の積極的な提供を行い、多様なメデ
ィアとの連携・協力を進めていきます。

<生活文化部、世田谷文化生活情報センター（生活工房、
世田谷パブリックシアター、音楽事業部）、
世田谷美術館、世田谷文学館>

第5章 重点取組み

重点取組みについて

施策目標のうち、“世田谷の文化・芸術振興のサイクル”をより円滑に進め、区民の文化・芸術活動を一層促進していくための効果的な取組みを重点取組みとして推進します。

重点取組み1 文化・芸術に関する情報の集約と発信

これまでも、事業の周知を含め様々な情報発信を行ってきましたが、単発的で、区民に広く知られていないことが考えられるため、文化・芸術に関わる情報の集約や発信の工夫が重要です。これにより、区民には、より多くの情報に接する機会が増え、関係団体、施設においては、これらの情報を活用した連携の強化や協働によるイベント等の開催などにつながることを考えられます。

そのため、民間も含めた、文化・芸術に関する活動場所や催し、地域での活動等の情報を集約し、様々な手法により効果的に提供していきます。さらに、区内外や海外における文化的な交流を促進するため、世田谷の持つ文化・芸術のブランド力を区内外に発信していきます。

【具体的取組み】

(1)「文化・芸術に関わる情報誌」の発行 <新規>

世田谷では、秋に開催されている「世田谷芸術百華」をはじめ、年間を通じて様々な文化・芸術に関する取組みが行われ、区内に数多く存在する民間施設等においても、盛んに文化・芸術活動や多彩なイベント等が行われています。

また、文化・芸術に関わる活動団体や民間施設の多くが区への情報の登録・発信を希望しています。

世田谷における文化・芸術について幅広く紹介していくため、これらの情報を集約し、文化・芸術の活動場所やイベント等を情報誌として発行していきます。

<年次計画>

平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
情報誌の企画・編集・発行方法等の検討	情報誌の発行	情報誌の発行	情報誌の発行、検証

(2)「ICT(情報通信技術)の利活用による情報発信」の検討 <新規>

インターネットの普及に代表される世界規模での社会のネットワーク化やICTの発達により、近年では、スマートフォンやタブレット等の多機能携帯端末が急速に普及し、インターネットがより身近になるなど、いつでもどこでも誰もが必要な情報を得られ、発信できるようになってきました。

そこで、これまで区の情報に接する機会の少なかった人などへの情報発信を強化していくため、ホームページ、動画配信、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、ウェブサイト等、ICTのさらなる利活用による情報発信について検討・実施していきます。

<年次計画>

平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
情報発信の内容・方法等の検討	情報発信の試行、試行検証、情報発信の実施	情報発信の実施	情報発信の実施、検証

重点取組み2 文化・芸術の力を生活や地域に活かす

区では、これまで、文化・芸術の創造性を教育のなかに取り入れることや、商店街とのプロジェクトなどを実施してきました。文化・芸術の持つ力は、教育・福祉・医療・産業等、区民生活に密接に関わる様々な分野への波及効果も期待されています。

また、民間においては、企業のメセナ活動が多様な広がりを見せており、世田谷においても企業による協力が行われています。

引き続き、これまでの文化・芸術の力を活かした取組みを進めるとともに、これらの様々な分野について、文化・芸術活動を行っている人や団体、地域、民間施設、大学等と連携・協力を図り、地域コミュニティの活性化や区民の生活課題等について、文化・芸術の力を発揮できる施策を、さらに推進していきます。

【具体的取組み】

(1)「商店街アートプロジェクト」の実施 < 拡充 >

世田谷の各地域における、商店街と文化・芸術の協働による取組みは、商店街を活性化させるとともに、継続的に行うことによって、地域の新たな文化・芸術として創造されていくことが期待されます。また、多くの若手アーティストがこの商店街アートプロジェクトに参画することにより、自身の活動の場を広げることにもつながっています。

文化・芸術の持つ力を活かした商店街アートプロジェクトを継続実施し、大学等との連携も含め、手法を工夫しながら、地域のにぎわいの核である商店街と文化・芸術のつながりを強化していきます。

< 年次計画 >

平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
まちかど・まちなかコンサート、三茶 de 大道芸、商店街とアート<音楽編>実施	まちかど・まちなかコンサート、三茶 de 大道芸、商店街とアート<音楽編>の実施	まちかど・まちなかコンサート、三茶 de 大道芸、商店街とアート<音楽編>の実施	まちかど・まちなかコンサート、三茶 de 大道芸、商店街とアート<音楽編>の実施

(2) 「多様な社会の課題に向けて文化・芸術の力を発揮する事業」の展開

医療や福祉、教育等の現場において、音楽の出張公演等、文化・芸術の力を活かす取組みが積極的に行われています。また、環境分野においても、文化・芸術の手法を活かした取組みが行われています。

今後も、生活の質の向上のため、医療や福祉、教育、環境といった様々な分野において、区民生活に密着した課題等に対して、文化・芸術の力を活かした取組みを進めていきます。

<年次計画>

平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
区民生活に密着した課題等に対する事業の実施	区民生活に密着した課題等に対する事業の実施	区民生活に密着した課題等に対する事業の実施	区民生活に密着した課題等に対する事業の実施

重点取組み3 次代を担う世代の文化・芸術振興

子どもや青少年が文化・芸術に親しむ機会の創出や、若い芸術家の発掘・支援については、区はこれまでも先進的な事業を推進してきました。子どもや青少年、若い芸術家への文化・芸術振興は、子どもや青少年においては、想像力や創造性だけでなく、社会の多様性への対応力を育み、また、若い芸術家においては、飛躍の機会になるとともに、新たな文化・芸術の創造につながります。

さらに、中長期的には文化・芸術活動が活発になり、文化・芸術の裾野を広げることができます。引き続き、次代を担う世代への文化・芸術振興の充実を図っていきます。

【具体的取組み】

(1)「遊びと学びの子どもプロジェクト」の発行

世田谷区では、様々な文化・芸術に関する子ども向けの体験プログラムを提供するため、夏休みを中心に行われるプログラムを集中的に広報するリーフレットとして「遊びと学びの子どもプロジェクト」を作成し、全ての区立小・中学校を通じて全児童・生徒に配布しています。

多くの子どもたちが文化・芸術にふれ、親しむ機会を増やすため、引き続き、「遊びと学びの子どもプロジェクト」を発行していきます。

<年次計画>

平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
リーフレットの発行	リーフレットの発行	リーフレットの発行	リーフレットの発行、検証

(2) 「せたがやジュニアオーケストラ」の継続的運営

「せたがやジュニアオーケストラ」は、平成22年度に設立以降、定期演奏会や夏休みファミリーコンサート、遠征演奏等のほか、三茶 de 大道芸のオープニングやロビーコンサートで演奏するなど、「世田谷のまちの、みんなのオーケストラ」として着実に歩んでいます。

また、せたがやジュニアオーケストラの活動は、音楽を通じて、団結力や豊かな人間性と社会性を身につけることにつながります。また、卒業生が団員を指導することで、異年齢交流や様々な世代によるコミュニティの形成も期待されます。引き続き、継続的な運営を行っていきます。

<年次計画>

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
定期演奏会、各種音楽事業の実施	定期演奏会、各種音楽事業の実施	定期演奏会、各種音楽事業の実施	定期演奏会、各種音楽事業の実施、検証

(3) 「世田谷区芸術アワード“飛翔”」の実施

将来にわたって文化・芸術活動を継続的に展開していく意志・意欲のある若手アーティストの創作活動を奨励・支援することを目的とした芸術賞です。〈生活デザイン〉、〈舞台芸術〉、〈音楽〉、〈美術〉、〈文学〉の5部門で作品を公募、選考し、受賞者を決定して表彰します。受賞者には創作支援金を交付するとともに、翌年度に受賞作品等の発表機会を提供します。

意欲ある若手アーティストが、この賞を目指し、飛躍の機会となるよう、引き続き魅力ある支援をしていきます。

<年次計画>

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
公募・審査の実施、賞の授与	受賞記念の創作活動支援、発表機会の支援	公募・審査の実施、賞の授与	受賞記念の創作活動支援、発表機会の支援

重点取組み 4 文化・芸術を身近に感じられる環境づくり

世田谷には、緑豊かな自然、良好な景観や景色、文化財や史跡等の歴史的資産や近代建築など、数多くの文化資源が残っています。生活に根ざした文化・芸術に結びつく環境文化を世田谷の資産として活かし、まちをデザインしていくなど、文化・芸術の薫り高いまちづくりを行っていきます。

また、文化・芸術を身近に感じられる環境づくりを行っていくためには、ハード面だけでなく、世田谷の文化・芸術を再認識する取組みや、文化・芸術に対する意識を醸成する取組み、啓発活動などのソフト面の充実も重要です。そのため、ハード・ソフト両面から、長期的な視点で、社会的意識づくりやまちづくりを行っていきます。

【具体的取組み】

(1) 「歴史とアートに親しむ せたがや文化マップ」の発行 <拡充>

平成 23 年度に、NPO との協働事業により、区内の文化・芸術施設の現状調査を行い、「歴史とアートに親しむ せたがや文化マップ」を作成しました。平成 25 年度には、新たな情報を盛り込み、「歴史とアートに親しむ せたがや文化マップ vol.2」を発行しました。

世田谷には、多くの文化資源があり、この特色を区民に広く周知し、世田谷ならではの素晴らしい文化・芸術を区民が知ること、文化・芸術を身近に感じ、活動等へつながることが期待されます。そのため、新たな情報を集約しながら、情報を更新し、引き続き、「歴史とアートに親しむ せたがや文化マップ」の発行を行っていきます。

<年次計画>

平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
せたがや文化マップの検討、発行	せたがや文化マップの発行	せたがや文化マップの発行	せたがや文化マップの発行、検証

(2) 景観や風景を活かし、継承する取組み

世田谷区は、平成 19 年に都内で初めての景観行政団体となり、「風景づくり計画」に基づき、景観や風景を活かしたまちづくりを進めてきました。

平成 26 年度には風景づくり計画を見直し、文化資源を活かしたまちづくりを行っていくとともに、良好な景観や景色を次代へ継承していくための環境づくりと意識づくりに力を入れていきます。

< 年次計画 >

平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
風景づくり計画 の見直し・策定	風景づくり計画 に基づく取組み	風景づくり計画 に基づく取組み	風景づくり計画 に基づく取組み

第6章 計画推進の体制

1 庁内連携による推進

世田谷区第2期文化・芸術振興計画は、文化・芸術の振興を、区民生活の充実や質の向上、地域の活性化等に資するため、まちづくりや教育、産業、福祉など幅広い分野を対象として、総合的に文化政策を推進するものです。

そのためには、庁内における関係部署との連携が必須であり、さらに、中長期的な文化・芸術の振興のあり方や各部署との役割分担と連携方策について、整理と方向性を確認するためにも、庁内連携の強化と組織的な体制の充実を図っていきます。

2 区と公益財団法人せたがや文化財団との協働による推進

(1) 区と財団との政策協働体制

公益財団法人せたがや文化財団は、区における質の高い文化・芸術事業の展開と区民の多様な文化創造活動・市民活動・交流活動を支援することにより、地域文化の振興と心豊かな地域社会の形成に寄与することを目的として、平成15年4月に設立されました。平成23年4月には公益財団法人となり、文化・芸術に関する活動の幅を広げています。

区は、文化・芸術施策に財団の持つ現場の力と高い専門的知見を効果的に導入する一方、財団には、文化・芸術の力をより一層発揮してもらうため、区の政策課題を具体的に財団に伝え、課題を共有するなど、双方向のコミュニケーションを深めていくことが必要です。

また、区民だけではなく、区外の人へも世田谷区の文化・芸術を発信していくには、より一層広報に力を入れることが必要です。加えて、様々な事業を展開することで、文化・芸術に関する啓発・広報にもつながることから、職員一人ひとりが、常に創意工夫しながら、啓発や情報発信していく姿勢を持って業務にあたるよう、一層の職員の意識改革、業務改善を行っていきます。

これまでも、区と財団は、文化・芸術振興の公共政策を実現する協働のパートナーとして連携してきました。今後も、さらにその連携を深め、財団の専門性を区の政策に活かすとともに、区政課題・政策議論を財団の事業展開へ活かすことが重要であり、そのため両方で協議していく場としての協議会を開催し、協働体制を築いていきます。

(2) 財団の持つ総合力、専門能力の一層の発揮

財団としての総合力を背景とした情報の集積や提供を行い、情報機能の強化を図るとともに、世田谷区内の情報交流の拠点としての役割を強化していきます。

さらに、区民、文化・芸術活動団体、アーティスト、民間施設、学校等教育機関など、様々な文化・芸術活動を行う人々や団体に対して、情報提供や創造活動を支援する、「中間支援機能」の充実を図るとともに、地域との協働体制の強化を図っていきます。

その他、文化・芸術の先端的な活動やその効用を調査研究する機能、区の政策立案や政策執行の支援を行う機能を充実させていくとともに、評価体制を強化しながら、財団の持つ総合力、専門能力を活かしていきます。

中間支援機能・・・文化・芸術活動を教育や福祉などの他の領域とつなぐ調整機能、芸術団体やアーティストの創造活動を支援（情報やノウハウの提供、関係機関との交流ネットワークづくり、人材育成や研修プログラム実施など）する機能をいう。

3 大学をはじめとした多様な機関や団体との連携・協働

区では、これまでも、様々な機関との連携による事業を実施し、文化・芸術の振興を図ってきました。今後も、文化・芸術活動を行う人々や団体、地域コミュニティ、民間の文化施設、文化事業者、大学などとの連携を強化し、協働しながら、幅広い総合的な文化政策を展開していきます。

特に、教育・研究機関である大学とは、文化・芸術関連施設等の現場との連携を強化し、学芸員やアートマネジメント等の専門人材育成に貢献するとともに、文化施設の充実につなげていけるようにしていきます。さらに、大学と財団、区との連携により、文化政策に関する調査研究や政策提案における協働、先進的で実験的な文化事業等を進めることも視野に、幅広い連携・協働を進めることのできる体制を目指していきます。

また、区内の民間文化・芸術施設へのアンケート調査では、多くの民間施設が区や地域との連携・協働による取組みの必要性を挙げています。区民や団体の活動場所の確保や交流促進の点からも、民間の力を活かした文化・芸術振興に取り組むことが重要であるため、財団を含め、区内に多く存在する民間との連携・協働を進めていきます。

さらに、近隣区の自治体には、優れた文化・芸術施設が多数存在しているため、今後は、文化・芸術を通じた交流の視点から、広域的な連携を検討し、区民の文化・芸術活動の充実につなげていきます。

資料編

策定経過

- 1 世田谷区第2期文化・芸術振興計画検討委員会設置要綱
- 2 世田谷区第2期文化・芸術振興計画検討委員会委員名簿
- 3 世田谷区第2期文化・芸術振興計画検討委員会開催日程及び概要
- 4 世田谷区第2期文化・芸術振興計画（素案）に関する区民意見募集概要及び結果

各種調査結果

- 5 世田谷区民意識調査（平成24年5月実施）「文化活動について」
- 6 区内文化・芸術活動団体に関する実態調査
- 7 文化・芸術活動施設（区内民間施設）に関する実態調査
- 8 公共施設実態調査
- 9 文化・芸術活動施設（区内大学）に関する実態調査

法令等

- 10 文化芸術振興基本法
- 11 世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例

世田谷区の文化・芸術振興の歩み

- 12 これまでの世田谷区における文化・芸術振興に関わる歩み
- 13 主な文化施設における展覧会等の開催状況

1 世田谷区第2期文化・芸術振興計画検討委員会設置要綱

平成 25 年 3 月 13 日
24 世文国第 653 号

(目的及び設置)

第1条 世田谷区第2期文化・芸術振興計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、外部の意見を参考にするため、世田谷区第2期文化・芸術振興計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、区が作成し、取りまとめる計画の案に対して、提案を行う。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者、公募による区民委員等のうちから、区長が委嘱する 14 名以内で構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成 25 年 5 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴き、又は委員以外の者に必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に部会を設けることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生活文化部文化・国際課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 13 日から施行する。

2 世田谷区第2期文化・芸術振興計画検討委員会委員名簿

氏名	役職・団体名等	備考
池辺 晋一郎	公益財団法人せたがや文化財団音楽監督	
岡崎 美恵子	区民公募委員	
川崎 賢一	駒澤大学教授、世田谷市民大学運営委員	副委員長
菅野 昭正	世田谷文学館館長	
北畠 輝幸	株式会社 集英社 第一編集部長	
酒井 忠康	世田谷美術館館長	
永井 多恵子	公益財団法人せたがや文化財団理事長	
名児耶 明	五島美術館学芸部長	
根木 昭	昭和音楽大学教授	委員長
前田 尚孝	区民公募委員	
松井 勝夫	世田谷区郷土芸能保存会会長	
米屋 尚子	(公社)日本芸能実演家団体協議会 企画部政策推進室長	

(敬称略：50音順)

3 世田谷区第2期文化・芸術振興計画検討委員会開催日程及び概要

日時	議題等	場所
第1回 平成25年5月29日(水) 15時～17時	第1期文化・芸術振興計画の総括及び各種調査実施の報告について 第2期文化・芸術振興計画について	世田谷区役所 第1庁舎庁議室
第2回 平成25年7月26日(金) 10時～12時	第1回検討委員会について 第2期文化・芸術振興計画について	世田谷区役所 第2庁舎 第5委員会室
第3回 平成25年10月9日(金) 16時～18時	第2回検討委員会について 第2期文化・芸術振興計画(素案)について	世田谷区役所 第1庁舎庁議室
第4回 平成25年12月17日(火) 16時～18時	第2期文化・芸術振興計画(案)について	北沢タウンホール 3階ミーティング ルーム

4 世田谷区第2期文化・芸術振興計画（素案）に関する 区民意見募集概要及び結果

（1）意見募集目的

世田谷区第2期文化・芸術振興計画（素案）について、区民から意見を聴取するため、実施しました。

（2）実施概要

閲覧場所	文化・国際課（世田谷区役所第1庁舎1階）出張所、まちづくりセンター、図書館、区政情報センター（世田谷区民会館内）各総合支所区政情報コーナー、区のホームページ
提出方法	素案への意見、住所（在勤の場合は所在地）氏名（法人・団体の場合は名称・代表者名）を明記し、持参、郵送、ファクシミリ、区のホームページのいずれかの方法で文化・国際課まで提出
募集期間	平成25年11月15日（金）から平成25年12月5日（木）まで
周知方法	区のおしらせ「せたがや」11月15日号にて、素案の完成と閲覧、意見募集について周知
有効回答数	2件

（3）意見の内容とその対応の公表

該当項目	意見概要	区の考え方
計画全般	国においては、「文化芸術振興基本法」を施行し、東京都においては、「東京都文化振興指針」を策定している。計画は、その間の社会、経済、政治に関わる情勢や年次計画の進行状況などに応じ、適宜見直しを行うべきである。	平成19年3月に策定した「世田谷区文化・芸術振興計画」は、課題と今後の方向性を確認し、計画の確実な成果を挙げていくため、二度の調整計画を経て文化・芸術振興施策を進めてまいりました。今後も、社会経済状況や計画の進捗状況を踏まえ、適宜、見直しを行いながら、計画的に取り組んでまいります。
計画全般	世田谷区には、世田谷で生まれた世界的なキャラクターである「サザエさん」、「ウルトラマン」がある。これらは、子どもから高齢者まで、家族で楽しめるもので、世田谷の誇りである。これらをもっと活用し、アピールすべきである。	世田谷区には、恵まれた文化・芸術資源が存在します。こうした資源の一層の活用は重要であると認識しており、施策目標の中で、多世代間の交流や地域の活性化に活かしていく旨を記載しました。

5 世田谷区民意識調査（平成 24 年 5 月実施）「文化活動について」

（ 1 ）区民意識調査概要

調査の目的

この調査は、区民が区政に対してどのような意見・要望を持っているかを把握し、今後の区政を進めていくうえでの基礎資料とするものである。

調査対象及び対象者数

層化二段無作為抽出法による世田谷区在住の満 20 歳以上の男女個人から 4,000 人

調査方法

郵送配布・郵送回収

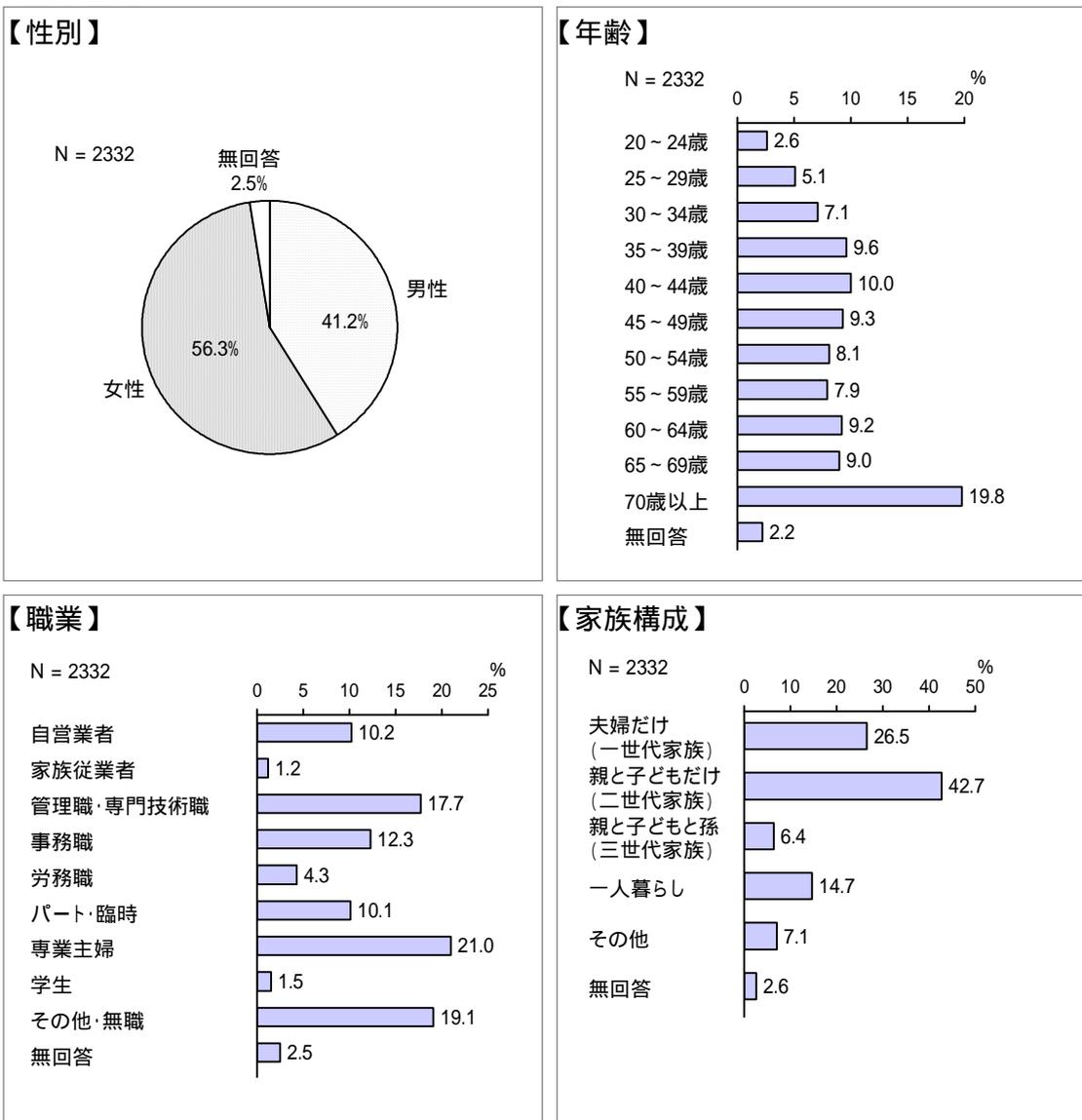
調査期間

平成 24 年 5 月 22 日～ 6 月 11 日

回収結果

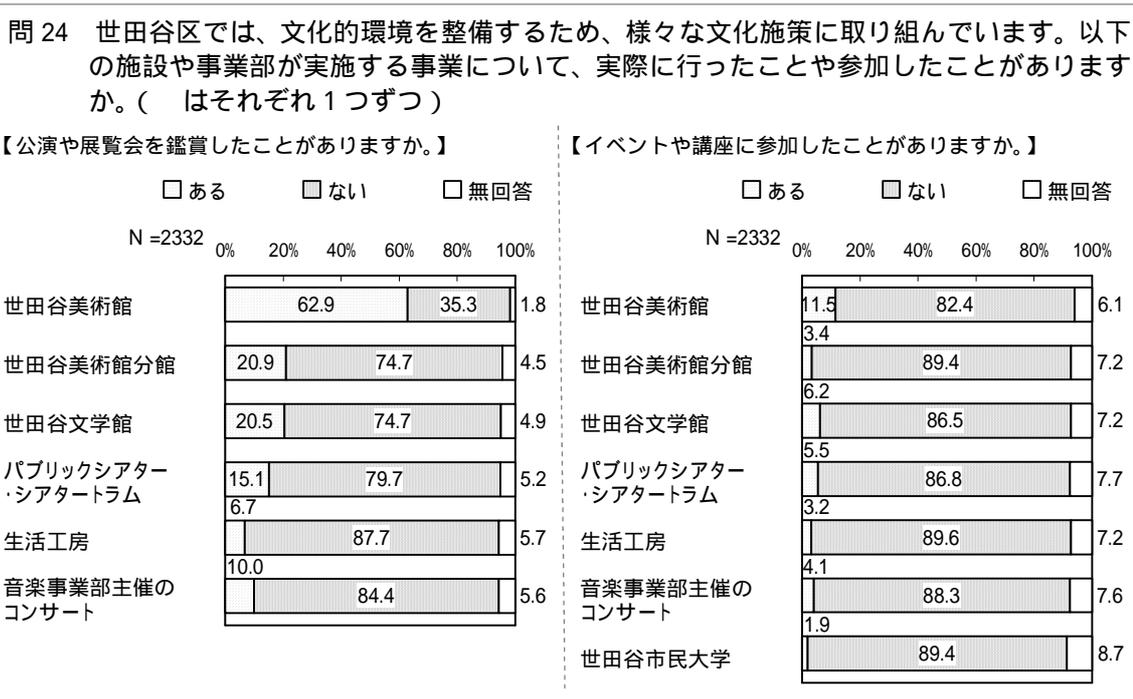
対象数	有効回収数	有効回収率
4,000 人	2,332 人	58.3%

標本構成



(2) 区民意識調査結果<文化活動【問24～問26-6】>

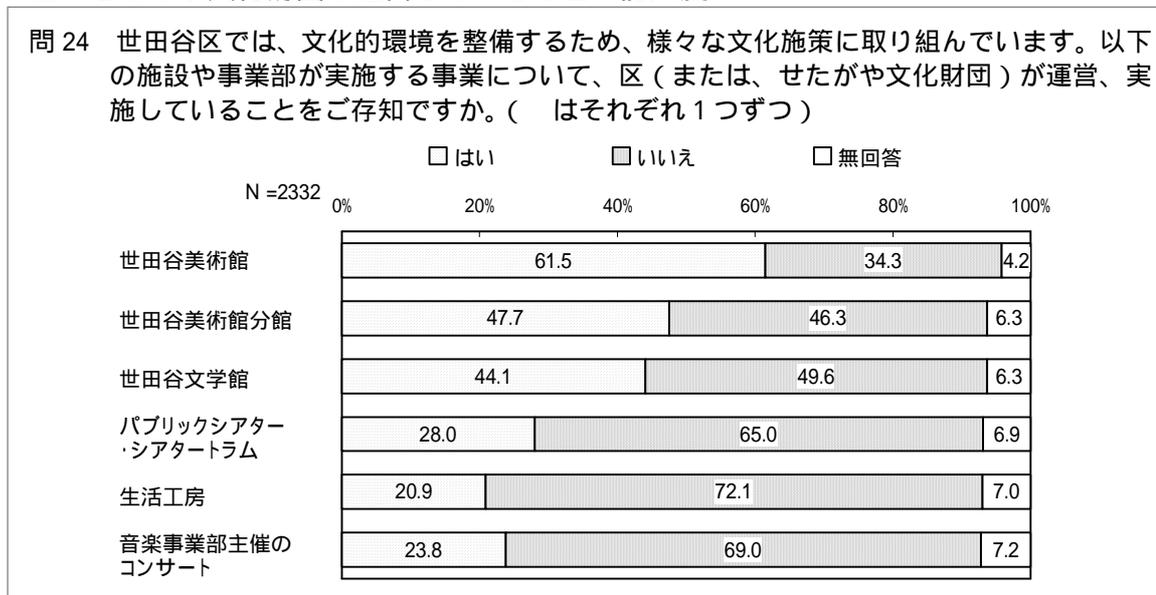
区の施設・事業部が実施する事業への参加経験



区の施設や事業部が実施する事業について、実際に行ったことや参加したことがあるか聞いたところ、公演や展覧会を鑑賞したことが「ある」人は、「世田谷美術館」(62.9%)で6割を超えて最も高く、以下、「世田谷美術館分館」(20.9%)、「世田谷文学館」(20.5%)、「パブリックシアター・シアター・シアター・トラム」(15.1%)などと続いている。

イベントや講座に参加したことが「ある」人は、「世田谷美術館」(11.5%)で1割を超えている。

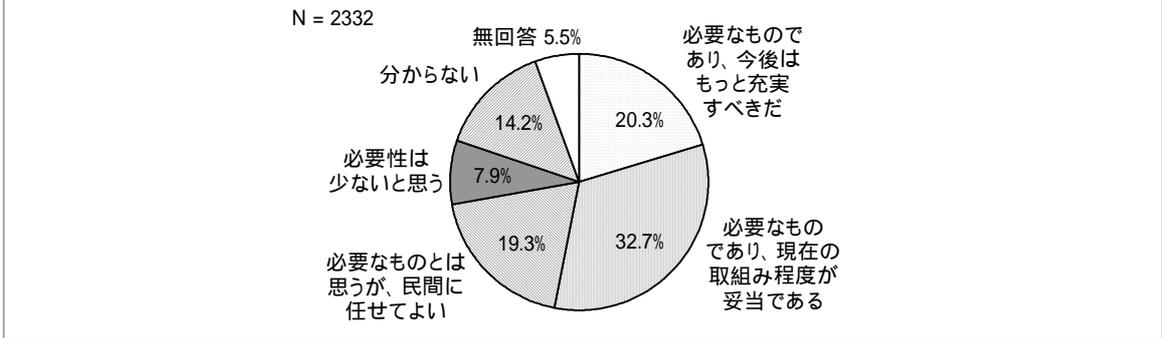
区・せたがや文化財団が運営していることの認知度



区の施設や事業部が実施する事業について、区(または、せたがや文化財団)が運営、実施していることを知っているか聞いたところ、「はい」の割合は、「世田谷美術館」(61.5%)が6割を超えて最も高く、以下、「世田谷美術館分館」(47.4%)、「世田谷文学館」(44.1%)、「パブリックシアター・シアター・シアター・トラム」(28.0%)などと続いている。

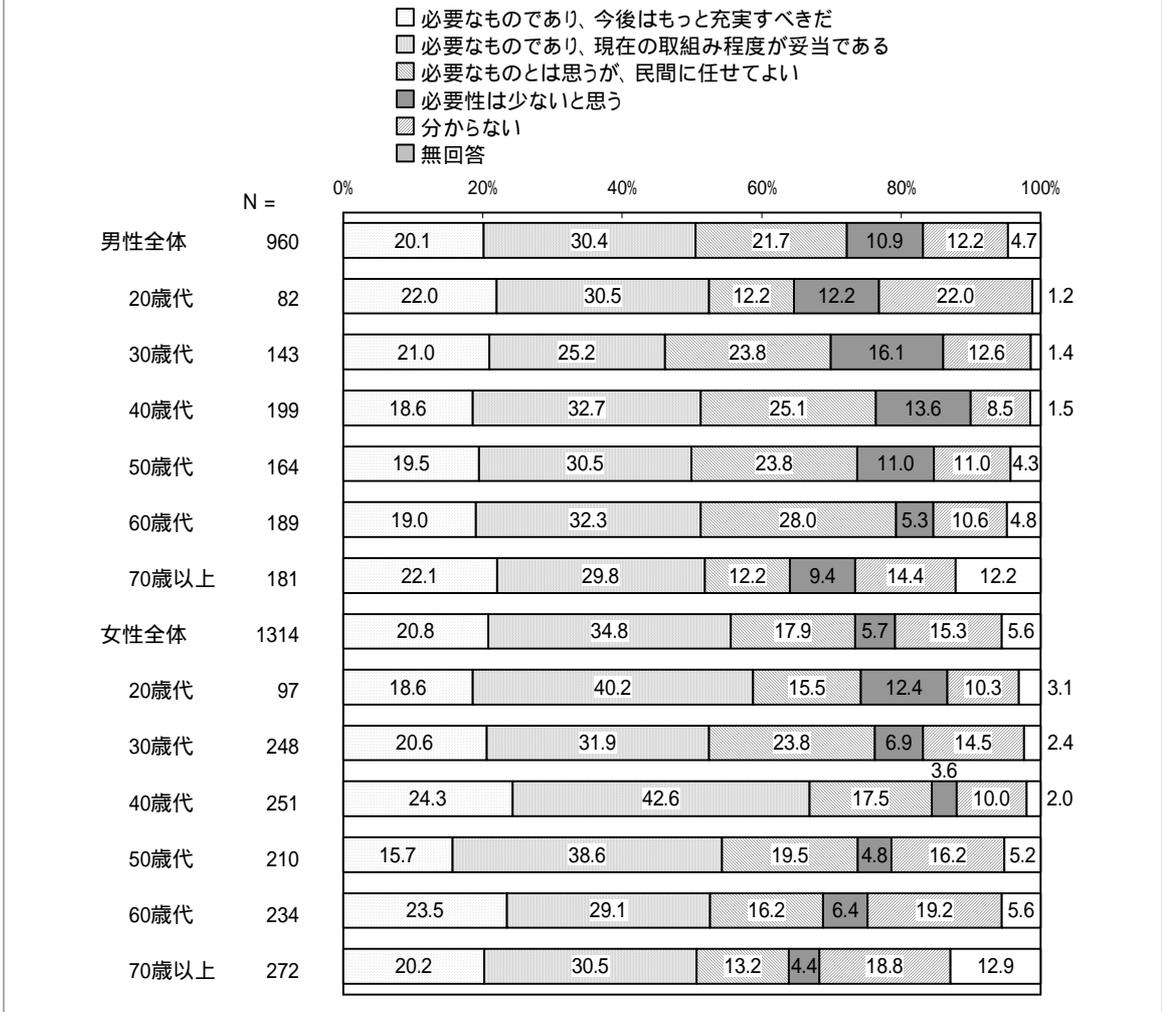
区の文化施策への取組みについての考え方

問 25 今後、世田谷区（または、せたがや文化財団）は文化施策について、どの程度力を入れるべきだと思いますか。あなたの考えに最も近いものを選んでください。（ は1つ）



今後、世田谷区（または、せたがや文化財団）は文化施策について、どの程度力を入れるべきか聞いたところ、「必要なものであり、現在の取り組み程度が妥当である」（32.6%）が3割を超えて最も高くなっている。「必要なものであり、今後はもっと充実すべきだ」（20.3%）は2割、「必要なものとは思いますが、民間に任せてよい」（19.3%）はほぼ2割で、「必要性は少ないと思う」（7.9%）は1割近くとなっている。

問 25 区の文化施策への取組みについての考え方（性・年齢別）

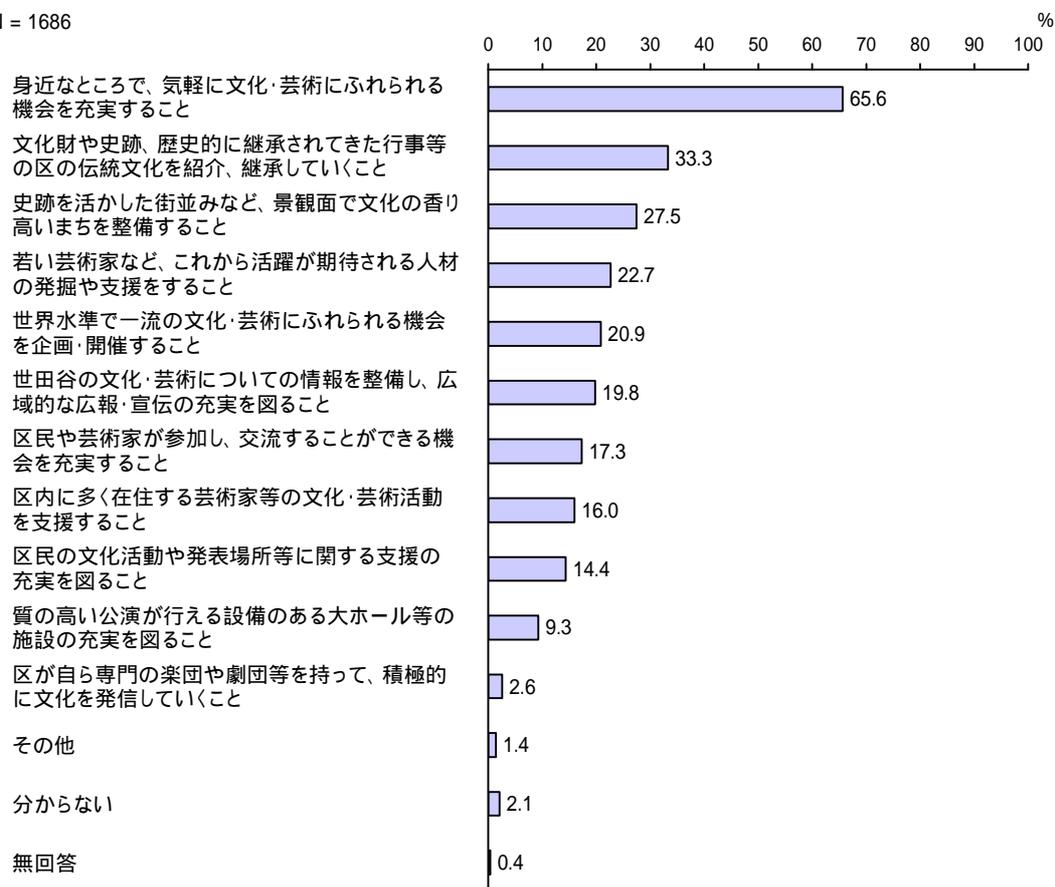


性・年齢別にみると、「必要なものであり、今後はもっと充実すべきだ」は女性の40歳代で2割半ばとなっている。「必要なものであり、現在の取り組み程度が妥当である」は女性の40歳代で4割を超えている。「必要なものとは思いますが、民間に任せてよい」は男性の60歳代で3割近く、男性の40歳代で2割半ばとなっている。「必要性は少ないと思う」は男性の30歳代で1割半ばとなっている。

世田谷の魅力をもつたために重視すべき文化施策

(問 25 で「必要なものであり、今後はもっと充実すべきだ」、「必要なものであり、現在の取組み程度が妥当である」、「必要なものとは思いますが、民間に任せてよい」と答えた方に)
 問 25 - 1 世田谷の魅力をもつていくためには、世田谷区(または、せたがや文化財団)の文化施策として、どのような分野を重視するのがよいとお考えですか。あなたの考えに最も近いものを選んでください。(は3つまで)

N = 1686



今後の世田谷区(または、せたがや文化財団)の文化施策の取組みについて、「必要なものであり、今後はもっと充実すべきだ」、「必要なものであり、現在の取組み程度が妥当である」、「必要なものとは思いますが、民間に任せてよい」と答えた方(1,686人)に、文化施策としてどの分野を重視すべきか聞いたところ、「身近なところで、気軽に文化・芸術にふれられる機会を充実すること」(65.6%)が6割半ばで最も高く、以下、「文化財や史跡、歴史的に継承されてきた行事等の区の伝統文化を紹介、継承していくこと」(33.3%)、「史跡を活かした街並みなど、景観面で文化の香り高いまちを整備すること」(27.5%)などと続いている。

問 25 - 1 世田谷の魅力を高めるために重視すべき文化施策（性・年齢別）

単位（％）

区分	有効回答数	身近なところで、気軽に文化・芸術にふれられる機会を充実すること	文化財や史跡、歴史的に継承されてきた行事等の区の伝統文化を紹介、継承していくこと	整備すること	史跡を活かした街並みなど、景観面で文化の香り高いまちを整備すること	若い芸術家など、これから活躍が期待される人材の発掘や支援をすること	世界水準で一流の文化・芸術にふれられる機会を企画・開催すること	世田谷の文化・芸術についての情報を整備し、広域的な広報・宣伝の充実を図ること	区民や芸術家が参加し、交流することができる機会を充実すること	区内に多く在住する芸術家等の文化・芸術活動を支援すること	区民の文化活動や発表場所等に関する支援の充実を図ること	質の高い公演が行える設備のある大ホール等の施設の充実を図ること	区が自ら専門の楽団や劇団等を持って、積極的に文化を発信していくこと	その他	分からない	無回答
全体	1,686	65.6	33.3	27.5	22.7	20.9	19.8	17.3	16.0	14.4	9.3	2.6	1.4	2.1	0.4	
男性全体	693	61.5	34.3	30.4	21.9	19.0	22.1	16.9	16.0	15.7	6.5	3.0	1.6	3.0	0.6	
20歳代	53	62.3	26.4	26.4	30.2	26.4	26.4	17.0	17.0	3.8	1.9	11.3	3.8	7.5	-	
30歳代	100	60.0	23.0	23.0	35.0	20.0	17.0	12.0	17.0	18.0	7.0	2.0	-	4.0	-	
40歳代	152	59.2	30.3	30.9	21.1	20.4	20.4	16.4	16.4	12.5	7.9	3.9	2.6	2.0	-	
50歳代	121	59.5	45.5	38.0	14.9	17.4	14.0	15.7	16.5	18.2	4.1	-	1.7	4.1	1.7	
60歳代	150	64.7	34.7	32.7	20.7	18.0	24.0	18.0	17.3	18.0	5.3	2.7	1.3	0.7	1.3	
70歳代以上	116	62.9	41.4	27.6	16.4	16.4	32.8	20.7	12.1	18.1	10.3	2.6	0.9	3.4	-	
女性全体	965	68.5	32.3	25.6	23.2	22.2	17.7	17.8	15.8	13.7	11.4	2.4	1.2	1.6	0.2	
20歳代	72	62.5	26.4	30.6	27.8	12.5	20.8	15.3	16.7	15.3	11.1	2.8	-	-	-	
30歳代	189	67.2	27.0	25.4	26.5	25.4	12.7	24.9	10.6	10.6	9.5	2.1	2.1	2.1	-	
40歳代	212	69.3	31.1	25.9	22.2	28.3	17.5	17.9	14.6	11.3	10.4	1.4	0.9	1.9	-	
50歳代	155	72.3	30.3	24.5	19.4	21.9	17.4	15.5	18.7	13.5	11.0	1.9	0.6	1.3	0.6	
60歳代	161	70.2	38.5	26.7	21.1	19.9	22.4	14.3	18.0	18.0	13.7	2.5	1.9	1.2	-	
70歳代以上	174	66.1	38.5	22.4	24.1	17.8	18.4	16.7	17.8	15.5	13.2	4.0	1.1	1.7	0.6	

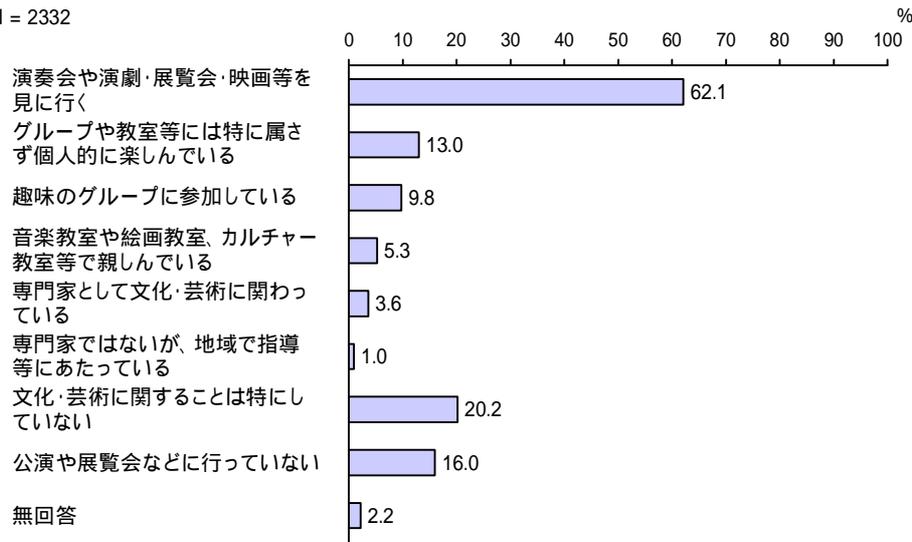
性・年齢別にみると、「文化財や史跡、歴史的に継承されてきた行事等の区の伝統文化を紹介、継承していくこと」は男性の50歳代で4割半ばとなっている。「史跡を活かした街並みなど、景観面で文化の香り高いまちを整備すること」は男性の50歳代で4割近くとなっている。「若い芸術家など、これから活躍が期待される人材の発掘や支援をすること」は男性の30歳代で3割半ばとなっている。「世田谷の文化・芸術についての情報を整備し、広域的な広報・宣伝の充実を図ること」は男性の70歳以上で3割を超えている。

区内に多く在住する芸術家等の文化・芸術活動を支援することが求められており、文化・芸術に関わる人材の発掘、支援が必要となっている。

文化・芸術への関わり方

問 26 あなたご自身が文化・芸術にどのように関わっていますか。(はいくつでも)

N = 2332



文化・芸術にどのように関わっているか聞いたところ、「演奏会や演劇・展覧会・映画等を見に行く」(62.1%)が6割を超えて高く、以下、「グループや教室等には特に属さず個人的に楽しんでいる」(13.0%)、「趣味のグループに参加している」(9.8%)などと続いている。「文化・芸術に関することは特にしていない」(20.2%)は2割で、「公演や展覧会などに行っていない」(16.0%)は1割半ばである。

問 26 文化・芸術への関わり方(性・年齢別)

単位 (%)

区分	有効回答数	演奏会や演劇・展覧会・映画等を見に行く	グループや教室等には特に属さず個人的に楽しんでいる	趣味のグループに参加している	音楽教室や絵画教室、カルチャー教室等で親しんでいる	専門家として文化・芸術に関わっている	専門家ではないが、地域で指導等に当たっている	文化・芸術に関することは特にしていない	公演や展覧会などに行っていない	無回答
全体	2,332	62.1	13.0	9.8	5.3	3.6	1.0	20.2	16.0	2.2
男性全体	960	54.4	10.8	6.3	2.4	4.1	1.1	26.7	18.3	2.4
20歳代	82	37.8	17.1	4.9	2.4	4.9	3.7	26.8	25.6	2.4
30歳代	143	54.5	7.0	4.2	2.1	8.4	2.1	25.2	23.8	0.7
40歳代	199	62.3	10.1	1.5	0.5	4.0	-	27.6	15.6	1.0
50歳代	164	58.5	11.0	4.9	0.6	6.1	-	25.6	17.1	1.8
60歳代	189	51.3	11.1	6.3	5.3	2.6	1.6	32.3	17.5	2.1
70歳代以上	181	53.0	11.6	14.9	3.3	-	1.1	21.5	15.5	5.5
女性全体	1,314	68.3	14.6	12.4	7.5	3.3	0.8	15.8	14.5	1.3
20歳代	97	74.2	18.6	4.1	4.1	1.0	-	20.6	14.4	1.0
30歳代	248	63.7	16.1	4.4	6.0	4.8	0.4	19.0	14.5	0.8
40歳代	251	74.5	13.1	9.2	7.2	3.6	1.6	11.6	8.8	2.0
50歳代	210	72.9	14.3	12.9	7.1	4.8	-	16.7	11.4	-
60歳代	234	71.4	15.8	18.4	9.0	2.1	0.9	15.4	13.7	-
70歳代以上	272	58.1	12.5	20.2	9.2	2.6	1.5	15.1	22.8	3.3

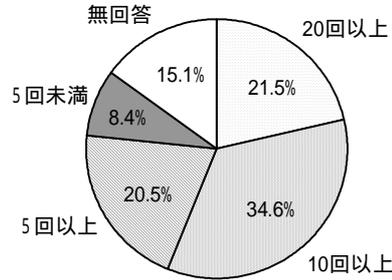
性・年齢別にみると、「演奏会や演劇・展覧会・映画等を見に行く」は女性の20歳代と40歳代で7割半ば、女性の50歳代と60歳代で7割を超えている。「グループや教室等には特に属さず個人的に楽しんでいる」は男女とも20歳代で2割近くとなっている。「趣味のグループに参加している」は女性の70歳以上で2割、女性の60歳代で2割近くとなっている。「文化・芸術に関することは特にしていない」は男性の60歳代で3割を超えている。

公演や展覧会などに出かけて鑑賞した回数

(問 26 で「演奏会や演劇・展覧会・映画等を見に行く」と答えた方に)

問 26 - 1 あなたがこの2年間で公演や展覧会などに出かけて鑑賞した回数はどのくらいですか。(は1つ)

N = 1449



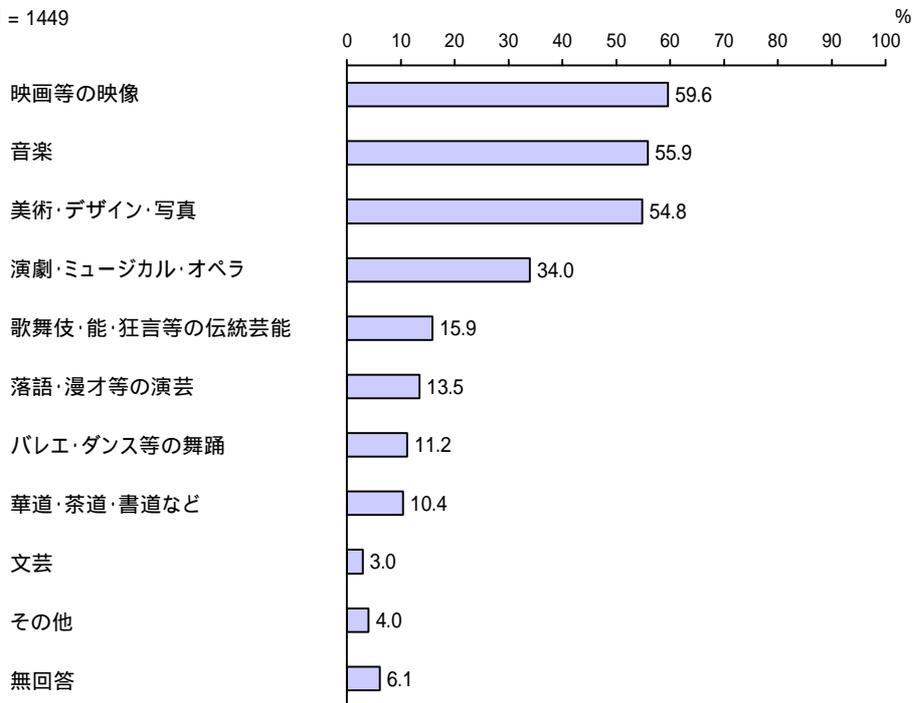
文化・芸術について、「演奏会や演劇・展覧会・映画等を見に行く」と答えた方(1,449人)に、この2年間で公演や展覧会などに出かけて鑑賞した回数を聞いたところ、「5回未満」(33.5%)が3割を超えており、「5回以上」(30.6%)はほぼ3割、「10回以上」(23.3%)は2割を超え、「20回以上」はほぼ1割となっている。

公演や展覧会などに出かけて鑑賞した分野

(問 26 で「演奏会や演劇・展覧会・映画等を見に行く」と答えた方)にお聞きします。

問 26 - 2 劇場や会場に出かけて鑑賞した分野は、どのような分野ですか。(はいくつでも)

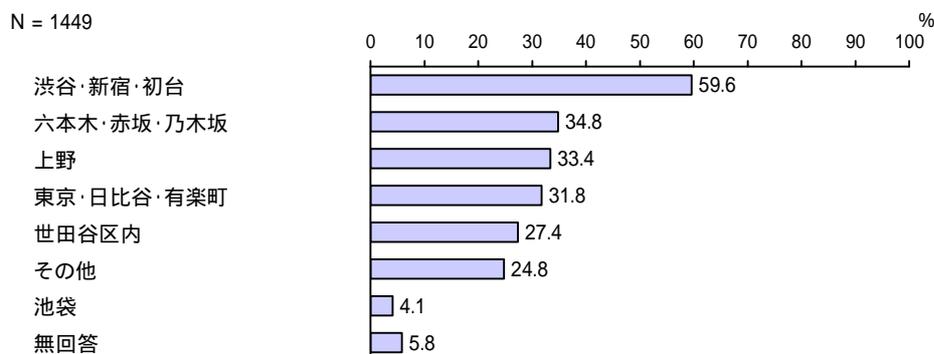
N = 1449



文化・芸術について、「演奏会や演劇・展覧会・映画等を見に行く」と答えた方(1,449人)に、劇場や会場に出かけて鑑賞した分野を聞いたところ、「映画等の映像」(59.6%)が6割で最も高く、以下、「音楽」(55.9%)、「美術・デザイン・写真」(54.8%)、「演劇・ミュージカル・オペラ」(34.0%)などと続いている。

公演や展覧会などに出かけて鑑賞に行くことが多い場所

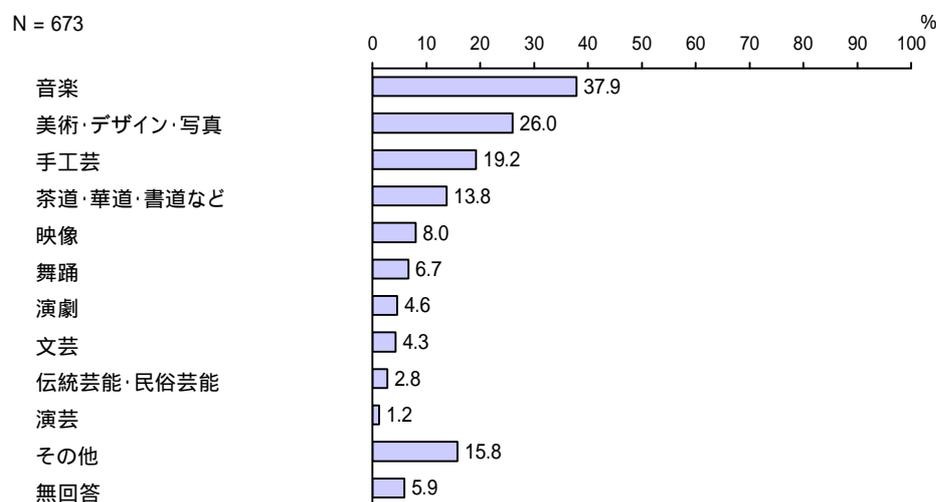
(問 26 で「演奏会や演劇・展覧会・映画等を見に行く」と答えた方に)
問 26 - 3 出かけて鑑賞に行くことが多い場所はどこですか。(はいくつでも)



文化・芸術について、「演奏会や演劇・展覧会・映画等を見に行く」と答えた方(1,449人)に、出かけて鑑賞に行くことが多い場所を聞いたところ、「渋谷・新宿・初台」(59.6%)が6割で最も高く、以下、「六本木・赤坂・乃木坂」(34.8%)、「上野」(33.4%)、「東京・日比谷・有楽町」(31.8%)、「世田谷区内」(27.4%)などと続いている。

文化活動を行っている分野

(問 26 で「グループや教室には特に属さず個人的に楽しんでいる」「趣味のグループに参加している」「音楽教室や絵画教室、カルチャー教室等で親しんでいる」「専門家として文化・芸術に関わっている」「専門家ではないが、地域で指導等にあたっている」と答えた方に)
問 26 - 4 あなたはどのような文化活動(鑑賞は除く)を行っていますか。
(はいくつでも)



文化・芸術について、「グループや教室には特に属さず個人的に楽しんでいる」「趣味のグループに参加している」「音楽教室や絵画教室、カルチャー教室等で親しんでいる」「専門家として文化・芸術に関わっている」「専門家ではないが、地域で指導等にあたっている」と答えた方(673人)に、どのような文化活動を行っているか聞いたところ、「音楽」(37.9%)が4割近くで最も高く、以下、「美術・デザイン・写真」(26.0%)、「手工芸」(19.2%)、「茶道・華道・書道など」(13.8%)などと続いている。

問 26 - 4 文化活動を行っている分野（性・年齢別）

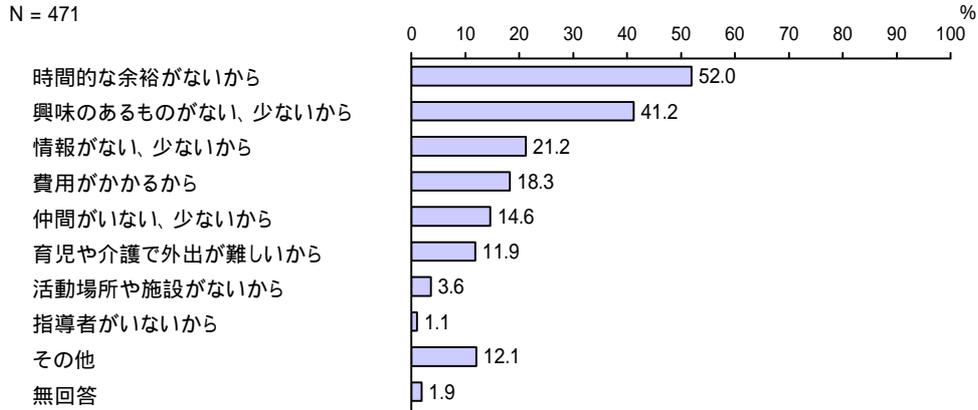
単位（％）

区分	有効回答数	音楽	美術・デザイン・写真	手工芸	茶道・華道・書道など	映像	舞踊	演劇	文芸	伝統芸能・民俗芸能	演芸	その他	無回答
全体	673	37.9	26.0	19.2	13.8	8.0	6.7	4.6	4.3	2.8	1.2	15.8	5.9
男性全体	220	39.1	35.9	5.5	3.6	11.8	2.3	5.0	2.3	3.2	0.5	20.5	5.9
20 歳代	25	48.0	32.0	-	4.0	8.0	-	4.0	-	-	-	16.0	4.0
30 歳代	30	60.0	43.3	3.3	-	16.7	-	6.7	6.7	-	-	6.7	-
40 歳代	31	54.8	25.8	-	-	16.1	-	6.5	3.2	-	-	22.6	-
50 歳代	35	45.7	51.4	2.9	5.7	22.9	2.9	2.9	2.9	2.9	-	20.0	-
60 歳代	48	27.1	37.5	14.6	2.1	6.3	4.2	6.3	2.1	8.3	-	25.0	2.1
70 歳代以上	51	19.6	27.5	5.9	7.8	5.9	3.9	3.9	-	3.9	2.0	25.5	21.6
女性全体	442	37.8	21.3	26.2	18.6	6.3	9.0	4.5	5.4	2.5	1.4	13.3	5.7
20 歳代	26	46.2	30.8	7.7	11.5	11.5	19.2	7.7	-	3.8	-	11.5	-
30 歳代	74	35.1	27.0	28.4	17.6	8.1	5.4	1.4	4.1	1.4	-	9.5	5.4
40 歳代	76	40.8	23.7	38.2	18.4	3.9	9.2	5.3	3.9	1.3	-	6.6	3.9
50 歳代	71	43.7	19.7	26.8	16.9	5.6	5.6	4.2	1.4	2.8	-	15.5	4.2
60 歳代	93	34.4	19.4	25.8	20.4	5.4	7.5	6.5	9.7	3.2	2.2	16.1	5.4
70 歳代以上	102	34.3	15.7	20.6	20.6	6.9	12.7	3.9	7.8	2.9	3.9	17.6	9.8

性・年齢別にみると、「音楽」は男性の30歳代で6割、男性の40歳代で5割半ばとなっている。「美術・デザイン・写真」は男性の50歳代で5割を超えている。「手工芸」は女性の40歳代で4割近くとなっている。「茶道・華道・書道など」は女性の60歳代で2割、70歳以上でほぼ2割となっている。「映像」は男性の50歳代で2割を超えている。

文化活動を行っていない理由

(問 26 で「文化・芸術に関することは特にしていない」と答えた方に)
問 26 - 5 文化活動を行っていない理由は何ですか。(は3つまで)



文化・芸術について、「文化・芸術に関することは特にしていない」と答えた方(471人)に、その理由を聞いたところ、「時間的な余裕がないから」(52.0%)が5割を超えて最も高く、以下、「興味のあるものがない、少ないから」(41.2%)、「情報がない、少ないから」(21.2%)、「費用がかかるから」(18.3%)などと続いている。

問 26 - 5 文化活動を行っていない理由(性・年齢別)

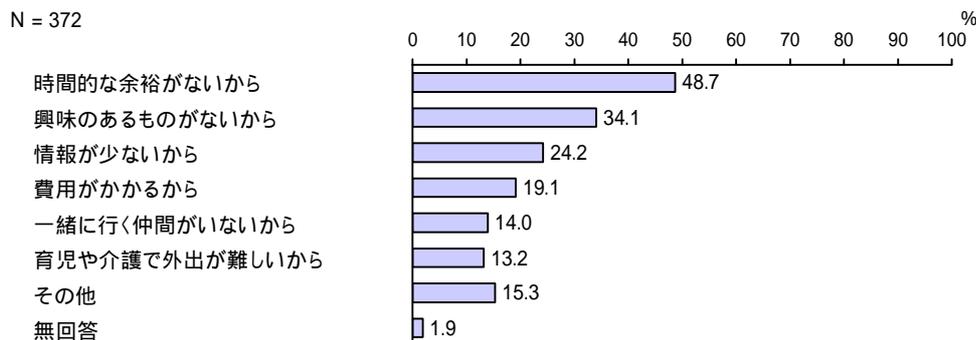
単位 (%)

区分	有効回答数	時間的な余裕がないから	興味のあるものがない、少ないから	情報がない、少ないから	費用がかかるから	仲間がない、少ないから	育児や介護で外出が難しいから	活動場所や施設がないから	指導者がいないから	その他	無回答
全体	471	52.0	41.2	21.2	18.3	14.6	11.9	3.6	1.1	12.1	1.9
男性全体	256	49.6	46.5	23.4	13.7	15.2	8.6	4.7	1.6	9.0	2.3
20歳代	22	40.9	54.5	13.6	18.2	27.3	4.5	4.5	4.5	-	4.5
30歳代	36	63.9	55.6	19.4	16.7	5.6	13.9	-	-	5.6	2.8
40歳代	55	61.8	45.5	21.8	12.7	10.9	10.9	3.6	-	3.6	1.8
50歳代	42	59.5	45.2	26.2	11.9	11.9	9.5	2.4	-	16.7	-
60歳代	61	44.3	47.5	29.5	19.7	18.0	-	11.5	1.6	8.2	3.3
70歳代以上	39	20.5	35.9	23.1	2.6	23.1	15.4	2.6	5.1	17.9	2.6
女性全体	208	54.8	35.6	19.2	23.1	14.4	16.3	2.4	0.5	15.9	1.4
20歳代	20	40.0	60.0	20.0	35.0	15.0	15.0	-	-	-	-
30歳代	47	63.8	29.8	27.7	19.1	6.4	31.9	2.1	-	6.4	-
40歳代	29	58.6	37.9	17.2	41.4	10.3	17.2	6.9	-	13.8	-
50歳代	35	71.4	40.0	11.4	17.1	17.1	17.1	-	-	8.6	2.9
60歳代	36	61.1	33.3	19.4	27.8	22.2	2.8	2.8	2.8	19.4	-
70歳代以上	41	29.3	26.8	17.1	9.8	17.1	9.8	2.4	-	39.0	4.9

性・年齢別にみると、「時間的な余裕がないから」は女性の50歳代で7割を超えている。「興味のあるものがない、少ないから」は女性の20歳代で6割となっている。「情報がない、少ないから」は男性の60歳代で3割となっている。「費用がかかるから」は女性の40歳代で4割を超え、女性の20歳代で3割半ばとなっている。

公演や展覧会などに出かけて鑑賞を行っていない理由

(問 26 で「公演や展覧会などに行っていない」と答えた方に)
問 26 - 6 出かけて鑑賞を行っていない理由は何ですか。(は3つまで)



文化・芸術について、「公演や展覧会などに行っていない」と答えた方(372人)に、出かけて鑑賞を行っていない理由を聞いたところ、「時間的な余裕がないから」(48.7%)が5割近くで最も高く、以下、「興味のあるものがないから」(34.1%)、「情報が少ないから」(24.2%)、「費用がかかるから」(19.1%)などと続いている。

問 26 - 6 公演や展覧会などに出かけて鑑賞を行っていない理由(性・年齢別)

単位(%)

区分	有効回答数	時間的な余裕がないから	興味のあるものがないから	情報が少ないから	費用がかかるから	一緒に行く仲間がないから	育児や介護で外出が難しいから	その他	無回答
全体	372	48.7	34.1	24.2	19.1	14.0	13.2	15.3	1.9
男性全体	176	51.1	42.0	28.4	15.3	12.5	9.1	9.7	1.7
20歳代	21	47.6	52.4	23.8	23.8	14.3	-	9.5	4.8
30歳代	34	61.8	50.0	29.4	17.6	5.9	23.5	8.8	-
40歳代	31	61.3	38.7	25.8	9.7	9.7	12.9	9.7	-
50歳代	28	67.9	32.1	21.4	10.7	14.3	3.6	3.6	3.6
60歳代	33	45.5	48.5	33.3	21.2	6.1	-	9.1	-
70歳代以上	28	17.9	32.1	35.7	7.1	28.6	10.7	17.9	3.6
女性全体	190	46.3	26.3	21.1	22.6	15.8	17.4	20.5	2.1
20歳代	14	42.9	50.0	35.7	21.4	14.3	14.3	-	-
30歳代	36	52.8	30.6	30.6	22.2	5.6	27.8	11.1	-
40歳代	22	72.7	40.9	9.1	45.5	18.2	36.4	4.5	-
50歳代	24	70.8	20.8	16.7	20.8	16.7	8.3	12.5	4.2
60歳代	32	40.6	21.9	25.0	21.9	12.5	12.5	12.5	6.3
70歳代以上	62	27.4	17.7	16.1	16.1	22.6	11.3	43.5	1.6

性・年齢別にみると、「時間的な余裕がないから」は女性の40歳代で7割を超え、女性の50歳代ではほぼ7割となっている。「興味のあるものがないから」は男性の20歳代で5割を超え、男性の30歳代と女性の20歳代で5割となっている。「情報が少ないから」は男性の70歳以上と女性の20歳代で3割半ばとなっている。「費用がかかるから」は女性の40歳代で4割半ばとなっている。「育児や介護で外出が難しいから」は女性の40歳代で3割半ばとなっている。

6 区内文化・芸術活動団体に関する実態調査

(1) 区内文化・芸術活動団体に関する実態調査概要

調査の目的

活動団体に対して、団体の活動状況、情報発信・入手状況、団体の活動内容や問題点、文化・芸術関係団体や地域・他団体との連携、区が実施している事業や区に対する意見について調査し、“需要側”の質と量について探ることを目的に調査を実施しました。

調査対象

文化・芸術活動を行う団体については、以下の資料等から抽出しました。

(一般に公開されている情報)

- ・ 広報紙 区のおしらせ「せたがや」に掲載したことがある団体
- ・ 世田谷文化生活情報センター 市民活動支援コーナーの利用登録申請書 [公開用]
- ・ 美術年鑑 ・ 音楽年鑑 ・ 舞踊年鑑

調査期間

平成 24 年 12 月から平成 25 年 1 月

調査方法

- ・ 郵送による配布・回収

回収状況

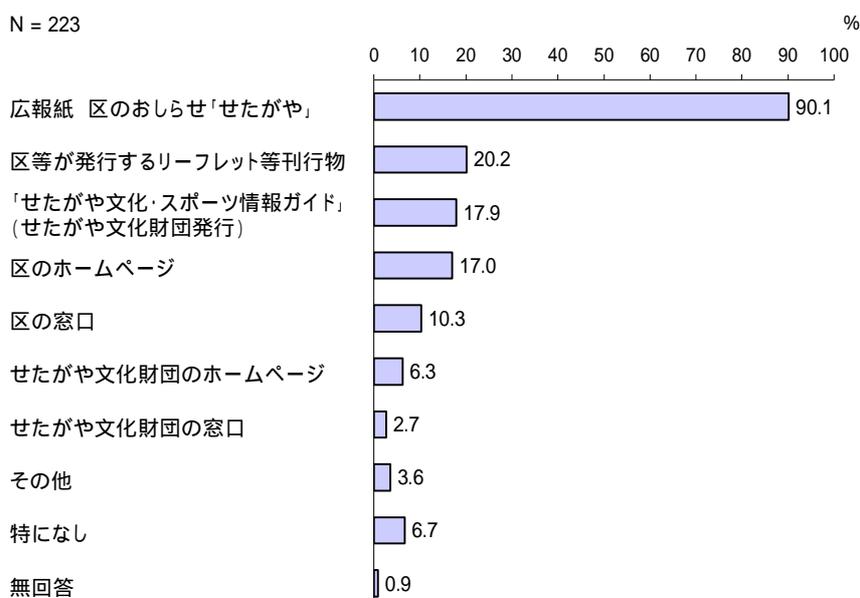
	配布数	回収数	有効回収率
活動団体	313 通	223 通	71.2%

(2) 区内文化・芸術活動団体に関する実態調査結果【抜粋】

情報発信・入手状況について

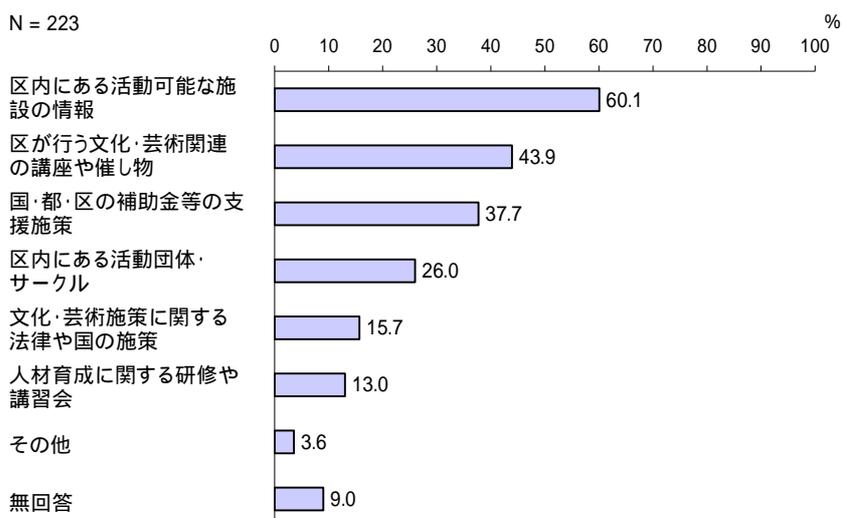
問 4 区などが発信する文化・芸術に関する情報について、どのように入手していますか。
(あてはまるものすべてに 印を記入)

N = 223



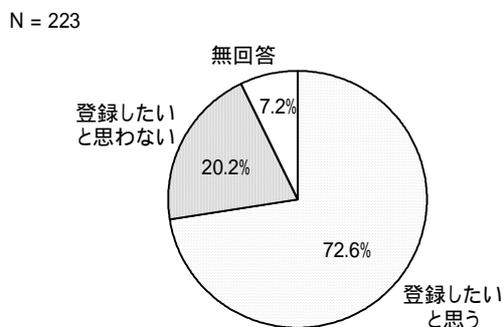
「広報紙 区のおしらせ「せたがや」」の割合が 90.1%と最も高く、次いで「区等が発行するリーフレット等刊行物」の割合が 20.2%、「「せたがや文化・スポーツ情報ガイド」(せたがや文化財団発行)」の割合が 17.9%となっています。

問5 文化・芸術に関する情報について、区からどのような情報がほしいですか。
(あてはまるものすべてに 印を記入)



「区内にある活動可能な施設の情報」の割合が60.1%と最も高く、次いで「区が行う文化・芸術関連の講座や催し物」の割合が43.9%、「国・都・区の補助金等の支援施策」の割合が37.7%となっています。

問6 区内で文化・芸術に関わる活動団体、民間や大学の文化団体、アーティストなどの情報を、今後、区などが一元的に集約し区民に発信する場合、貴団体の情報を登録したいと思いますか。(どちらかに 印を記入)

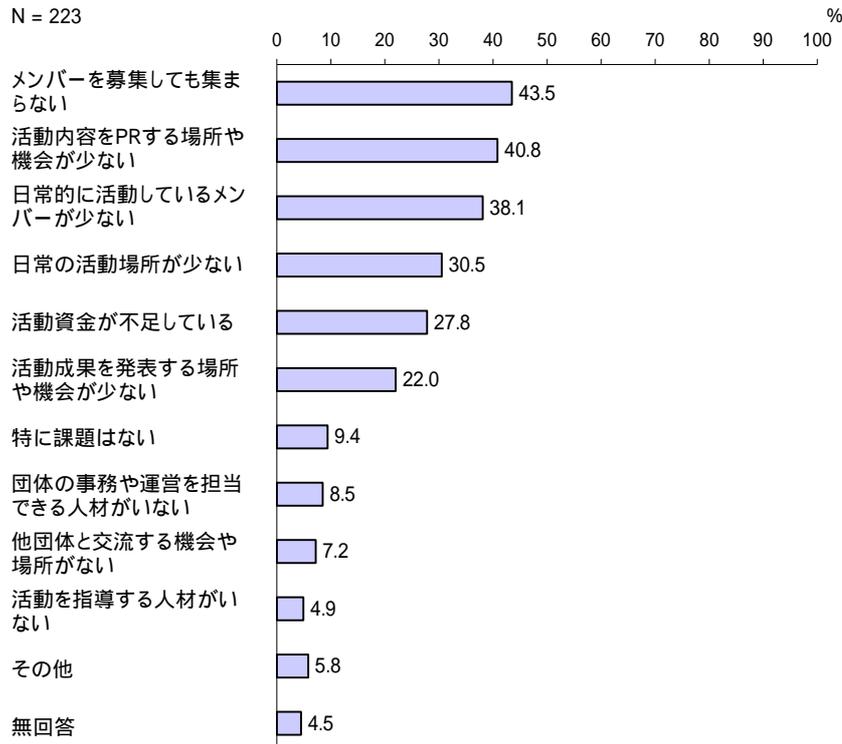


「登録したいと思う」の割合が72.6%、「登録したいと思わない」の割合が20.2%となっています。

団体の活動内容や問題点について

問7 団体活動を行うにあたっての問題点や課題は何ですか。
(あてはまるものすべてに 印を記入)

N = 223

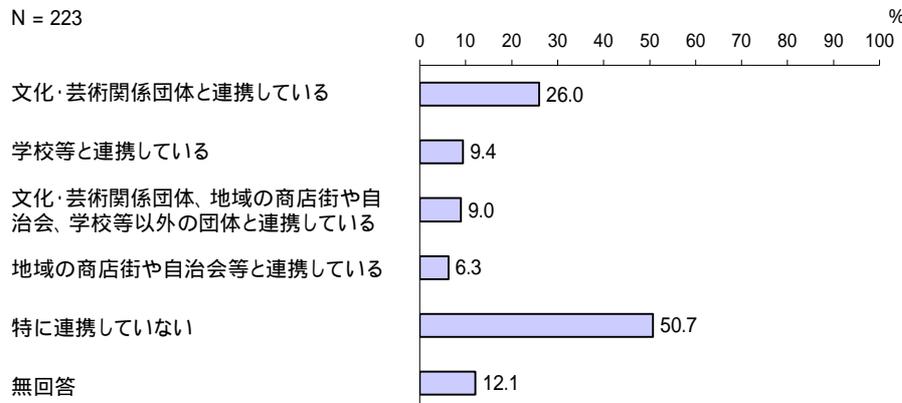


「メンバーを募集しても集まらない」の割合が43.5%と最も高く、次いで「活動内容をPRする場所や機会が少ない」の割合が40.8%、「日常的に活動しているメンバーが少ない」の割合が38.1%となっています。

文化・芸術関係団体や地域・他団体との連携について

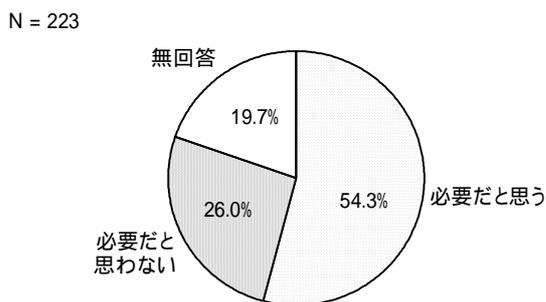
問15 現在、文化・芸術関係団体や地域、他団体と連携した活動を行っていますか。連携している場合は、その内容を具体的にご記入ください。
(あてはまるものすべてに 印を記入)

N = 223



「特に連携していない」の割合が50.7%と最も高く、次いで「文化・芸術関係団体と連携している」の割合が26.0%、「学校等と連携している」の割合が9.4%となっています。

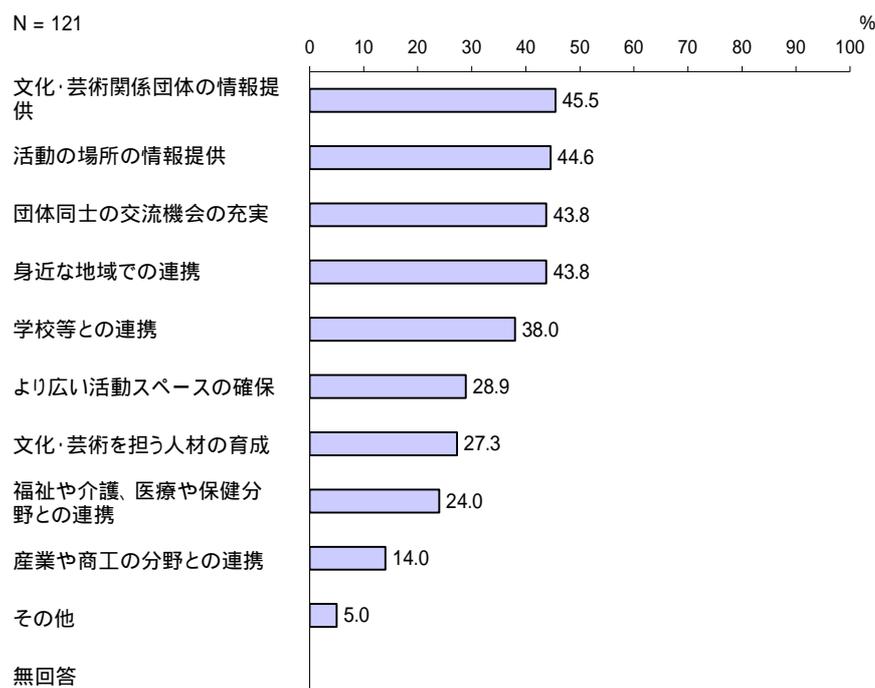
問 16 今後、貴団体で、さらに文化・芸術に関する活動を充実するために、文化・芸術関係団体や地域、他団体等との連携は必要だと思いますか。(どちらかに 印を記入)



「必要だと思う」の割合が 54.3%、「必要だと思わない」の割合が 26.0%となっています。

問 16 で「1 . 必要だと思う」と答えた方におたずねします。

問 16 - 1 貴団体が、他の文化・芸術関係団体や地域等と連携するために、必要なことは何だと思いますか。(あてはまるものすべてに 印を記入)

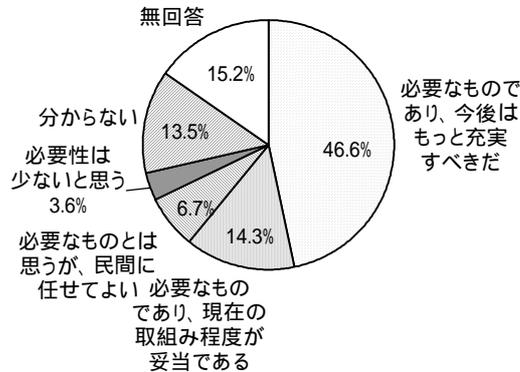


「文化・芸術関係団体の情報提供」の割合が 45.5%と最も高く、次いで「活動の場所の情報提供」の割合が 44.6%、「団体同士の交流機会の充実」の割合が 43.8%となっています。

区が実施している事業や区に対するご意見等について

問 20 今後、世田谷区（または、せたがや文化財団）は文化施策について、どの程度力を入れるべきだと思いますか。貴団体の考えに最も近いものを選んでください。
（あてはまるもの1つに 印を記入）

N = 223

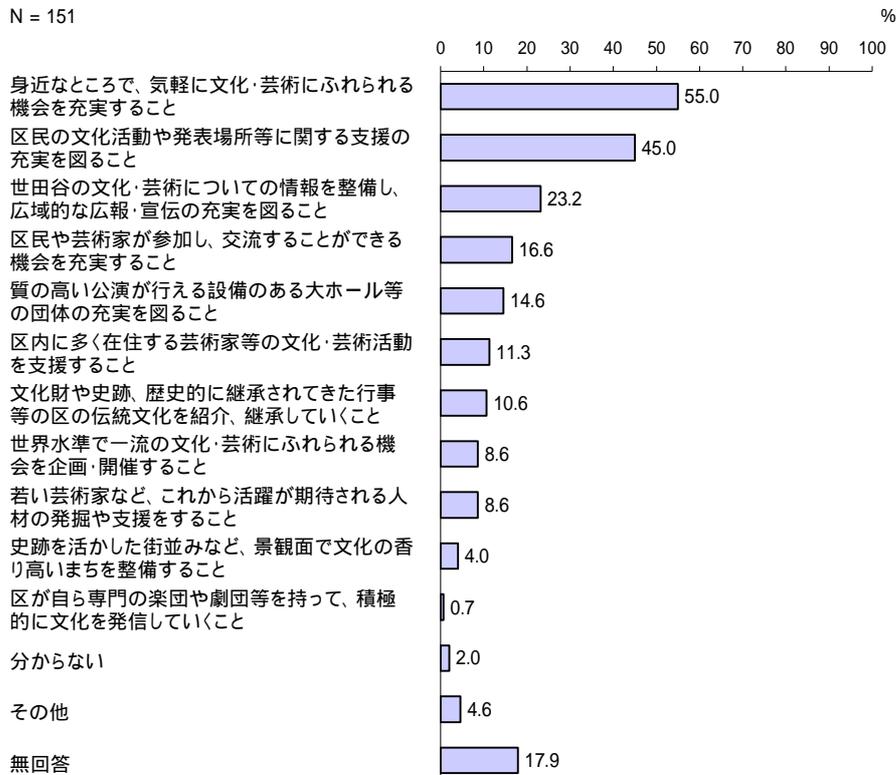


「必要なものであり、今後はもっと充実すべきだ」の割合が46.6%と最も高く、次いで「必要なものであり、現在の取組み程度が妥当である」の割合が14.3%、「分からない」の割合が13.5%となっています。

問 20 で「1．必要なものであり、今後はもっと充実すべきだ」「2．必要なものであり、現在の取組み程度が妥当である」「3．必要なものと思うが、民間に任せてよい」と答えた方におたずねします。

問 20 - 1 世田谷の魅力を高めていくためには、世田谷区（または、せたがや文化財団）の文化施策として、どのような分野を重視するのがよいとお考えですか。貴団体の考えに最も近いものを選んでください。（は3つまで）

N = 151



「身近なところで、気軽に文化・芸術にふれられる機会を充実すること」の割合が55.0%と最も高く、次いで「区民の文化活動や発表場所等に関する支援の充実を図ること」の割合が45.0%、「世田谷の文化・芸術についての情報を整備し、広域的な広報・宣伝の充実を図ること」の割合が23.2%となっています。

7 文化・芸術活動施設（区内民間施設）に関する実態調査

(1) 文化・芸術活動施設（区内民間施設）に関する実態調査概要

調査の目的

民間施設に対して、施設の概要、施設の利用状況、情報発信・入手状況、施設の運営状況、文化・芸術関係団体や地域・他施設との連携について調査し、“供給側”の可能性について探ることを目的に調査を実施しました。

調査対象

これまで区で把握している文化施設をはじめ、「iタウンページ」等により把握した文化・芸術活動の場を提供されていると思われる民間施設から、無作為に抽出しました。

調査期間

平成24年11月から平成25年2月

調査方法

- ・郵送による配布・回収
- ・未回収分について、電話及び現地調査により督促

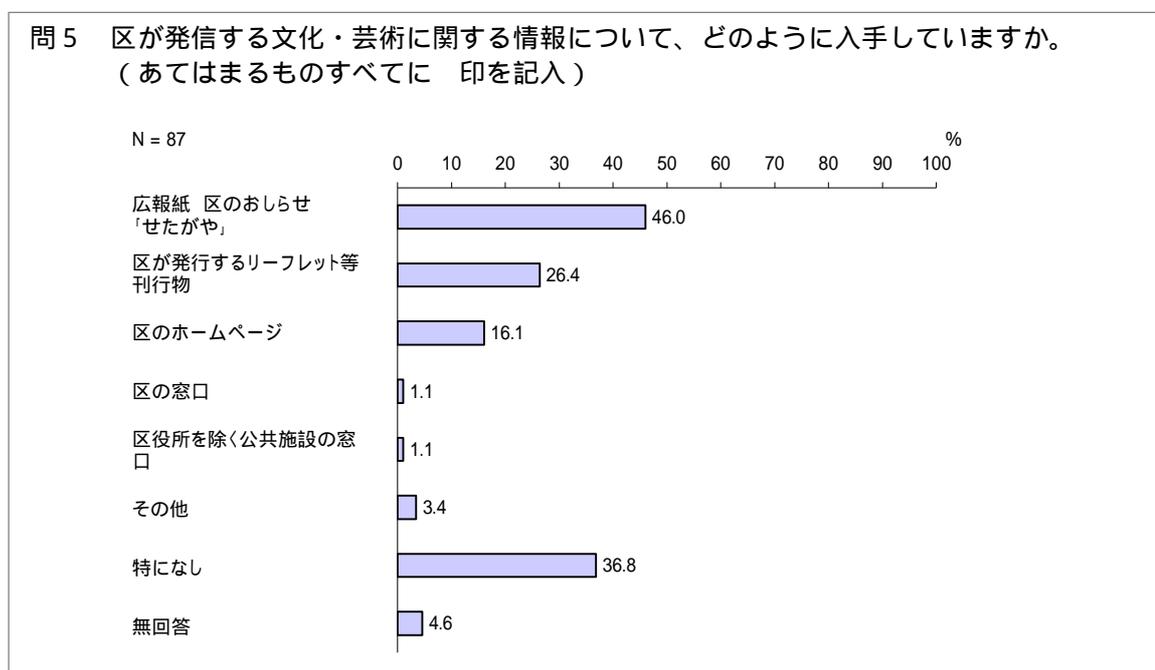
回収状況

	配布数	回収数	有効回収率
民間施設	199通	87通	43.7%

(2) 文化・芸術活動施設（区内民間施設）に関する実態調査結果【抜粋】

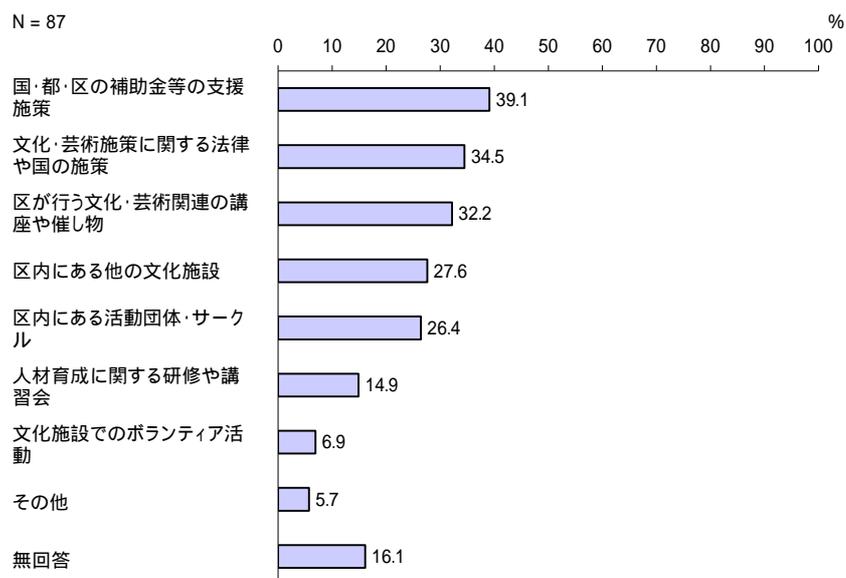
情報発信・入手状況について

問5 区が発信する文化・芸術に関する情報について、どのように入手していますか。
(あてはまるものすべてに 印を記入)



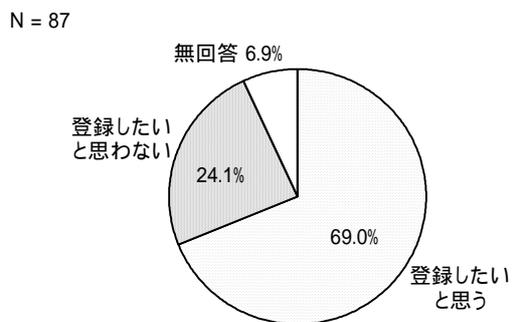
「広報紙区のおしらせ「せたがや」」の割合が46.0%と最も高く、次いで「特になし」の割合が36.8%、「区が発行するリーフレット等刊行物」の割合が26.4%となっています。

問6 文化・芸術に関する情報について、区からどのような情報がほしいですか。
(あてはまるものすべてに 印を記入)



「国・都・区の補助金等の支援施策」の割合が39.1%と最も高く、次いで「文化・芸術施策に関する法律や国の施策」の割合が34.5%、「区が行う文化・芸術関連の講座や催し物」の割合が32.2%となっています。

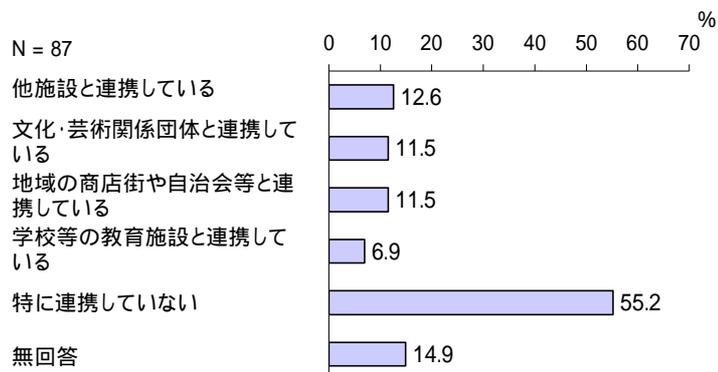
問7 区内で文化・芸術に関わる活動団体、民間や大学の文化施設、アーティストなどの情報を、今後、区などが一元的に集約し区民に発信する場合、貴施設の情報を登録したいと思いますか。(どちらかに 印を記入)



「登録したいと思う」の割合が69.0%、「登録したいと思わない」の割合が24.1%となっています。

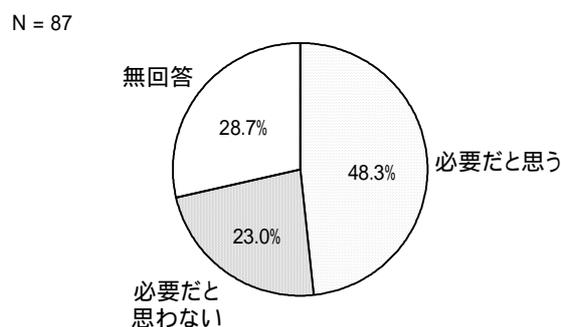
文化・芸術関係団体や地域・他施設との連携について

問 11 現在、文化・芸術関係団体や地域、他施設と連携した取組みを行っていますか。連携している場合は、その内容を具体的にご記入ください。
(あてはまるものすべてに 印を記入)



「特に連携していない」の割合が 55.2%と最も高く、次いで「他施設と連携している」の割合が 12.6%、「文化・芸術関係団体と連携している」の割合が 11.5%となっています。

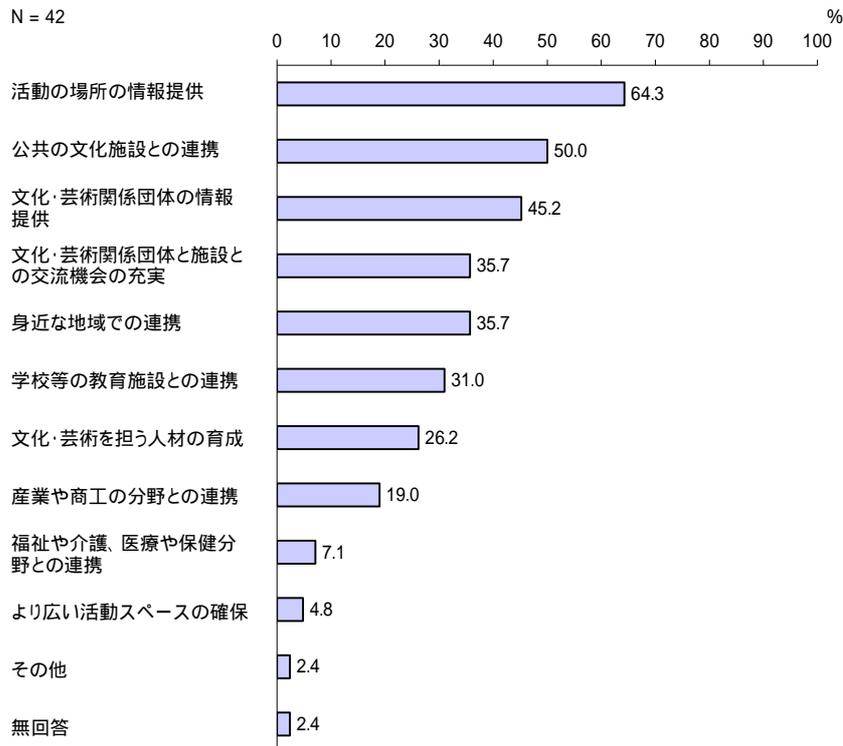
問 12 今後、貴施設で、さらに文化・芸術に関する取組みを充実するために、文化・芸術関係団体や地域、他施設等との連携は必要だと思いますか。(どちらかに 印を記入)



「必要だと思う」の割合が 48.3%、「必要だと思わない」の割合が 23.0%となっています。

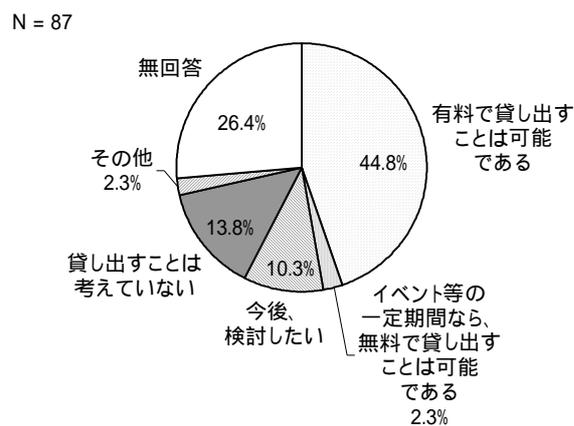
問 12 で「 1 . 必要だと思う」と答えた方におたずねします。

問 12 - 1 貴施設が、文化・芸術関係団体や地域、他施設等と連携するために、必要なことは何だと思えますか。(あてはまるものすべてに 印を記入)



「活動の場所の情報提供」の割合が 64.3%と最も高く、次いで「公共の文化施設との連携」の割合が 50.0%、「文化・芸術関係団体の情報提供」の割合が 45.2%となっています。

問 13 今後、貴施設の活動スペースについて、行政や地域と連携してイベントの場として貸し出すことは可能ですか。(あてはまるもの 1 つに 印を記入)

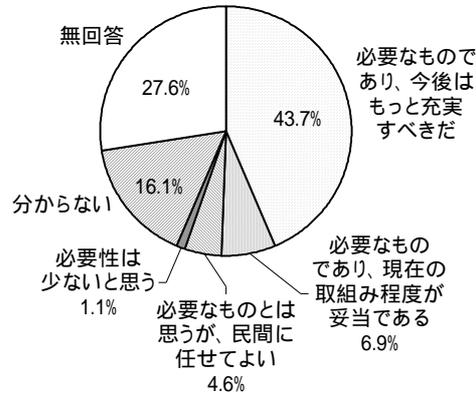


「有料で貸し出すことは可能である」の割合が 44.8%と最も高く、次いで「貸し出すことは考えていない」の割合が 13.8%、「今後、検討したい」の割合が 10.3%となっています。

区が実施している事業や区に対するご意見等について

問 19 今後、世田谷区（または、せたがや文化財団）は文化施策について、どの程度力を入れるべきだと思いますか。貴施設の考えに最も近いものを選んでください。
（あてはまるもの1つに 印を記入）

N = 87

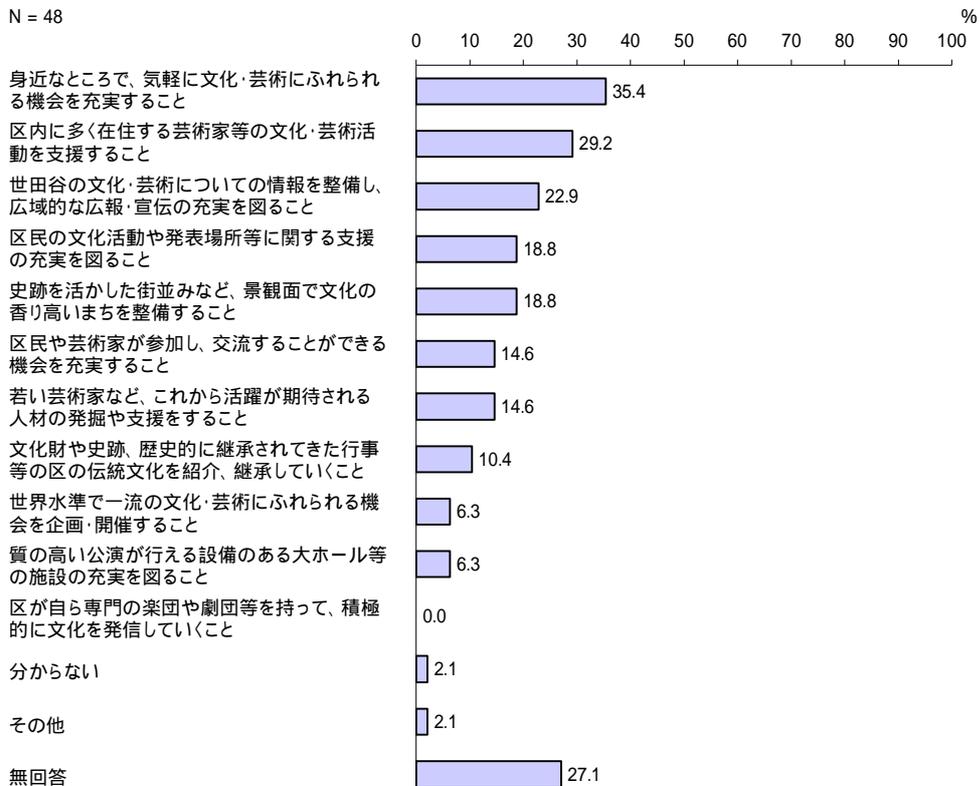


「必要なものであり、今後はもっと充実すべきだ」の割合が43.7%と最も高く、次いで「分からない」の割合が16.1%、「必要なものであり、現在の取り組み程度が妥当である」の割合が6.9%となっています。

問 19 で「1．必要なものであり、今後はもっと充実すべきだ」「2．必要なものであり、現在の取り組み程度が妥当である」「3．必要なものとは思いますが、民間に任せてよい」と答えた方におたずねします。

問 19 - 1 世田谷の魅力を高めていくためには、世田谷区（または、せたがや文化財団）の文化施策として、どのような分野を重視するのがよいとお考えですか。貴施設の考えに最も近いものを選んでください。（は3つまで）

N = 48



「身近なところで、気軽に文化・芸術にふれられる機会を充実すること」の割合が35.4%と最も高く、次いで「区内に多く在住する芸術家等の文化・芸術活動を支援すること」の割合が29.2%、「世田谷の文化・芸術についての情報を整備し、広域的な広報・宣伝の充実を図ること」の割合が22.9%となっています。

8 公共施設実態調査

公共施設（けやきネット対象、けやきネット対象外、学校施設）の利用状況や、施設の概要、指定管理者の自主企画事業、一般利用の状況等について調査し、“供給側”の可能性について探ることを目的に調査を実施しました。

(1) 公共施設（けやきネット対象）に関する実態調査【抜粋】

けやきネットに掲載している 95 施設を対象に調査を実施しました。

活動分野

音楽	美術・デザイン・写真	手工芸	茶道・華道・書道	伝統芸能・民俗芸能・舞踏	演劇	文芸	その他
19,213	4,093	1,497	8,052	10,192	10,297	1,645	1,114
34.2%	7.3%	2.7%	14.4%	18.2%	18.4%	2.9%	2.0%

活動分野は、音楽が 34.2%と最も高く、次いで演劇が 18.4%、伝統芸能・民俗芸能、舞踏が 18.2%となっています。

活動曜日

月	火	水	木	金	土	日祝
5,534	8,407	8,604	9,054	7,556	7,801	9,147
9.9%	15.0%	15.3%	16.1%	13.5%	13.9%	16.3%

利用曜日は、日曜日・祝日の利用が 16.3%と最も高く、次いで木曜日が 16.1%、水曜日が 15.3%となっています。

活動している年代

幼児	小中学生	学生	30代以下	40～50代	60代以上	特定の年齢でない
835	1,136	788	14,835	6,796	6,743	24,970
1.5%	2.0%	1.4%	26.4%	12.1%	12.0%	44.5%

活動している年代は、特定の年齢でないが 44.5%と最も高く、次いで 30代以下が 26.4%、40～50代が 12.1%となっています。

(2) 公共施設（けやきネット対象外）に関する実態調査【抜粋】

区の各支所が管轄する公共施設 19 施設に配布し、調査を実施しました。

施設について

問3 それぞれの保有している部屋（施設）の運営主体について、ご記入ください。

「指定管理者」が 39 件と最も多く、次いで「直営」が 8 件となっています。

指定管理者の自主企画事業について

問4 指定管理者の自主企画事業の件数について、ご記入ください。

問5 問4のうち、文化・芸術に関する事業の件数について、ご記入ください。

指定管理者の自主企画事業の件数のうち、文化・芸術に関する事業の件数が 100%を占める施設が 8 件、16.7%を占める施設が 2 件となっています。

問7 問5の文化・芸術に関する事業は、主にどのような分野ですか。

「音楽」が 9 件と最も多く、次いで「演芸」が 8 件、「美術・デザイン・写真」が 3 件となっています。

事業の内容：クラシック・ジャズ・ポップスのコンサート、落語・浪曲・漫才等の演芸、朗読劇、チャリティ映画上映会など

一般利用の状況について

問 13 一般利用のうち、それぞれの部屋は、文化・芸術活動として、主にどのような分野に使用されていますか。

「茶道・華道・書道」が 24 件と最も多く、次いで「手工芸」「美術・デザイン・写真」がそれぞれ 19 件、「舞踊」が 17 件、「音楽」が 15 件となっています。

問 14 問 13 で使用されている分野について、それぞれの部屋の主な利用者・利用団体（代表者）の居住地域は、どちらになりますか。

「世田谷区全域」が 38 件と最も多く、次いで「近隣の区・市」が 13 件、「玉川地域」が 8 件、「砧地域」が 5 件となっています。

問 15 問 13 で使用されている分野について、それぞれの部屋の利用者は、主にどのような方ですか。

「アマチュアの活動者・活動団体」が 53 件と最も多く、次いで「セミプロの芸術家・芸術団体」「専門学校生・大学生など」がそれぞれ 11 件となっています。

問 18 問 13 で使用されている分野について、それぞれの保有している部屋の主な利用者の年代は、およそどれくらいですか。（だいたいでもかまいません）

「60代」が 44 件と最も多く、次いで「70代以上」が 30 件、「50代」が 27 件、「40代」が 25 件となっています。

(3) 学校施設（区立小・中学校）に関する実態調査

配布・回収状況は、小学校は 16 小学校に配布し、13 小学校から回収、中学校は 15 中学校に配布し、14 中学校から回収となっています。

集計は部屋単位で集計しているため、配布数と有効回答数が一致していません。
（1 学校で 2 部屋の記入があるため）

小・中学校における利用分野

(件)

利用分野	小学校			中学校		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位
俳句・詩歌	-	-	-	-	-	-
手芸	-	-	-	1	-	-
華道	-	-	-	-	-	-
囲碁・将棋	-	1	-	1	-	-
茶道	-	-	-	2	1	-
絵画	1	-	-	-	-	-
書道	-	-	-	-	-	1
邦楽・日舞	1	-	-	-	-	-
合唱・コーラス	6	-	-	2	-	1
楽器練習(音量大)	-	1	1	-	1	-
楽器練習(音量小)	2	2	-	1	2	-
演劇・読み合わせ	-	2	-	2	2	-
上記分野の利用はない	4	-	-	4	-	-
無回答	2	10	15	3	10	14

小学校における利用分野は、合唱・コーラスが 6 件と最も多く、次いで楽器練習（音量小）が 2 件、絵画、邦楽・日舞が 1 件となっています。

中学校における利用分野は、茶道、合唱・コーラス、演劇・読み合わせがそれぞれ 2 件、手芸、囲碁・将棋、楽器練習（音量小）がそれぞれ 1 件となっています。

9 文化・芸術活動施設（区内大学）に関する実態調査

（1）文化・芸術活動施設（区内大学）に関する実態調査概要

調査の目的

大学に対して、地域や行政との連携についての現状・今後の意向、区が実施している事業や区に対する意見について調査し、今後の区と大学の連携の可能性から、“供給側”の可能性について探ることを目的に調査を実施しました。

調査対象

区内 14 大学（自由が丘産能短期大学、国士舘大学、駒澤大学、産業能率大学、昭和女子大学、成城大学、多摩美術大学、東京医療保健大学、東京都市大学、東京農業大学、日本女子体育大学、日本大学文理学部、日本大学商学部、日本体育大学）

調査期間

平成 24 年 12 月から平成 25 年 1 月

調査方法

郵送による配布・回収

回収結果

10 大学

（2）文化・芸術活動施設（区内大学）に関する実態調査結果【抜粋】

地域や行政との連携について

問 2 現在、地域等と連携した取組みを行っていらっしゃいますか。
(あてはまるものすべてに 印を記入)

「世田谷区・世田谷区教育委員会と連携している」が 8 件と最も多く、次いで「地域の商店街や自治会等と連携している」が 6 件、「小中高等学校等の教育施設と連携している」が 3 件となっています。

問 2 で「1. ～ 4 .」と答えた方におたずねします。

問 2 - 1 現在、連携している内容を教えてください。(あてはまるものすべてに 印を記入)
また、可能な限り、連携している団体・施設名や具体的な取組み等をカッコ内にご記入ください。

「教育・スポーツに関すること」、「文化・芸術に関すること」が 4 件と最も多く、「産業に関すること」が 3 件となっています。

問 4 今後、貴大学が、地域等と連携していきたいことはありますか。
(あてはまるものすべてに 印を記入)

「学生による地域の活性化への貢献」が 7 件と最も多く、次いで「地域住民の教養を深めるための支援」が 6 件、「地域産業の活性化・発展への貢献」が 6 件となっています。

問 6 今後、貴大学のホールや講堂、教室について、行政や地域と連携してイベントの場として貸し出すことは可能ですか。(あてはまるものすべてに 印を記入)

「ホールや講堂を有料で貸し出すことは可能である」が 4 件と最も多く、次いで「各教室を有料で貸し出すことは可能である」が 4 件、「今後、検討したい」が 3 件となっています。

10 文化芸術振興基本法

平成十三年十二月七日法律第四百四十八号

前文

第一章 総則（第一条 第六条）

第二章 基本方針（第七条）

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条 第三十五条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮

するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振

興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。)、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。))並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。))の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。))に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の利用及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。))の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす作者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する

機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二條 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三條 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四條 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五條 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六條 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七條 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八條 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九條 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十條 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一條 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

11 世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例

平成 18 年 3 月 14 日
条例第 18 号

文化及び芸術は、創造性の源として社会的価値を生み出し、人々の心に潤い、ゆとり等をもたらし、豊かな人間性をはぐくみ、人々の生活の質を向上させる力を持っている。文化及び芸術に親しむことは、人の悲しみ及び痛みを想像する力を培い、人を慈しむ心を芽生えさせ、ひいては、世界中の人々が共に平和に暮らす社会の実現につながっている。さらに、近年、地域との関わりが希薄になりがちな子どもたちは、文化及び芸術に触れることにより、表現する力を身に付け、社会性を高めることが期待され、また、福祉及び医療の分野において、文化及び芸術は、いやし及び生きがいとなるとともに、治療に役立てられている。そこで、経済的な豊かさの中であって、こうした文化及び芸術の持つ力又は果たす役割を改めて見つめ直し、行政の基本的施策として位置付け、その振興を図ることが、今求められている。

世田谷は、みどり豊かな武蔵野の自然にあふれ、閑静な住宅地として発展し、文化及び芸術に携わる人々は、その魅力にひかれて移り住むようになった。そのような歴史は、今日に受け継がれ、区内各地域における活発な演劇活動、多くの文化及び芸術に関する自主的かつ積極的な活動、文化施設を支えるボランティア活動等に見られるように、多くの区民は、文化及び芸術に関する活動に親しみ、文化及び芸術に高い関心を持っている。また、世田谷は、文化及び芸術の様々な分野において第一人者と目される人々による活動も活発に行われており、まさに日本の文化及び芸術をけん引しているといっても過言ではない。さらに、世田谷は、文学、映画等の作品の舞台として数多く登場しており、区民にとって、文化及び芸術が身近に感じられる環境にある。

これらのものは、区民のかけがえのない財産であり、世田谷の魅力を支える大きな要素でもある。区は、これらの財産を活かし、文化的な環境の向上に努めるとともに、すべての区民が文化及び芸術に触れ、文化的な環境を享受し、文化及び芸術に関する活動に取り組むことができるようにすることが、重要な使命であると考えらる。

ここに、文化及び芸術の振興についての基本理念を明らかにし、区、区民、民間団体等の協働による文化及び芸術の振興に関する施策により、心に潤い、ゆとり等を感じることができる区民生活及び地域社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、区の文化及び芸術の振興に関する基本理念を定め、区の責務について明らかにするとともに、文化及び芸術の振興に関する施策（以下「振興施策」という。）を推進することにより、区民一人ひとりが生き生きと暮らし、誇りを持って住むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 文化及び芸術の振興に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 文化及び芸術に関する活動における自主性及び創造性は、尊重されなければならない。
- (2) 文化及び芸術を鑑賞し、その活動に参加し、及び創造することのできる環境の整備が図られなければならない。
- (3) 文化及び芸術の振興に当たっては、区、区民、民間団体、他の自治体等の相互の連携が図られなければならない。

(区の責務)

第 3 条 区は、前条に規定する基本理念に基づき、文化及び芸術の振興を図るための計画を策定し、及び振興施策を推進するものとする。

2 区は、振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 区は、区が行う施策について、文化及び芸術の振興を図る視点を取り入れるよう努めるものとする。

(文化及び芸術に触れることができる機会の充実)

第4条 区は、区民が身近な場所で文化及び芸術に触れることができる機会の充実を図るため、事業を実施し、及び環境の整備を行うものとする。

(自主的な活動に対する支援)

第5条 区は、文化及び芸術に関する区民の自主的な活動に対し、その場所及び機会の提供、助成その他の必要な支援を行うものとする。

(文化及び芸術に関する専門的知識又は技能を有する者に対する支援等)

第6条 区は、文化及び芸術に関する専門的知識又は技能を有する者の発掘、育成、確保及び登用に努め、これらのものに対し、必要な支援を行うものとする。

2 区は、区民と文化及び芸術に関する専門的知識又は技能を有する者との交流の促進を図るため、その場所及び機会の提供に努めるものとする。

(地域文化及び伝統文化の保存、継承及び発展)

第7条 区は、将来にわたって地域文化及び伝統文化を保存し、継承し、及び発展させるために必要な施策を推進するものとする。

(国際交流の推進)

第8条 区は、区民と外国の諸都市の市民との相互理解及び親善を図るため、文化及び芸術に関する活動を通じた国際交流を推進するものとする。

(高齢者、障害者等の文化及び芸術に関する環境の整備)

第9条 区は、高齢者、障害者等が文化及び芸術に親しみ、又は文化及び芸術に関する活動を活発に行うことができるよう環境の整備に努めるものとする。

(青少年の文化及び芸術に関する活動の充実)

第10条 区は、青少年の豊かな人間性の形成に資するため、青少年が文化及び芸術に触れ、又は文化及び芸術に関する活動を活発に行うことができるよう必要な施策を推進するものとする。

(学校教育における文化及び芸術に関する活動の充実)

第11条 区は、学校教育において、児童及び生徒が文化及び芸術に触れることができる機会を設け、並びに児童及び生徒が文化及び芸術に関する活動に積極的に取り組むことができるよう必要な施策を推進するものとする。

(情報の提供)

第12条 区は、文化及び芸術に関する情報の収集に努めるとともに、区民が多様な媒体を通じてこれらを利用することができるよう情報の提供を行うものとする。

(顕彰)

第13条 区は、区の文化及び芸術の振興に大きく寄与したものと並びに文化及び芸術に関する活動において著しい功績のあったものを顕彰することができる。

(文化及び芸術の振興に関する委員会の設置)

第14条 文化及び芸術の振興に関し、助言を受け、及び意見を聴き、並びにこれを振興施策に反映させるため、文化及び芸術の振興に関する委員会を設置する。

2 前項に規定する委員会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

12 これまでの世田谷区における文化・芸術振興に関わる歩み

年月	事業等
大正 8	「世田谷城跡」都指定旧跡登録
昭和 4	大吉寺「伊勢貞丈墓」都指定旧跡登録
昭和 7.10	世田谷区誕生
昭和 12	世田谷山観音寺「木造不動明王及八大童子像」国の重要文化財指定
昭和 15	松陰神社「広沢真臣墓」都指定旧跡登録
昭和 24	満願寺「細井広沢墓」国の重要文化財指定
昭和 26	「世田谷区史」(上下巻)発行
昭和 27	「大場家文書」都指定有形文化財指定 「野毛大塚古墳」都指定史跡指定
. 11	文化講座開講
昭和 31	専光寺「北川歌麿墓」都指定旧跡登録
昭和 33. 1	「世田谷区史料」第一集発行
昭和 37	「新修世田谷区史」発行
昭和 38	浄真寺「二十五菩薩練供養」都指定無形民俗文化財に、同寺「絹本著色珂碩上人像」・「木造阿弥陀如来(九品)坐像・釈迦如来坐像」・「木造珂碩上人坐像」同有形文化財指定・満願寺「七鈴鏡」同有形文化財指定
昭和 39	西澄寺「武家屋敷門」都指定有形文化財指定 浄真寺「梵鐘」都指定有形文化財指定
. 9	郷土資料館開館
昭和 45	カナダ・ウィニペグ市と姉妹都市提携 世田谷山観音寺「木造五百羅漢坐像」都指定有形文化財指定
昭和 46	姉妹都市カナダ・ウィニペグ市への中学生の親善訪問団の交流開始 等々力溪谷保存運動開始
昭和 47	豪徳寺「井伊直弼墓」都指定史跡登録
昭和 50	「等々力溪谷三号横穴」都指定史跡指定 第1次古民家調査実施
昭和 51	第2次古民家調査実施 「世田谷区民家園(ふるさと公園)設立計画書」発行
昭和 51. 9	「世田谷 近・現代史」発行
昭和 52. 3	「世田谷の古民家」発行
. 4	「世田谷区文化財保護条例」制定 第1回区民絵画展(平成16年度せたがや文化財団へ移管) 世田谷菊まつり(昭和53年度「世田谷菊花展」に名称変更)
昭和 53	「大場家住宅主屋及び表門」国の重要文化財指定 「仮称次大夫堀公園基本構想報告書 よみがえる水路」発行
. 4	憲法記念行事(昭和58年4月文化講演会に吸収) 区民音楽会(昭和55年度「区民コンサート」に名称変更) 世田谷美術展 第1～9回(昭和61年度)まで玉川高島屋で、第10回から世田谷美術館で開催

年月	事業等
昭和 54. 4	世田谷文化人懇話会（昭和 56 年度「世田谷芸術文化懇話会」に名称変更） 文化講演会（平成 15 年度まで実施） せたがや盆栽展（平成 15 年度まで実施）
昭和 55	岡本公園民家園開設 「御岳山古墳」都指定史跡登録 （昭和 55 年まで）区内岡本の地に旧長崎家住宅・旧浦野家土蔵、旧横尾家椀木門等の移築・復元
昭和 56	世田谷市民大学設立、開講 「甦った古民家 旧長崎家主屋保存の記録」発行 . 4 文化人記録映画制作（平成 5 年度まで 53 作品制作） . 10 世田谷区立美術館基本構想委員会設置 . 11 世田谷の書展（平成 16 年度せたがや文化財団へ移管）
昭和 57	「世田谷の民家 第 1 輯・調査リスト」発行 「甦った古民家 第 2 輯 旧浦野家土蔵・旧横尾家椀木門保存の記録」発行 . 3 「世田谷区美術品、文学資料等取得基金条例」制定、同基金設置 . 4 世田谷美術館建設委員会設置
昭和 58	「世田谷の民家 第 2 輯・東部地区調査報告」発行 . 3 第 1 回東京野外現代彫刻展（平成 10 年度まで）
昭和 59	「世田谷の民家 第 3 輯・西部地区調査報告」発行 「世田谷区立次大夫堀公園基本設計報告書」発行 . 4 文化事業推進体制整備 文化事業推進検討 P T 設置
昭和 60	オーストリア・ウィーン市・ドゥブリング区と姉妹都市提携 姉妹都市ウィーン市・ドゥブリング区への小学生の派遣開始 . 4 地域文化の発掘と継承事業 「重要文化財 大場家住宅調査報告書」発行 . 7 第 1 回世田谷文化会議発足（平成 3 年 10 月第 4 回まで実施） . 11 「世田谷区立世田谷美術館条例」制定 財団法人世田谷区美術振興財団設立
昭和 61	「徳富薦花旧宅」都指定史跡登録 . 3 世田谷美術館開館 . 4 野外音楽祭（区民まつり前夜祭コンサート含む） 世田谷美術展開催 文化情報誌「ゆとり路」創刊（平成 8 年まで 111 号発行） . 10 芝能（平成 7 年度まで実施）
昭和 62. 3	世田谷区総合文化祭開催 . 5 世田谷美術館で「美術大学」開講 . 6 郷土資料館増改築落成 . 7 第 1 回世田谷区民による第九コンサート . 10 野外音楽フェスティバル開催

年月	事業等
昭和 63. 8	サマーナイトバレエ 88 開催
. 9	「世田谷うたの広場（詩と作曲の会）」設立
平成元	「世田谷の古民家写真集」発行
. 3	世田谷フィルハーモニー管弦楽団設立 「国際平和交流基金条例」制定、同基金設置
. 6	世田谷区民合唱団設立
平成 2	「世田谷区文化財保護のあらまし 平成元年度改訂用」発行
. 4	世田谷市民大学開講 10 周年 世田谷区民吹奏楽団設立 「ふるさと世田谷を語る」創刊（平成 16 年までに 16 巻発行） 「世田谷彫刻物語」刊行 第 1 回「せたがや歌の広場」コンサート開催（平成 2 年～） 第 1 回区民写真展（平成 16 年度財団へ移管） 上用賀文化施設整備計画（平成 6 年度玉川支所に移管）
平成 3	ライフ イン セタガヤ（外国語版世田谷区便利帳）発行開始
平成 4	オーストラリア・バンバリー市と姉妹都市提携 姉妹都市オーストラリア・バンバリー市への小学生の派遣、受入開始
平成 5	野毛大塚古墳復元、公開 「世田谷の土蔵 旧秋山家土蔵保存の記録」発行
. 4	世田谷文学館開設準備室設置
. 7	向井潤吉アトリエ館開館
平成 6. 3	「世田谷区文化振興基金条例」制定、同基金設置 柳田國男ゆかりサミット開催（平成 14 年度まで実施）
. 9	「世田谷区立世田谷文学館条例」制定
平成 7	世田谷世界交流プロジェクト実施（平成 7 年～）
. 4	世田谷文学館開館
平成 8.11	財団法人世田谷区コミュニティ振興交流財団設立
.12	「世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例」制定
平成 9	次大夫堀公園民家園に旧安藤家住宅を復元
. 4	世田谷文化生活情報センター開館
平成 10. 4	NPO 法人「せたがや街なみ保存・再生の会」による古民家調査（第 1 回追跡調査） （平成 11 年末まで）
平成 11.11	せたがや歌の広場 10 周年記念コンサート開催
平成 12. 4	NPO 法人「せたがや街なみ保存・再生の会」による古民家調査（第 2 回追跡調査） （同年 10 月まで） 世田谷市民大学 世田谷都税事務所 2 階へ移転 世田谷市民大学開講 20 周年
平成 13	勝国寺「木造薬師如来立像及び胎内納入文書」・豪徳寺「梵鐘」・勝光院「梵鐘」・ 遊芸人図屏風 区指定有形文化財指定

年月	事業等
平成 15	次大夫堀公園民家園に旧谷岡家表門を復元
. 4	財団法人せたがや文化財団設立（旧 2 財団清算） 第 1 回中学生花みず木竜王戦実施（平成 15 年～）
. 11	清川泰次記念ギャラリー開館
平成 16. 4	宮本三郎記念美術館開館
平成 18. 3	「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」制定
. 9	条例制定記念事業（プレ・アートフェスティバル）実施（平成 19 年 2 月まで実施）
平成 19. 3	「世田谷区文化・芸術振興計画」策定（平成 19 年度～平成 21 年度）
. 4	せたがや文化財団に音楽事業部が発足
. 9	商店街とアートの協働による商店街プロジェクト実施（平成 19 年～） 世田谷芸術百華開催（平成 19 年～） 世田谷 246 ハーフマラソンへの姉妹都市からのランナー招待（平成 19 年～）
. 11	世田谷アートネットワーク会議開催（平成 19 年～） 区制 75 周年記念事業「将棋の日」実施（第 1 回小学生花みず木竜王戦実施（平成 19 年～）
平成 20	ネットワークと協働による文化・芸術の振興検討会開催
. 4	第 1 回世田谷花みず木女流オープン戦実施（平成 20 年～）
. 5	オーストラリア・バンバリーマラソンへの参加者派遣
. 6	世田谷区芸術アワード“飛翔”創設 「世田谷区地域文化芸術振興事業補助金」制度創設
. 9	遊びと学びの子どもプロジェクト実施（平成 20 年～） 全国子ども文化・芸術サミット開催
平成 21. 3	向井潤吉アトリエ館が耐震化工事のため休館（平成 22 年 3 月まで）
平成 22. 3	「世田谷区文化・芸術振興計画 調整計画（新せたがやアートプラン）」策定（平成 22 年度～平成 23 年度）
平成 22	姉妹都市交流ニュース発行開始 カナダ・ウィニペグ市姉妹都市提携 40 周年
. 4	世田谷市民大学開講 30 周年 せたがやジュニアオーケストラ設立
. 5	第 20 回せたがや歌の広場コンサート開催 「詩と作曲の会」20 周年記念誌「せたがや歌の広場の 20 年」発行
. 9	パフォーマンス・インスタレーション「私が一粒の米であったら」実施（イギリスの劇団「Stan's Café」招聘）
. 12	環境とアート「現代に蘇るジャメ・コンタント」実施
平成 23. 7	世田谷美術館が改修工事のため休館（平成 24 年 3 月まで）
. 10	「朔太郎からひろがる風景の裏側」実施
. 11	「歴史とアートに親しむ せたがや文化マップ」発行（改訂版：平成 24 年 9 月発行、vol.2：平成 25 年 10 月発行）
. 12	「環境と生活デザイン 電気自動車でご飯を炊こう！～電気自動車が問いかけるエネルギーの未来」実施

年月	事業等
平成 24. 3	「世田谷区文化・芸術振興計画 第2次調整計画」策定（平成 24 年度～25 年度）
平成 24	オーストラリア・バンバリー市姉妹都市提携 20 周年
. 9	昭和女子大学プロデュース「せたがや芸術散歩」実施
. 10	区制 80 周年記念事業「将棋イベント」実施
平成 24. 11	世田谷区文化・芸術活動の場の総合調査実施 区民の文化・芸術活動実態調査実施
. 12	区制 80 周年記念事業“わたしたちの世田谷～これまでの 80 年、これからの 20 年～” 日野原重明氏 記念講演「世田谷の未来を語る」実施
平成 25. 1	区長と区民によるテーマ別意見交換会「文化・芸術を活かしたまちづくり」実施
. 3	世田谷市民大学 区立せたがや がやがや館へ移転
. 9	シアターラムが改修工事のため休館（平成 25 年 10 月まで）
. 11	世田谷パブリックシアターが改修工事のため休館（平成 26 年 2 月まで）

13 主な文化施設における展覧会等の開催状況

(1) 生活工房における主な企画

- ・「AV機器の『分解ワークショップ』」(平成13年～)
- ・「世田谷アートフリーマーケット」(平成15年～)
- ・「ITエンターテイメントセミナー」(平成15年～)
- ・「SHIFU ネパールの紙布」(平成16年)
- ・写真展「ただのいぬ。展」(平成17年～)
- ・「宮古島自然体験教室」(平成17年～)
- ・写真展「アフリカ・ミュージシャンの肖像」オープニングイベント(平成18年)
- ・「双国の貌～日韓の石仏写真展」(平成19年)
- ・「活版再生展」(平成19年)
- ・「いのちを守るデザイン展」(平成19年)
- ・「眞田岳彦 セタガヤーンプロジェクト」(平成19年～)
- ・「映像文化シンポジウム～ALWAYS 続・三丁目の夕日」(平成19年)
- ・「アートフリマ in セタビ」(平成19年)
- ・「ハイブリッドカー組み立て教室」(平成19年)
- ・「EV教室 電気フォーミュラーカーを作ろう」(平成19年)
- ・「ラップ・ザセタガヤ～世田谷の包み紙展」(平成20年)
- ・「世田谷でみかけた書体展」(平成20年)
- ・「Touching the Images～ふれる写真展」(平成20年)
- ・「はこぶ道具～プロダクトデザインをはじめよう！」(平成20年)
- ・「まっくらやみで写真をつくろう！」(平成20年)
- ・「月のへそ～荒木珠奈と七色メキシコ展」(平成20年)
- ・「ハイブリッドバギー『世田谷1号』組み立て教室」(平成20年)
- ・「New Lifestyle Design 使いやすさの今とこれから」(平成21年)
- ・「森_Living」(平成21年)
- ・「時間を食べる」(平成21年)
- ・「中学生EV(電気自動車)組み立て」(平成21年)
- ・「陶芸と野点」(平成21年)
- ・「目と耳と舌で味わうタジキスタンの暮らし」(平成21年)
- ・「EV教室 電気フォーミュラーカーを作ろう」(平成21年)
- ・「DESIGN for LEFTY - あなたは本当に右利きですか？」(平成22年)
- ・「EVが約束する未来展」(平成22年)
- ・「オリッサ・オディッシー」(平成22年)
- ・「『Stack-ing Design 積み、重ねる、カタチ』展」(平成23年)
- ・「『七つの海と手仕事』展」(平成23年)
- ・「I'm so sleepy どうにも眠くなる展覧会」(平成23年)
- ・「100年あとの世田谷」(平成23年)
- ・「開館15周年『地球に触ろう“希望の地球”を語ろう』」(平成24年)
- ・「開館15周年『インフォメーショングラフィックス展』」(平成24年)
- ・「開館15周年『日常/非日常 世界の明日につながるデザイン展』」(平成24年)
- ・「異郷 西江雅之写真展」(平成24年)

(2) 世田谷パブリックシアターにおける主な上演活動

- ・「アートタウンフェスティバル『三茶 de 大道芸』」(平成9年～)
- ・「現代能楽集『AOI/KOMACHI』」(平成15年/19年)
- ・「狂言劇場」(平成16年～)
- ・「こども劇場」(平成17年～)
- ・「国際共同制作『ソウル市民』」(平成17年/18年)
- ・「SePTの音楽『獅子虎傳阿咩堂』」(平成17年/18年/19年)
- ・「SePTの音楽『Jazz for Kids』」(平成17年/18年/19年)
- ・「偶然の音楽」(平成17年/20年)
- ・「アンデルセン・プロジェクト」(平成18年)
- ・「土曜劇場プレイ・パーク」(平成18年～)
- ・「国際共同制作『遊*ASOBU』」(平成18年/19年)
- ・「国盗人」(平成19年/21年)
- ・「死のバリエーション」(平成19年)
- ・「春琴」(平成19年/20年/22年)
- ・「まちがいの狂言」(平成19年)

- ・劇場開場 10 周年記念特別公演「翁・三番叟」(平成 19 年)
- ・音楽劇「三文オペラ」(平成 19 年)
- ・『『審判』『失踪者』』(平成 19 年)
- ・「友達」(平成 20 年)
- ・「リーディング公演『日本語を読む』」(平成 20 年)
- ・「芸能現在形 劇場版@世田谷『舍利』」(平成 20 年)
- ・「うっかりちょっとときのご島」(平成 20 年)
- ・「現代能楽集シリーズ『The Diver』」(平成 20 年)
- ・「マクベス」(平成 21 年)
- ・「奇ッ怪～小泉八雲から聞いた話～」(平成 21 年)
- ・「フリーステージ」(平成 21 年)
- ・「にんぎょひめ」(平成 21 年)
- ・「アルレッキーノ～二人の主人を一度にもっと」(平成 21 年)
- ・「胎(て)～The Life Cord～」(平成 21 年)
- ・「醜男」(平成 22 年)
- ・「ガラスの葉」(平成 22 年)
- ・「ヴァンデンブランデン通り 32 番地」(平成 22 年)
- ・「モリー・スウィーニー」(平成 23 年)
- ・「往転」(平成 23 年)
- ・「サド侯爵夫人」(平成 23 年)
- ・「チャチャチャのチャーリー」(平成 23 年)
- ・「カラス」(平成 23 年)
- ・「テンペスト」(平成 23 年)
- ・「南部高速道路」(平成 24 年)
- ・「4 (フォー)」(平成 24 年)
- ・「ファンファーレ」(平成 24 年)
- ・「藪原検校」(平成 24 年)
- ・「ハーベスト」(平成 24 年)
- ・「日野皓正 presents Jazz for Kids」(平成 24 年)
- ・「ボンビックスモリ with ラッシュ」(平成 24 年)
- ・「ゴールドフィッシュ」(平成 24 年)

(3) 音楽事業部おける主なコンサート

- ・「せたがやふれあいコンサート」(平成 19 年～)
- ・「ロビーコンサート」(平成 19 年)
- ・「美術と音楽 ローマからせたがやへ」(平成 19 年)
- ・「演劇と音楽 シェイクスピアから大河ドラマまで」(平成 19 年)
- ・『『区政 75 周年記念式典』演奏会』(平成 19 年)
- ・「美術と音楽 ギリシャからせたがやへ」(平成 20 年)
- ・『『せたがやの演奏家シリーズ』演奏会』(平成 20 年～)
- ・「せたがや名曲クラシックコンサート」(平成 20 年～)
- ・「夏休みファミリーコンサート」(平成 20 年)
- ・「あいのてさんと音であそぼう」(平成 20 年)
- ・「せたがや・アマチュアスペシャルライブ」(平成 20 年)
- ・「せたがや Music コレクション」(平成 20 年)
- ・「ピバ・プラス！」(平成 20 年～)
- ・「映画と音楽～黒沢明監督の世界～」(平成 21 年)
- ・「成城ホール完成記念オープニングイベント記念コンサート」(平成 21 年)
- ・「歌劇『カヴァレリア・ルスティカーナ』」(平成 22 年)
- ・「大石将紀サクソフォンリサイタル」(平成 23 年)
- ・「文学とジャズ」(平成 23 年)

(4) 世田谷美術館における主な展覧会

- ・開館記念展「芸術と素朴」(昭和 61 年)
- ・「フィレンツェ・ルネサンス 芸術と修復展」(平成 3 年)
- ・「パラレル・ヴィジョン 20 世紀美術とアウトサイダー・アート」(平成 5 年)
- ・「伝統と創造 - 魯山人とゆかりの名陶展」(平成 8 年)
- ・「世紀をまたぐ巨人 ムンク展」(平成 9 年)
- ・「よみがえる 宮本三郎 はぐくまれた華麗な世界」(平成 11 年)
- ・「時代の体温 ART / DOMESTIC」(平成 11 年)

- ・「世界四大文明 メソポタミア文明展」(平成 12 年)
- ・「ミロ展 1918-1945 - 絵画の詩人ミロ誕生の軌跡」(平成 14 年)
- ・「祈りの道 吉野・熊野・高野の名宝展」(平成 16 年)
- ・「開館 20 周年記念 ルソーの見た夢、ルソーに見る夢」(平成 18 年)
- ・「世田谷時代 1946-1954 の岡本太郎展」(平成 19 年)
- ・「パラオ - ふたつの人生 鬼才・中島敦と日本のゴーギャン・土方久功展」(平成 19 年)
- ・「福原信三と美術と資生堂展」(平成 19 年)
- ・「青山二郎の眼展」(平成 19 年)
- ・「イリヤ・カバコフ世界図鑑 絵本と原画展」(平成 19 年)
- ・「『絵画が語る 1945±15』展」(平成 19 年)
- ・「『夢からの贈り物 ルオー・ルドン・長谷川潔・駒井哲郎』展」(平成 19 年)
- ・「追悼 上野泰郎展」(平成 19 年)
- ・「『冒険王・横尾忠則』展」(平成 20 年)
- ・「山口薫展」(平成 20 年)
- ・「『建築が見る夢 - 石山修武と 12 の物語』展」(平成 20 年)
- ・「ダニ・カラヴァン展」(平成 20 年)
- ・「『十二の旅：感性と経験のイギリス美術』展」(平成 20 年)
- ・「『平泉～みちのくの浄土～』展」(平成 20 年)
- ・「『チルドレンズ・ミュージアム 物語が聞こえる - ぼくたちのお気に入り』展」(平成 20 年)
- ・「『アウトサイダー・アートの作家たち』展」(平成 20 年)
- ・「メキシコ 20 世紀絵画展」(平成 21 年)
- ・「オルセー美術館展 パリのアール・ヌーヴォー」(平成 21 年)
- ・「日本の自画像」展(平成 21 年)
- ・「『川上澄生：木版画の世界』展」(平成 21 年)
- ・「『内井昭蔵の思想と建築』展」(平成 21 年)
- ・「『利根山光人とマヤ・アステカの拓本』展」(平成 21 年)
- ・「和のいろ・かたち - 日本画と工芸作品を中心に」(平成 21 年)
- ・「『麻生三郎と世田谷の作家たち』展」(平成 21 年)
- ・「宮本三郎と昭和の婦人誌 - 女性美を求めて - 」(平成 21 年)
- ・「フェリックス・ティオリエ写真展」(平成 22 年)
- ・「ザ・コレクション・ヴィンタートゥール展」(平成 22 年)
- ・「『橋本平八と北園克衛』展」(平成 22 年)
- ・「佐藤忠良展」(平成 22 年)
- ・「開館 25 周年記念 『生誕 100 年特別展 白洲正子 神と仏、自然への祈り』展」(平成 22 年)
- ・「小堀四郎と鷗外の娘 ひと筋の道」(平成 22 年)
- ・「建島覚造 - アトリエの時間」(平成 22 年)
- ・「保田春彦 - デッサンによる人間探究」(平成 22 年)
- ・「『アンリ・ルソーと素朴な画家たち』展」(平成 23 年)
- ・「都市から郊外へ 1930 年代の東京」(平成 23 年)
- ・「イタリアの部屋でみる夢」(平成 23 年)
- ・「リオープン記念展 『福原コレクション 駒井哲郎 1920-1976』」(平成 24 年)
- ・「すべての僕が沸騰する 村山知義の宇宙」(平成 24 年)
- ・「生誕 100 年 松本竣介展」(平成 24 年)
- ・「エドワード・スタイケン写真展」(平成 24 年)

(5) 世田谷文学館における主な展覧会

- ・「横溝正史と『新青年』の作家たち展」(平成 7 年)
- ・「『青鞥』と『女人芸術』～時代をつくった女性たち展」(平成 8 年)
- ・「五味太郎の世界展」(平成 9 年)
- ・「黒澤明の仕事展」(平成 11 年)
- ・「谷川俊太郎 絵本の仕事展」(平成 12 年)
- ・写真展「宮沢賢治 幻想紀行」(平成 14 年)
- ・「椎名誠 ずんがずんが展」(平成 15 年)
- ・「没後 20 年 寺山修司の青春時代展」(平成 15 年)
- ・「生誕 120 年 詩人画家・竹久夢二展」(平成 16 年)
- ・「藤沢周平の世界展」(平成 17 年)
- ・「宮沢和史の世界」(平成 18 年)
- ・「向田邦子 果敢なる生涯」(平成 19 年)
- ・「美内すずえと『ガラスの仮面』展」(平成 19 年)
- ・「植草甚一 マイ・フェイヴァリット・シングス」(平成 19 年)
- ・「向井荷風のシングル・シンプル・ライフ展」(平成 19 年)

- ・「文学に描かれた世田谷 100 年の物語」(平成 19 年～)
- ・「『ファール昆虫記の世界』展」(平成 20 年)
- ・「『没後 5 年宮脇俊三と鉄道紀行展』」(平成 20 年)
- ・「宮尾登美子展」(平成 20 年)
- ・「絵本展『進める荒井良二のいろいろ展』」(平成 20 年)
- ・「世田谷線の小さな旅」(平成 20 年)
- ・「生誕 100 年 松本清張展」(平成 21 年)
- ・「堀内誠一 旅と絵本とデザインと」(平成 21 年)
- ・「久世光彦展」(平成 21 年)
- ・「石井桃子展」(平成 21 年)
- ・「星新一展」(平成 22 年)
- ・「開館 15 周年記念事業『みんなのサザエさん展』」(平成 22 年)
- ・「森鷗外と娘たち展」(平成 22 年)
- ・「旅する絵描き いせひでこ展」(平成 22 年)
- ・「大震災被災者支援・復興支援のための講演会 いのちを守り、いのちを支える～絵本からのメッセージ」
(平成 22 年)
- ・「『世界中で愛されるリンドグレーンの絵本』展」(平成 23 年)
- ・「和田誠展 書物と映画」(平成 23 年)
- ・「生誕 125 年 萩原朔太郎展」(平成 23 年)
- ・「『地上最大の手塚治虫』展」(平成 24 年)
- ・「宮崎駿が選んだ 50 冊の直筆推薦文展」(平成 24 年)
- ・「齋藤茂吉と『楡家の人びと』展」(平成 24 年)

